

館 山 市

地 域 福 祉 計 画 地 域 福 祉 活 動 計 画

2024（令和6）年度～2029（令和11）年度



館山城から望む館山湾と市街地

館 山 市

館山市社会福祉協議会

は　じ　め　に

今日、少子高齢化や社会的孤立、家族構成の変化などの影響から、生活環境も変化しています。これに伴い、人々が暮らしていく上での課題は、子育て・高齢者・障害者・生活困窮などの様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、個人や世帯において複数の分野にまたがり課題を抱え「複合化」しています。さらには、町内会活動、地域福祉活動の担い手が不足し、地域におけるコミュニティが希薄になってきています。



このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会＝地域共生社会の実現が求められています。

館山市では、地域共生社会の実現に向け、市民の皆様と関係団体、行政が連携を図りながら協働の考え方を踏まえ『一人ひとりが繋がり、はじまる、みんなで支え合う、あったかまちづくり』を基本理念とした館山市地域福祉計画を策定しました。

本計画には、市民の皆様が主体となり活動していただく館山市地域福祉活動計画も盛り込まれているほか、自殺対策計画・成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画を包含しており、福祉全般にわたる特色ある計画となっています。

市民の皆様、関係団体と共に、本計画の実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただいた計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケートなどを通じて貴重なご意見をいただいた市民の皆様や関係団体の皆様に心より感謝申し上げますとともに、今後とも、本市の福祉行政の推進にお力添えを賜りますようお願いいたします。

令和6年4月

館山市長　森　正　一

つながりみんなで支え合うことを大切にした
～地域共生社会の実現に向けて～



館山市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的に、微力ではございますが、市民の皆様や館山市と協働して様々な事業に取り組んでまいりました。

今日、さらなる少子高齢化の進行により人口構成や世帯構成、地域基盤に大きな影響をもたらしております。一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の増加、核家族化、若い世代の流出により、高齢者の「孤立化」の進行や家族による介護機能の低下、担い手不足など、地域の福祉課題も多種多様化し、これまでの公共の福祉サービスのみでは対応が困難となり、地域における助け合い、支え合い社会の構築が必要となってまいりました。地域で暮らす子供・高齢者・障がいのある方など全ての人々が「支える側」であり「支えられる側」である事を「我が事」として、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや担い手として役割をもち、福祉コミュニティや地域社会を共に創ることで住民が自立した生活を営むことのできる体制づくり・仕組みづくりなど「地域共生社会の実現」に向けた取り組みを進めていく必要がございます。

こうした社会情勢の中、館山市社会福祉協議会は、市民の皆様、館山市と協働し、いつまでも住み慣れた地域で安心して自分らしく生活することができる地域福祉を推進するため、令和6年4月1日館山市地域福祉計画の策定に合わせて、館山市地域福祉活動計画を行政と協働で策定致しました。

計画の策定にあたり、アンケート調査や各種団体ヒアリング調査及び地域座談会などを行政と共同で実施し、多くの市民の皆様からいただきました貴重なご意見を、市民公募委員、関係機関・団体、学識経験者の方々による地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会で協議を重ね策定致しました。

地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念『一人ひとりが繋がり、はじまる、みんなで支え合う、あったかまちづくり』を実現するため、社会福祉協議会役職員全員で努力いたす所存ですので、市民の皆様や関係機関・団体の皆様の一層のご理解とご協力を御願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました策定委員の皆様をはじめ、住民座談会やヒアリング調査にご協力いただきました皆様、また関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和6年4月

社会福祉法人 館山市社会福祉協議会
会 長 秋山 一夫

館山市地域福祉計画 目次

はじめに	館山市長 森 正一	i
つながりみんなで支え合うことを大切にしたい ～地域共生社会の実現に向けて～		ii
社会福祉法人 館山市社会福祉協議会 会長 秋山 一夫		
第1章 計画の策定にあたって		1
第1節 計画策定の背景と趣旨		1
1 社会福祉の発展・充実と地域福祉の意義		1
2 地域福祉計画策定の意義と趣旨、地域福祉を計画的に進めることの重要性		2
第2節 計画の根拠と位置付け		4
1 社会福祉法に定める地域福祉と地域福祉計画		4
2 館山市基本構想・基本計画との関係		4
3 館山市における福祉諸計画との関係		5
4 計画期間		5
第2章 館山市における地域福祉を取り巻く現状と課題		6
第1節 統計から見る現状		6
第2節 各種調査に見る現状		14
1 市民意識調査		14
2 地区別市民懇談会		16
3 関連専門職団体・機関ヒアリング		18
第3節 国、千葉県及び近隣自治体の動向		20
1 国の動向―地域共生社会の実現へ向けた近年の制度改正		20
2 千葉県の動向		21

3	近隣自治体の動向	22
第4節	館山市における地域生活の課題	25
第3章	計画の基本的な考え方	27
第1節	地域福祉における SDGs（持続可能な開発目標）	27
第2節	基本理念	30
第3節	基本目標	31
第4章	具体的な施策・事業	32
第1節	施策の体系	32
第2節	基本目標実現に向けた取り組み	38
基本目標1	市民の繋がり の強さを活かす 市民協働の豊かな人づくり	38
基本目標2	暮らしやすい生活環境のさらなる整備で 安全・安心な毎日を創り出す地域づくり	43
基本目標3	いろいろな“暮らしにくさ”に 正面から向き合うサービス基盤づくり	50
基本目標4	多様な地域生活課題に応える 包括的支援の仕組みづくり	58
基本目標5	包括的支援体制の整備・重層的支援体制整備事業 実施へ向けた準備と組織づくり	62
第5章	自殺対策計画	65
第1節	計画策定の背景・趣旨と法的根拠等	65
第2節	館山市及び千葉県における自殺の現状・特徴	67
第3節	命を支えるこれからの取り組み	71
第4節	命を支え、自殺を防止する施策の展開	72
第6章	成年後見制度利用促進基本計画	76
第1節	計画策定の法的根拠及び基本的な考え方	76

第2節	館山市における成年後見制度利用の現状	78
第3節	成年後見制度に関わる課題・対応策及び施策の体系	81
第4節	地域連携ネットワークづくりの推進	82
第5節	制度が必要な人の立場に立った具体的施策の展開	83
第7章	再犯防止推進計画	87
第1節	再犯防止推進計画の背景・趣旨と法的根拠	87
第2節	千葉県における再犯防止を取り巻く状況	88
第3節	計画の目標等	89
第4節	矯正施設を出所した人を支え、再犯を防止する施策の展開	90
第8章	地域福祉活動計画	96
第1節	地域福祉活動計画の趣旨及び地域福祉計画との関係	96
第2節	地域福祉活動の現状と課題	97
第3節	地域福祉活動計画の基本理念と基本目標	98
第4節	市民協働で目指す具体的施策の展開	99
基本目標1	市民の繋がり の強さを活かす 市民協働の豊かな人づくり	99
基本目標2	暮らしやすい生活環境のさらなる整備で 安全・安心な毎日を創り出す地域づくり	102
基本目標3	いろいろな“暮らしにくさ”に 正面から向き合うサービス基盤づくり	106
基本目標4	市民の地域福祉活動の中核となる 市社会福祉協議会の活動基盤づくり	110
第9章	計画の推進に向けて	112
第1節	計画の進行管理・推進体制	112
第2節	計画の評価方法	113

資料編		115
1	用語解説	116
2	館山市地域福祉計画策定委員会	122
	設置要綱	122
	委員名簿	125
3	計画策定審議経過	126

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

1 社会福祉の発展・充実と地域福祉の意義

(1) 社会福祉がめざすもの

戦前の日本では「社会事業」と呼ばれていた救済的事業に替わって、戦後になって「社会福祉事業」という考え方が定着し始めるのは、終戦の翌年（1946（昭和）21年）に制定された旧・生活保護法に続いて1948（昭和23）年1月に施行された児童福祉法からです。

これに先立つ1947（昭和22）年5月には現行の新しい日本国憲法が施行され、その第3章（第10条～第40条）に「国民の権利及び義務」の条文が設けられ、「国民の基本的人権の保障」、「個人の尊重と公共の福祉」、「生存権の保障」など、社会福祉の基礎となる考え方が次のように明記されました。

- ・第11条（基本的人権の保障） 国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。
- ・第13条（個人の尊重と公共の福祉） すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限の尊重を必要とする。
- ・第25条（生存権の保障） すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

福祉に関連する憲法の条文では、一般的には、生存権の保障を謳った第25条が強く認識されています。もちろん、国民の誰もが「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障されるべきなのはいうまでもありませんが、さらに同時に、誰もが「基本的人権の享有を妨げられ」ず、かつ「生命、自由」と「幸福追求」の権利が最大限尊重されるべきであることも、社会福祉がめざすべき最も根幹となるものです。

(2) 地域福祉についての考え方の変遷

児童福祉法の制定から始まった戦後日本の社会福祉は、その後の新・生活保護法、身体障害者福祉法（児童福祉法と併せて「福祉三法」と言います。）、さらに、知的

障害者福祉法、老人福祉法、母子および寡婦福祉法（福祉三法と併せて「福祉六法」と言います。）による対象者ごとの属性別縦割り・施設福祉重視の措置制度のもとで発展してきました。この時期は、「地域福祉」は「その他の福祉」的な位置付けでした。

1990（平成 2）年に社会福祉に関する 8 つの法律の同時改正（福祉八法改正）が行われて、

- ① 在宅福祉サービスが法的に位置付けられ、
- ② 高齢者と身体障がい者の入所措置権が市町村に委譲されるとともに、
- ③ 老人保健福祉計画の策定が地方自治体に義務づけられました。

これにより、基礎自治体である市町村において福祉の計画的な実施が初めて始まりました。

2000（平成 12）年、社会福祉の基礎構造改革により、福祉の基本法とも言える社会福祉事業法が社会福祉法へと、名称も含めて改正され、

- ① 福祉サービスの利用が措置から契約制度へと移行し、
- ② 社会福祉法第 1 条（目的）に「地域における社会福祉（以下「地域福祉という。）の増進を図る」、さらに第 4 条には「地域福祉の推進」が明記され、
- ③ 第 107 条には「市町村地域福祉計画」、第 108 条に「都道府県地域福祉支援計画」の策定が書き込まれ、市民参加・市民協働による地域福祉の推進が位置付けられるとともに、行政責任もまた法定化されました。

同法第 109 条においては、市町村社会福祉協議会が「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であるとして明記もされました。

2 地域福祉計画策定の意義と趣旨、地域福祉を計画的に進めることの重要性

このようにして「地域福祉」は、福祉サービスの提供が福祉六法による措置制度から、在宅を重視する契約制度の下で住民に身近な市町村からの提供に転換されることに伴い、いわば「その他の福祉」から、個別・縦割り福祉を、地域を基盤として横に貫き、暮らしの中の幅広い地域課題に対応する福祉へとなり、各種福祉の最も基盤であり、中心となる福祉へと位置付けを変えてきました。そうした地域福祉を計画的に進めるための地域福祉計画策定のプロセスは、次のような意義と重要性を持っています。

- ① 市民参加によって市民の社会福祉への意識を変え、地域の力を引き出します。
- ② 市民と行政が協働（市民協働）して地域を創っていく機会とします。
- ③ 従来からの縦割りの福祉を見直し、保健・医療・福祉が横断的に連携した総合的で重層的なサービス提供システムを展開する機会とします。

- ④ 計画作りを通して、市職員・市社協職員も横断的に連携し、チームでアプローチする必要性を認識します。
- ⑤ 「福祉でまちづくり」を目指して、ノーマライゼーション、バリアフリー、市民参加、男女共同参画など、「誰一人も取り残さない」地域社会を築く機会とします。
- ⑥ コミュニティ組織の再生・再構築を目指して、町内会等の地縁型組織とNPO等の目的型組織との連携を作り出し、地域社会が持続する力を形成します。

第2節 計画の根拠と位置づけ

1 社会福祉法に定める地域福祉と地域福祉計画

社会福祉法第4条は、第1項において地域福祉がめざすものを「地域住民が相互に人格と個性を尊重しあいながら、参加し、共生する地域社会の実現」とし、第2項で「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できる」、そうした地域共生社会を創り出していくように、地域住民、社会福祉事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が相互に協力して努めるべきことを強調し、第3項では対象となる「地域課題」を「介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、・・・地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」として広く捉えその解決を図る、と規定しています。

法第107条は、こうした地域福祉に関する次の事項を一体的に定める計画としての市町村地域福祉計画の策定を市町村の努力義務として定めています。

- ① 地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉に関して共通して取り組む事項
- ② 福祉サービスの適切な利用促進に関する事項
- ③ 社会福祉事業の健全な発達に関する事項
- ④ 活動への住民参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題解決への支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 館山市基本構想・基本計画との関係

従来の地方自治法ではその第2条第4項において、「その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め」議会の議決を経ることとされてきました。それが、2011（平成23）年5月に地方分権改革による法改正がなされて基本構想の法的な策定義務がなくなり、自治体の独自の判断に委ねられることになりました。しかし同時に総務大臣通知が出され、「改正法の施行後も、法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能」とされました。

現在の第4次館山市基本構想・基本計画はそうした位置付けで制定されている館山市の最上位の計画であり、地域福祉計画は、福祉分野における総合的な計画として館山市基本構想・基本計画の下位計画に位置付けられます。

3 館山市における他の福祉諸計画との関係

館山市には各個別分野の福祉計画として、「老人保健福祉計画（介護保険事業計画を含む）」、「障害者福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」があります。上述したように、社会福祉法第4条第3項では対象となる「地域課題」を「介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、・・・地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」として広く捉えその解決を図ることとし、さらに同法107条では地域福祉計画に定めるべき事項の第1号として「地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉に関して共通して取り組む事項」を掲げています。

したがって本計画は、福祉分野における総合的な計画として館山市基本構想・基本計画の下位計画に位置付けられると同時に、他の個別福祉計画の「上位計画」として位置付けられるものです。

4 計画期間

本計画の上位計画である「第4次館山市総合計画」と「後期基本計画」が2025（令和7）年度で終了し、新たな計画が策定されます。また、介護保険事業計画を含む高齢者保健福祉計画が2024（令和6）年度～2026（令和8）年度の3ヶ年計画として策定・実施されます。

本計画はこれらの計画と将来的に改定時期ができるだけ揃うように期間を設定すべきであることを前提とし、今次の計画期間は6カ年（2024(令和6)年度から2029(令和11)年度）とします。

そのため、6年間の計画の中間期において、必要な事業の見直し、数値等修正を行うこととします。

第2章 館山市における地域福祉を取り巻く現状と課題

第1節 統計から見る現状

(1) 年齢3区分別人口の推移

館山市の人口は減少傾向にあり、総人口は2016（平成28）年に48,403人でしたが、2023（令和5）年には44,414人となっています。また、2030（令和12）年には40,624人まで減少すると推計されています。

年齢3区分別の人口をみると、全ての区分で減少していますが、特に生産年齢人口（15-64歳）の減少が大きくなっています。

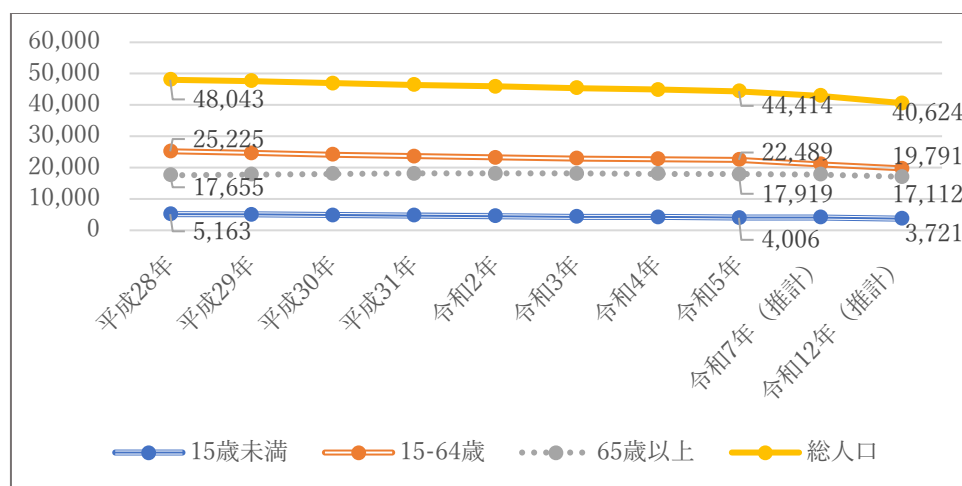


図1 年齢3区分別人口の推移 出典：館山市大字別（町丁字別）人口

(2) 総世帯数と1世帯あたり人数の推移

総世帯数については、2016（平成28）年は22,960世帯でしたが、2022（令和4）年には23,270世帯となっており若干増加しています。他方、1世帯あたり人数については減少しており、2016（平成28）年に2.09人でしたが、2022（令和4）年には1.92人となっています。

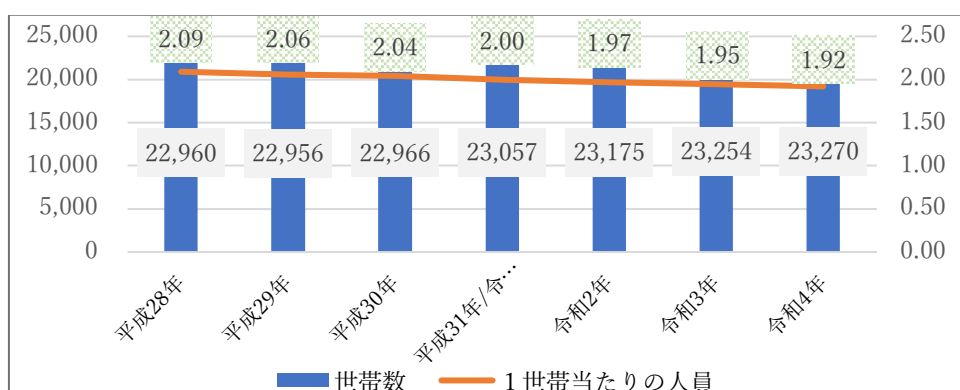


図2 総世帯数と1世帯あたり人数の推移 出典：館山市の統計 2022

(3) 地区別人口・世帯数・1世帯人員・年少人口割合・高齢化率等一覧

図3の地区別世帯数及び人口については、北条が最も多く次いで館山、那古となっています。一方で、最も少ないのは富崎となっています。また、1世帯あたりの人数をみると、九重や那古、豊房、館野で2.0を超えている一方で、その他は全て2.0を下回っています。

続いて図4及び図5の地区別の年齢3区分別人口については、館山、北条、那古において生産年齢人口（15-64歳）が高齢者（65歳以上）を大きく上回っています。他方、西岬、神戸、富崎、豊房では高齢者（65歳以上）の方が生産年齢人口（15-64歳）を上回っており、高齢化が進んでいるといえます。

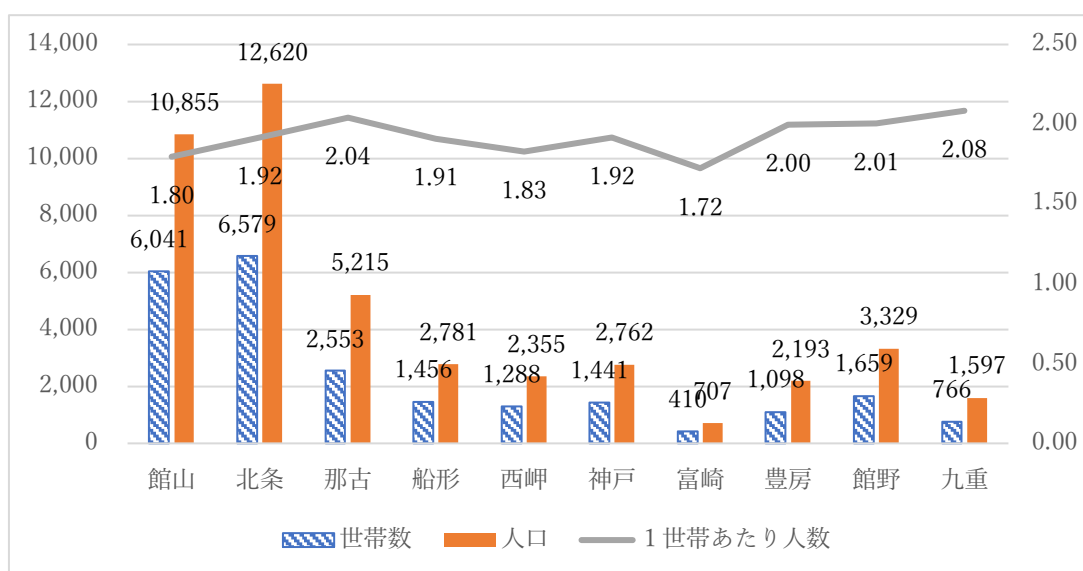


図3 地区別世帯数及び人口・1世帯あたり人数（令和5年4月1日現在）

出典：館山市大字別（町丁字別）人口

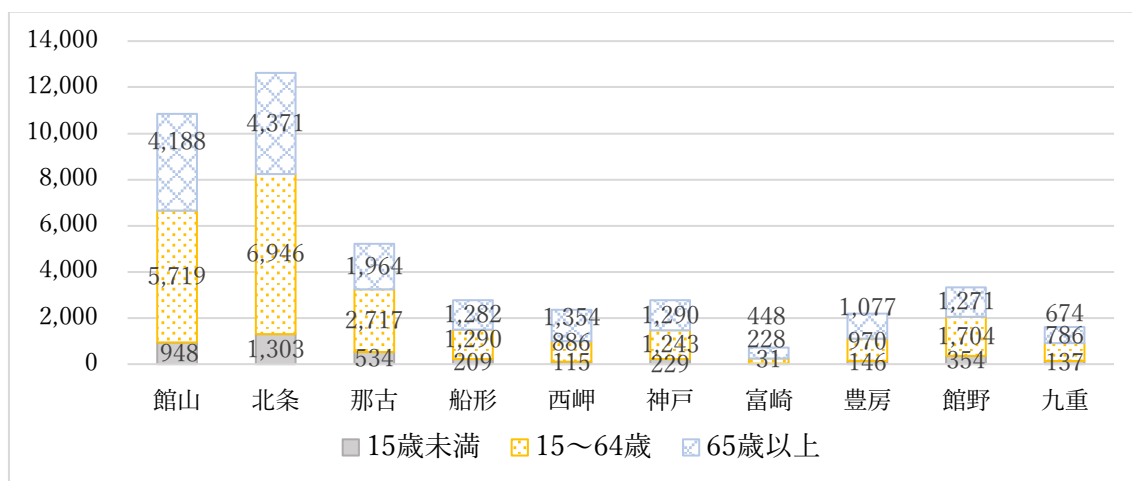


図4 地区別・年齢3区分別人口（令和5年4月1日現在）

出典：館山市大字別（町丁字別）人口

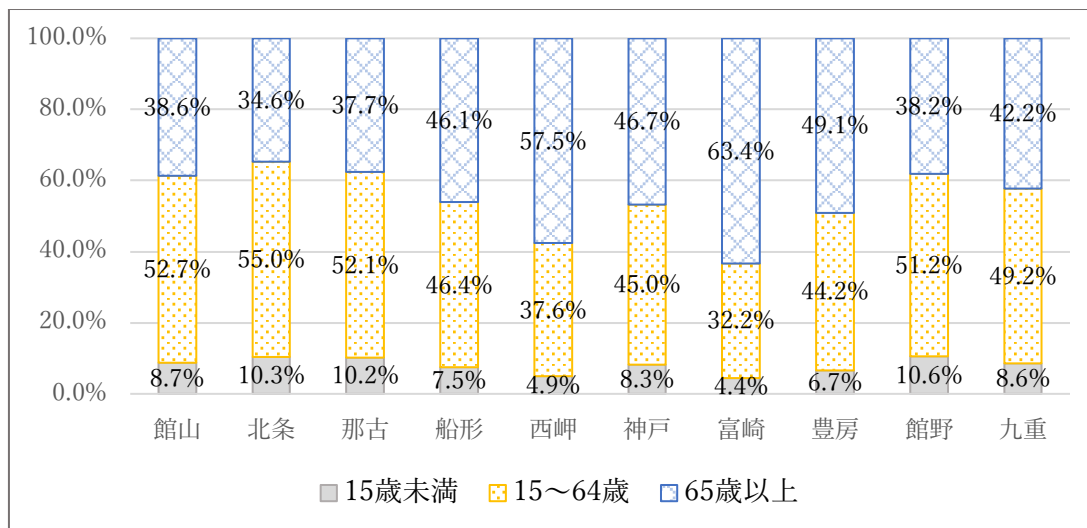


図5 地区別・年齢3区分別人口割合（令和5年4月1日現在）

出典：館山市大字別（町丁字別）人口

（4） 要介護度別介護保険（要支援・要介護）認定者数・認定率の推移

介護保険（要支援・要介護）認定者数・認定率については、2016（平成28）年3月末には認定者数が3,322人で認定率が18.8でしたが、2023（令和5）年2月末には3,768人で21.0と増加しています。

要支援・要介護度別の推移をみると、要介護2と要介護5は増加がみられませんが、その他の介護度については増加しています。

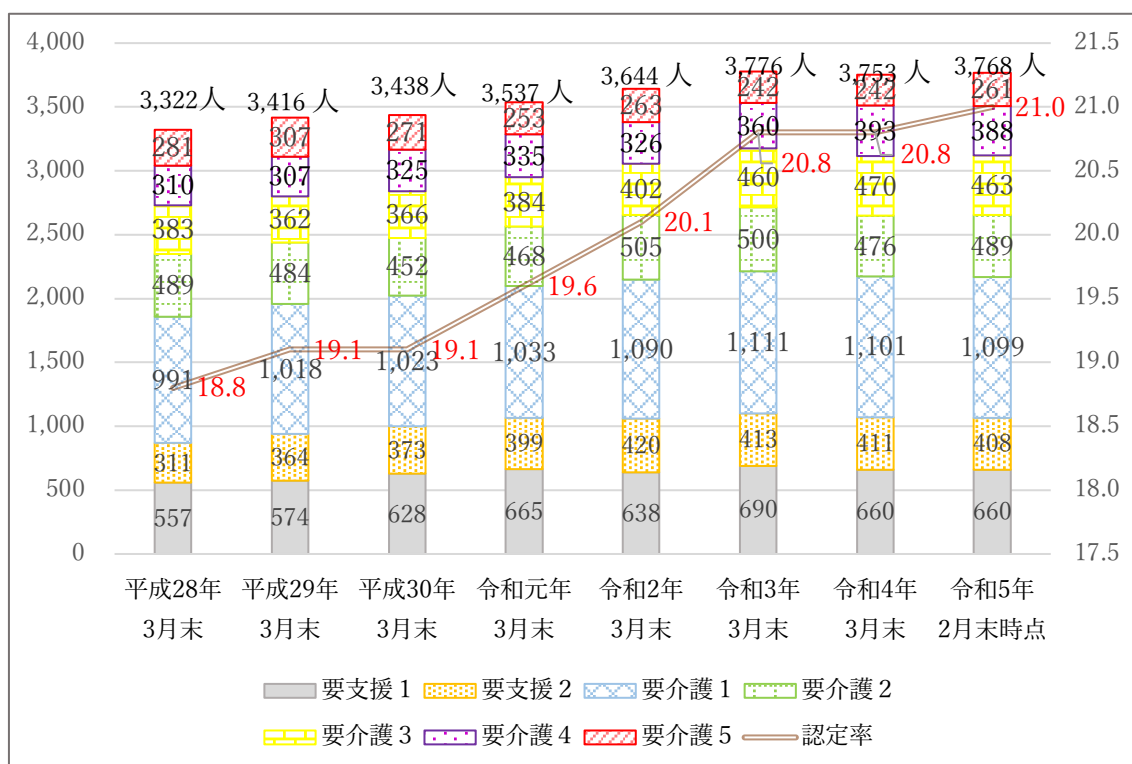


図6 要介護・要支援認定者数の推移

出典：平成26年度から令和2年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和3年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」、令和4年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

（5） 障害者手帳（三障害）所持者数の推移

障害者手帳（三障害）所持者数については、2016（平成28）年から増減を繰り返しており、2023（令和5）年は2,756人となっています。

三障害別所持者数については、身体障害者手帳所持者数は減少していますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数については増加しています。

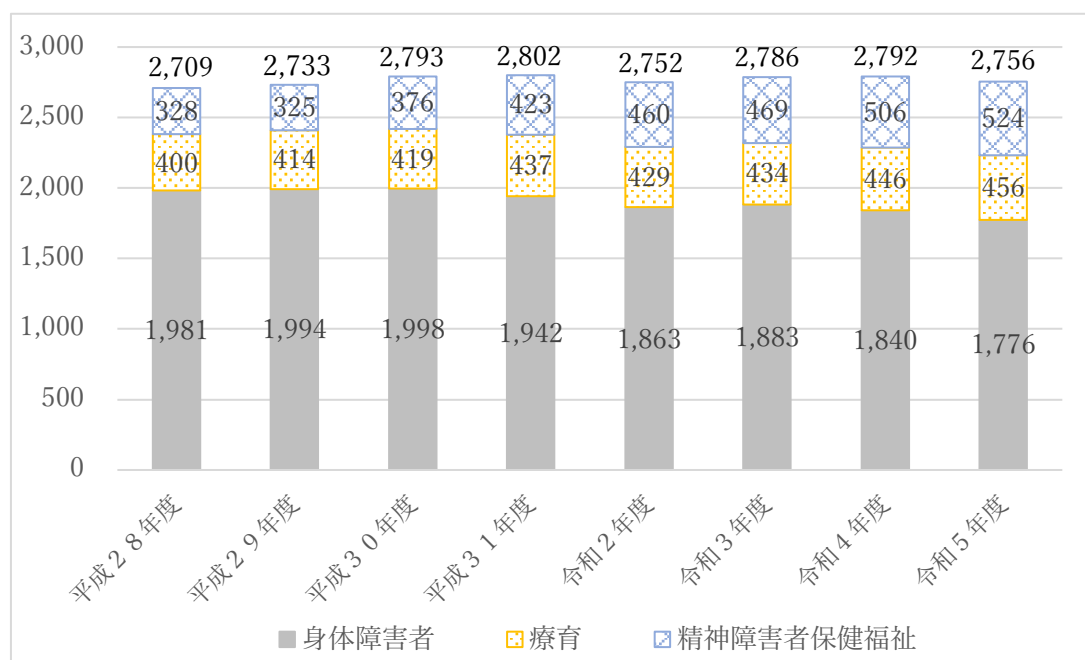


図7 障害者手帳所持者数の推移

出典：市の把握する値

(6) 地区別・三障害別一人暮らし障害者数の現状

地区別・三障害別障害者数については、地区別では館山が最も多く、三障害別では身体障害者が最も多くなっています。

また、三障害別一人暮らし数については、身体障害者手帳所持者が659人、精神障害者保健福祉手帳所持者が278人、療育手帳所持者が144人となっており、合わせて1,000人程度の障害者が一人暮らしをしています。

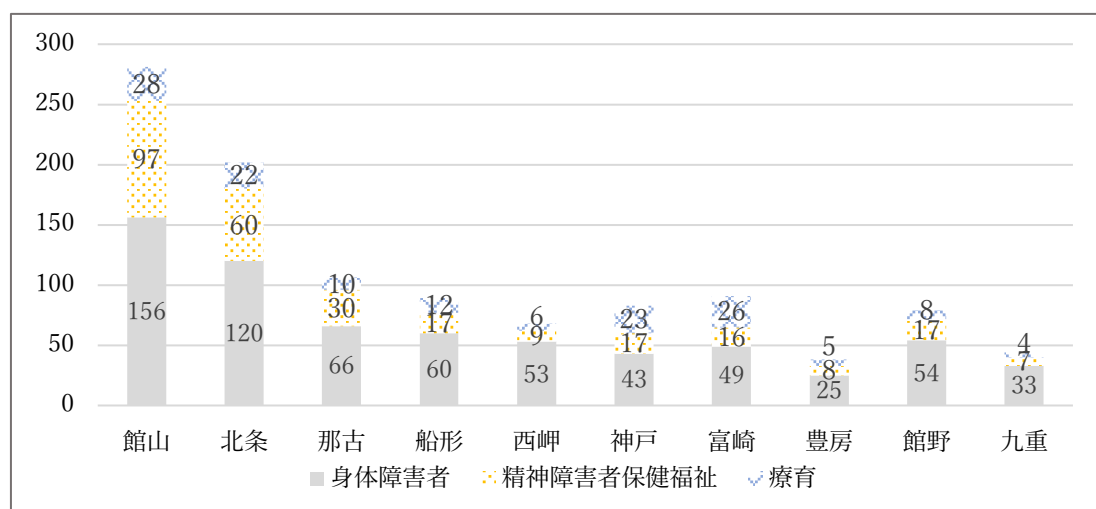


図8 地区別・三障害別障害者数（令和5年4月1日時点）

出典：市の把握する値

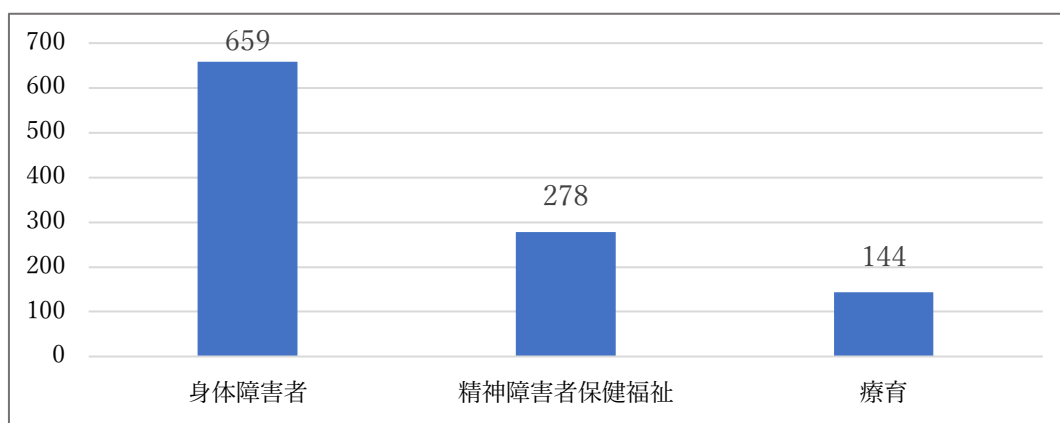


図 9 三障害別一人暮らし障害者数（令和 5 年 4 月 1 日）

出典：市の把握する値

（7） 生活保護受給人数・世帯数の推移

生活保護受給人数・世帯数については、2016（平成 28）年が 706 人で 578 世帯でしたが、2022（令和 4）年は 594 人で 517 世帯と減少しています。

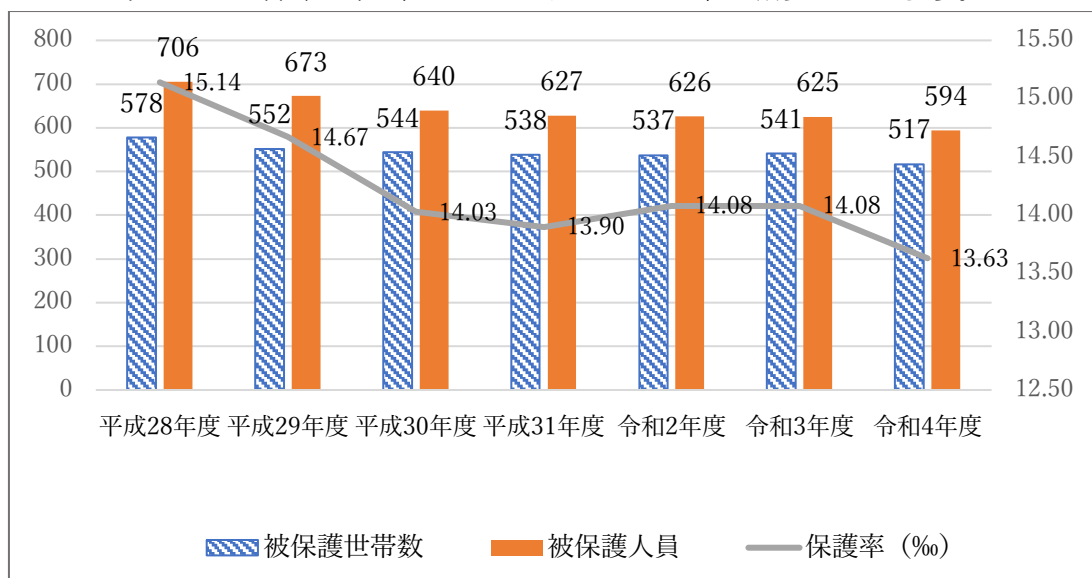


図 10 生活保護受給人数・世帯数の推移

出典：市の把握する値

（8） 生活困窮者自立支援サービス利用者の推移

生活困窮者自立支援サービス利用者についてサービス別にみると、自立相談支援が圧倒的に多くなっています。また、令和 2 年度は利用者が非常に多く、新型コロナウイルス感染症の拡大が影響していると考えられます。

表 1 生活困窮者自立支援サービス利用者の推移

年度	自立相談支援	住居確保給付金	就労準備	家計改善
平成 28 年度	37	1	-	-
平成 29 年度	79	1	2	8
平成 30 年度	72	0	3	5
平成 31 年度	42	3	1	5
令和 2 年度	149	4	1	4
令和 3 年度	88	6	2	6
令和 4 年度	92	6	0	3
合計	559	21	9	31

出典：市の把握する値

(9) 民生委員・児童委員数の推移

民生委員・児童委員数の推移については 2019（令和元）年度まで定数 111 人に対して委嘱数が 111 人となっています。しかし、2020（令和 2）年度以降は委嘱数が減っており、令和 5 年度には 104 人と定数に 8 人足りない状況となっています。

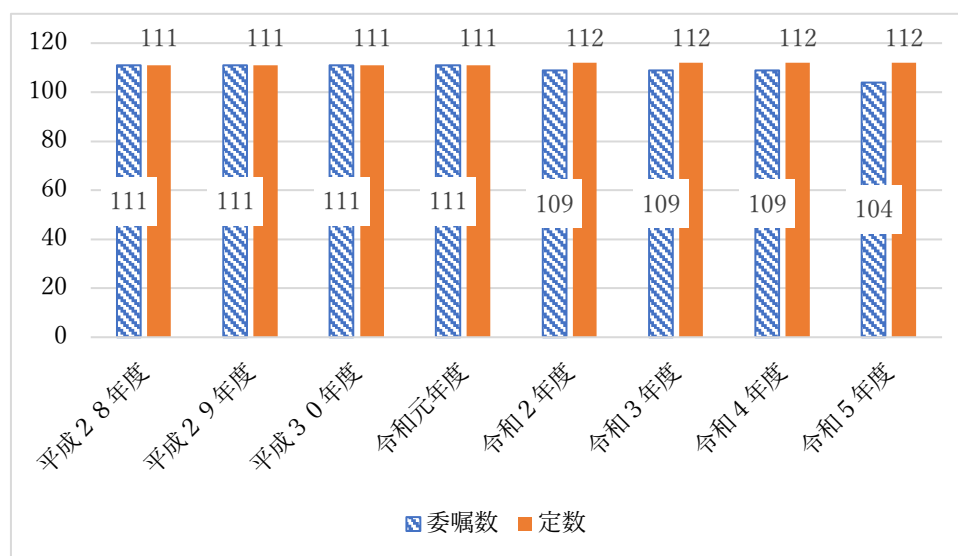


図 11 民生委員・児童委員数の推移

出典：市の把握する値

（１０） 町内会等加入世帯数・加入率の現状

2023（令和 5）年 4 月 1 日時点での町内会等加入世帯数は 19,920 世帯で、加入率は 85.53%となっています。

表 2 町内会等加入世帯数・加入率（令和 5 年 4 月 1 日）

加入世帯数	19,920 世帯
加入率	85.53%

出典：市の把握する値

（１１） ボランティア団体・NPO 団体（目的別）数と会員数の現状

市が把握しているボランティア団体等の数については、ボランティア団体数が 8 団体で NPO 団体が 23 団体、市民活動団体は 18 団体となっています。

表 3 ボランティア団体・NPO 団体数（令和 5 年 5 月 23 日）

ボランティア団体数	8
NPO 団体	23
市民活動団体	18

※会員数は不明

出典：市の把握する値

第2節 各種調査にみる現状

- 各種調査の結果については、本節では紙幅の関係上、調査結果から読み取れる「現状の課題」を中心として記述しています。調査結果全体につきましては、館山市ホームページに報告書全文を掲載していますので、そちらをご覧ください。

1 市民意識調査

市民意識調査は、以下のとおり実施しました。

- ① 調査の対象：2022（令和4）年8月1日時点で18歳以上の市民2000人
（住民基本台帳から無作為抽出）
- ② 回収率：881人から回答（有効回収率44.1%）
- ③ 調査期間：2022（令和4）年8月24日～9月20日
- ④ 調査方法：無記名の質問紙調査（郵送配布）
- ⑥ 調査内容：

1	回答者の属性	8問
2	住んでいる地区のことで感じていること	7問
3	毎日の暮らしで感じていること	5問
4	地区での課題や地域活動について	4問
5	災害等の対応について	3問
6	民生委員・児童委員や社会福祉協議会について	4問
7	市の福祉サービスについて	4問
8	自由記述	
	合計（自由記述を含めて）	36問

「地区のことで感じていること」としては、地区の持つ強みとして自然環境の豊かさや治安の良さ、食材の美味しさなどが多く挙がっていました。一方で子育て環境や保健・福祉サービス、災害時の避難・援助体制を強みとする回答は非常に少なく、子育てや保健・福祉、災害対応について課題があると感じている市民が多いと言えます。

また、強みについて地区別にみると、それぞれ回答割合に大きな違いも見られます。例えば、北条地区は他地区と比較すると買い物や医療機関の利便性が高い一方で、西岬地区や神戸・富崎地区などにおいては自然環境が豊かで近隣関係も比較的密ではあるものの、買い物や医療機関等の利便性が低いことが現れています。館山地区は自然の豊かさや近隣関係、買い物の利便性についてどれもほとんど平均かそれ以上の回答があるものの、医療機関については強みとする回答が少なくなっています。

他方、「今後も今の地区に住み続けるために必要な福祉サービス」では、柔軟に対応できる福祉行政サービスや地域医療、地域福祉の充実を求める回答が多い一方で、地区住民同士の交流・支え合いや協働について求める回答は少なくなっています。このことから、市民参加・市民協働などの必要性についてはまだあまり認識されていない可能性が考えられます。

本調査の結果では、単純集計とともに地区別や年代別などのクロス集計も行いましたが、それらの結果からは次のような課題を見出すことができます。

- ・ 道路環境・公共交通機関などの交通インフラの整備
- ・ 身近な困り事について相談できる場所の整備
- ・ 公園など子どもの安全な遊び場の整備
- ・ 実際の災害時の動き方や、避難所生活を具体的にイメージできるような情報の周知や、避難訓練の実施、呼びかけなど
- ・ 民生委員・児童委員についての周知。広報、及びアウトリーチ型支援の強化
- ・ 社会福祉協議会の周知・広報の強化
- ・ 地区活動の活性化や担い手の育成（参加しやすい地区活動の創設）
- ・ 市民参加・市民協働の必要性についての住民意識の醸成
- ・ 市民の福祉意識の醸成
- ・ 市や社会福祉協議会等と市民の連携・協働意識の強化と方法論の検討
- ・ 10 地区それぞれの特性を踏まえた施策の検討

これらの課題が現在の館山市のすべての課題であるとは言い切れませんが、本調査から見出された優先的に取り組むべき課題であるということはできます。館山市の現行の「後期基本計画」では、主な課題として「過度な人口減少の抑制」、「生活の利便性向上やまちの活力向上」、「安全・安心な環境づくり」の三つが挙げられています。具体的には、「生活の利便性向上やまちの活力向上」では地域内交通や買い物など生活の利便性向上や、求職者と求人のミスマッチ解消などがその内容に含まれており、「安全・安心な環境づくり」では、防災態勢の強化や子育て環境の充実、保健・医療体制の充実が含まれています。本調査から見出した課題の多くもこの三つの課題に含まれるものではありませんが、より具体化して表現されているものであると言えます。

他方、本調査で見出した課題のうち、「市民参加・市民協働の必要性についての住民意識の醸成」や「福祉意識の醸成」、「10 地区それぞれの特性を踏まえた施策の検討」については三つの課題に含まれているものとは言えず、現状では課題としての認識は薄いと言えます。本計画の中で十分に検討すべき課題となっています。

2 地区別市民懇談会

地区別市民懇談会は、以下のとおり実施しました。

- ① 開催地区：神戸地区・富崎地区・館山地区など、合併前の旧市町村 10 地区
- ② 実施期間：2022（令和4）年 11 月 19 日～12 月 10 日
- ③ 参加者数：各地区 3 人～16 人（10 地区合計 105 人）
- ④ 開催方法：1 グループを 6 人前後に分けたワークショップ方式
- ⑤ 話し合ったテーマ：
 - テーマ1 私の地区の良いところ、強み
 - テーマ2 私の地区の課題、解決したいこと
 - テーマ3 こうして解決、地区の課題

「テーマ1：私の地区の良いところ、強み」についてでは、市内10地区のうち北条地区を除く9地区全てで自然の豊かさ、海・山の産物の新鮮さと美味しさが挙げられました。自然と文化に恵まれ、温暖な環境もあってとても住みやすいという評価も圧倒的です。

面積の広い館山市の中で、JR 路線沿い、国道の高速バス路線沿いなどの交通の便が良い地区（館野、九重、船形、那古、豊浦、北条、館山）では、病院・商店・飲食店などが整い、公共施設も充実していることから、暮らしやすいとの評価が見られます。地域に古い歴史と文化もあって、美しい海と富士山の景観、美味しい食べ物と合わせてもっと観光に力を入れてもいいのではというご意見も数多くあります。

「近所付き合いはほどほどにある」という意見が出された北条地区以外は、「近隣の付き合い、人間関係が非常に良い」との声がすべてから挙がっています。北条地区も「近所付き合いはない」というのではなく、「ほどほどにある」のが良いという意味であると捉えられます。こうした現況は、これからの地域福祉の充実、地域での相互扶助の進展に向けて非常に良い条件であり、大切に育むべきこととして評価できます。

「テーマ2：私の地区の課題、解決したいこと」についてでは、ほぼどの地区からも少子高齢化問題が挙げられました。少子高齢化は、子供が減少し高齢者が増えるということに起因する次のような様々な現象を、館山市の各地域でも引き起こしています。少子高齢化の進展という非常に困難な事態に根本的な原因を持つ次のような現象をどのように改善していくのかが、非常に大きな課題となっています。

- ・農地管理が難しくなり、耕作放棄地が増加している
- ・土地の利用・活用ができなくなる
- ・空き家が増加している

- ・山や耕作地の荒廃、自然環境の悪化等による有害鳥獣の被害が増えている
- ・地域での人と人との繋がりが希薄化してきている
- ・繋がりの希薄化、若者の減少等により地域コミュニティ組織の運営が困難になってきている
- ・若者がおらず、地域産業や地域組織で後継者が不足している

さらに、市内の各地区間で違いがあるものの、買い物や通院の足となる公共交通機関が不便で、生活がしづらいという課題もあります。生活の利便性が向上できない地区はますます人口が減少することも考えられ、地域福祉の推進上で決して放置することのできない重要な課題であると言えます。

地区の課題への解決のアイデアを出し合う「テーマ3：こうして解決、私の地区の課題」についてのセッションは、なかなか難しかったようです。例えば少子高齢化の進展に関しては、「地区役員に若い人を入れる」や「地域で子供、高齢者を見守る」、「多世代交流の場をつくる」、「地区のコミュニティ委員会組織の充実を図る」など、地域の皆さんの合意形成ができればかなり実現できる可能性のあるアイデアも出されていましたが、「私の地区の良いところ、強み」でほとんどの地区からあがっていた「近隣の間関係の仲の良さ」、「コミュニティの強いつながり」をどのように活かしてそれらを実現するのか、あるいは地区に中にかなり存在している社会福祉法人・社会福祉施設の地域貢献機能との連携まで踏み込んだ提案には、もう一歩つなぎきれませんでした。

「コミュニティの充実」に関わる事柄についても同様にいうことができます。既存組織の活用や地区役員の後継問題、様々な交流の「場」づくりで、民生委員協議会や連合町内会、観光協会、市の市民協働の所管課、市社会福祉協議会などどのように連携協働していくのかをもう少し具体的に提案していく必要があります。

地区市民懇談会では提起されきれなかった幾つかの課題も見ておく必要があります。それは、現にいま様々に生活課題を抱えているであろう、次のような「当事者」と思われる方々の参加がほとんど確認できず、そうした「当事者」の皆さんが抱える次のような課題・暮らしの困難さがあまり提起されきれませんでした。

- ・子育て世代の方
- ・中・高・大学などの学生の方、青年層の市民
- ・身体・知的・精神等の障がいを持つ方
- ・様々な要因により生活困窮・生活保護受給中の方
- ・孤立・孤独の状況に置かれている方、あるいは、それらのために引きこもらざるを得なくなっている方
- ・8050問題を抱えている方

- ・ 高齢者・障がい者の家族を在宅で介護している方（ヤングケアラーも含めて）
- ・ 一人暮らしの高齢者や障害者で、入所・入院・住宅賃貸時の保証人がいなかったり、孤独死の不安等を持っていたりする方
- ・ 外国人の方

3 関連専門職団体・機関ヒアリング

関連専門職団体・機関ヒアリングは、以下のとおり実施しました。

- ① 調査対象団体：市社会福祉協議会、地域包括支援センターなど 10 団体
- ② 実施期間：2022（令和4）年 10 月
- ③ 調査方法：ヒアリングシートを配布
- ④ 調査項目：
 - ・ 業務概要
 - ・ 職員数（うち専門職の人数）
 - ・ 制度の狭間の問題
 - ・ 多問題世帯の相談
 - ・ 地域との連携
 - ・ 専門職から見た館山市で取り組むべき課題
 - ・ 貴団体が抱えている問題
 - ・ 貴団体が取り組みたいと考えているテーマ・事業

調査結果からは、制度の狭間に落ち込んでいる具体的な例や、多問題を抱え込んでいる世帯からの相談例など具体的な事例がたくさん挙がってきましたが、ここではヒアリング結果から明らかとなった、館山市内の専門職が必要と考えている館山市の課題やニーズを示します。

（1）多問題家族における精神障がい者支援への必要性

多くの関係団体が精神疾患を抱える利用者のいる多問題家族への対応に困難を感じています。病院未受診、自殺念慮を抱く利用者も専門職から指摘されています。

（2）夜間緊急時対応の送迎サービスの必要性

独居高齢者等を中心に、夜間時の体調不良や緊急時対応において送迎に困難を抱えている専門職がたくさんいます。通院時のみならず、治療を終えた後、自宅へ帰る際もタクシー等の確保も難しく送迎が課題となっています。

（3）移動支援の充実強化の必要性

人工透析患者の介護タクシー利用の増加による介護タクシーの不足等、移動へのニーズが高く、ニーズ充足が不足する傾向にあります。

（4）人材確保・人材不足対策の必要性

高齢者相談においても精神保健福祉士が必要なケースも増えており、多くの団体で

慢性的な人材不足を抱えています。

(5) 小地域活動を支える人材の配置の必要性

生活支援体制整備事業においても第2層の生活支援コーディネーターが配置されていない点等、地域住民の活動を支える体制が十分に確保されていないと専門職は感じています。

(6) 生活保護・生活困窮世帯への対応の必要性

専門職が取り上げた事例の多くは、生活保護世帯や家賃滞納や家計管理、就労支援等の生活困窮問題を抱えているケースが多くなっています。

(7) ひきこもりケースの増加

国において孤独・孤立対策で指摘されているひきこもりケースが、館山市においても専門職から多く取り上げられています。

(8) 保証人、成年後見人等権利擁護支援の必要性

身寄りのない単身高齢者も増加傾向にあり、家族がいても障害や要介護状態等で後見人や保証人になれないケースが専門職から指摘されています。

(9) 包括的支援体制構築の必要性

専門職の多くが分野横断的な相談に応じられるようワンストップ窓口や包括的支援体制を求めている声が多く、重層的支援体制整備事業についても指摘があります。

(10) インフォーマルな社会資源の不足

専門職は、通いの場や居場所など、地域の中でのインフォーマルな活動や社会資源の不足を指摘しており、地域アセスメントによる社会資源の見える化も必要です。

(11) 圏域設定の不足と明確化の必要性

館山市は、5つの日常生活圏域と15地区の地区社協圏域を有しています。しかし、この圏域ごとの活動があまり専門職から指摘されていません。それよりも、通いの場の不足や生活支援コーディネーターの配置がないこと等、圏域ごとの活動が不足していると考えられる指摘が多くなっています。

(12) 専門職向け研修の不足と必要性

館山市内の専門職は、コロナ禍の影響もあり、十分な研修を各法人が実施できていないことが指摘されています。コロナ禍によって多くの負担が職員にかかっている一方で、新たな国の動向等を学ぶ機会が専門職として不足していると感じています。これら研修の機会を館山市として確保していくことは、職員の燃え尽き症候群（バーンアウト）を緩和させ、働き続けることを支援することにもつながると考えられます。

この調査では、市民意識調査や地区市民懇談会では現れにくい専門職ならではの課題が指摘されています。これらの課題を真摯に受け止め、館山市内の保健・医療・福祉の専門職の方々と市行政・市社会福祉協議会、そして市民が広く繋がり連携・協働して課題解決に向かっていくことが欠かせません。

第3節 国、千葉県及び近隣自治体の動向

1 国の動向 ― 地域共生社会の実現へ向けた近年の制度改革

2000（平成12）年の社会福祉基礎構造改革で措置制度からの転換を図り、地域福祉を中心としたソーシャルインクルージョンとノーマライゼーションの社会を確立することが目指されました。しかし、21世紀に入ってますます進む少子高齢社会の下での福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえて、縦割りでの単独の相談機関では十分に対応しきれない事例の増加や、「制度の狭間」の課題も認識されるようになってきました。そこで、複合的な生活課題を抱える住民への包括的な支援システムの必要性が高まり、「地域包括支援体制」を構築して誰もが支え合う「地域共生社会」の実現、そのため様々な生活課題を地域全体が「我がこと」として受け止め、「丸ごとつながる」事で地域を創っていく「地域共生社会」の考え方が、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（2015（平成27）年）、「ニッポン一億総活躍プラン」（2016（平成28）年）で位置付けられました。

これにより、2017（平成29）年には「地域共生社会」は今後の福祉を貫く「基本コンセプト」とされ、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」と定義されたところです（平成29年2月・厚生労働省地域共生社会実現本部）。

これらを受けて2017（平成29）年に社会福祉法が改正され、同法第106条の3において「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備する」ことに市町村が務めることとされ、同時に、地域福祉計画が市町村の福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置付けられ、2018（平成30）年4月に施行されました。

この時の改正法の附則において「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」と規定されましたが、これがいま全国の市町村で取り組みが始められている重層的支援体制整備事業のルーツです。

これを受けて「地域共生社会推進検討会」が2019（令和元）年12月に、重層的支援体制整備事業の考え方、実施内容について「最終とりまとめ」を公表し、「地域共生社会」の実現に向けて包括的な支援体制を整備するために、社会福祉法第106条の4に「重層的支援体制整備事業」の実施が明記され、市町村が、①相談支援、②

参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施することができるとして、改正社会福祉法が2021（令和3）年4月に施行されました。

「相談支援」とは、包括的な相談支援体制を作ることで、属性や世代を問わずに相談を受け止め、多機関の協働をコーディネートし、アウトリーチも実施します。「参加支援」とは、既存の地域資源も活用しつつ、制度の狭間のニーズにも対応し、就労支援や見守り等居住支援を行います。「地域づくりに向けた支援」とは、住民同士の顔の見える関係性の育成を支援し、交流の場や居場所を確保し、多分野のプラットフォームの形成を支援します。この3つの支援を通じ、継続的な伴走支援、多機関協働による支援を実施するとともに、相談支援と地域づくり事業を一体的に実施する体制を整備するのが「重層的支援体制整備事業」です。

これは、これからの地域福祉の基本的な方向を示したものであり、地域共生社会の実現を目指す重層的支援体制整備事業の実施が地域福祉充実のためには不可欠であることを明らかにしたものです。

2 千葉県の動向

千葉県では、平成16年3月に千葉県地域福祉支援計画を策定し、これまで地域福祉の推進に取り組んできました。第三次地域福祉支援計画が令和2年度（令和3年3月）に満了していることにともない、現在は、第四次地域福祉支援計画（計画期間：令和5年度から令和8年度までの4年間）がスタートしています。同計画によると、計画の対象者は、「子ども、女性、障害のある人、高齢者、支援や配慮が必要な人など、全ての県民」とあり、上記に加え「若者、働く世代、支援や配慮が必要な人や外国人など」も明記し、「全ての県民」が計画の対象者であるとしています。

第三次計画から継承すべき主な点として、第一に、「地域福祉を推進するための施策」として、「子ども、障害のある人、高齢者など対象者の別にとらわれず、24時間・365日体制で福祉に関する総合相談等を行う『中核地域生活支援センター』や、「地域福祉フォーラム」の設置等」を提示しています。

第二に、「健康づくり・医療・福祉の連動、地域社会づくりの推進体制の構築、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）をはじめとする地域福祉を支える人材の確保・育成と資質向上、生涯を通じた福祉教育、福祉人材の確保・育成・定着対策、相談支援機能等の確保・充実などに取り組んでいく方向性」が提示されています。

第三に、「日常生活圏（自治会・町内会）、小域福祉圏（小中学校区）、基本福祉圏（市町村圏）、広域福祉圏（健康福祉センター圏及び全県域）の4つの圏域のそれぞれの役割の考え方」が提示されています。

第四に、「地域福祉を推進していく、『市町村と県の役割』」が提示されています。

また、計画骨子案が見直されるにあたっては、以下の点が踏まえられています。第一に、「少子高齢化、人口減少社会、地域のつながりの希薄化や社会的な孤独・孤立化の問題など、地域社会を取り巻く現状が変化している」こと。第二に、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで顕在化していなかった課題等がより浮き彫りになった」こと。第三に、「このような課題への解決や社会情勢の変化、第3次計画策定以降の国の動向に対応するため、以下の6項目の観点から課題等を整理し、現状の課題等と第四次計画における対応を精査し、骨子案の見直しを行った」ことで、その6項目とは、以下の通りです。

- 1 少子高齢化や人口減少社会
- 2 地域における支援を必要とする方々の状況
- 3 社会環境の変化
 - 家庭や社会構造の変化
 - 地域社会の変化
 - 福祉人材の不足 など、12項目
- 4 地域福祉関連制度の動き（重層的支援体制整備事業などの改正社会福祉法の反映）
- 5 市町村への支援（単独市町村では解決できない地域生活課題など）
- 6 都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

3 近隣自治体の動向

館山市は、鴨川市、南房総市、鋸南町と安房地域3市1町として、千葉県保健医療計画（平成30年度～令和5年度、令和4年1月中間見直し）に基づく第二次保健医療圏を形成しています。地域福祉の推進において、保健・医療との連携は不可欠であることから、広域の視点も含めて安房地域の自治体の動向を踏まえることも大切です。

（1）鴨川市

鴨川市では、市民の協働による地域の特性に応じた健康福祉の一体的かつ総合的な推進を図るため、健康増進法第8条第2項に基づく「健康増進計画」と、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」を一体的にとらえ、2010（平成22）年度に「鴨川市健康福祉推進計画」を策定し、住み慣れた地域でいつまでも健康で、安心して生活できる地域づくりを推進しています。現在は、2016（平成28）年度からの第2期計画を経て、これまでの取り組みを維持しつつ、より発展させていくことを目的に、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間を計画期間とす

る「第3期鴨川市健康福祉推進計画」を策定し、実施しています。なお、「健康増進計画」には、「市町村食育推進計画」及び「市町村自殺対策計画」を、「地域福祉計画」には、「成年後見制度利用促進基本計画」を包含しています。

さらに、鴨川市社会福祉協議会が策定する、より具体的な市民の活動・行動のあり方を定めた「鴨川市地域福祉活動計画」を一体的に策定しています。

また、鴨川市では、4地区それぞれに配置した総合相談センターを中心とし、様々な主体が重なりあいながら重層的支援体制整備事業を進めていくこととしています。

鴨川市健康福祉推進計画の目標像

「みんなで取り組もう 一人ひとりが輝く『元気』のまち 鴨川」

を実現するために、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、市民の皆さん、関係団体との連携を図りながら、「自立」「共生」「公共」による新たな地域共生社会の実現に取り組むこととしています。

（2）南房総市

2006（平成18）年3月20日の安房郡富浦町、富山町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町の6町1村の合併後18年が経過し、この間少子高齢化現象を始め様々な社会変化により、福祉を取り巻く環境も大きく変わろうとしています。

南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画は、社会福祉法第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」と地域住民と、地域福祉の担い手であるボランティア、NPO等の民間団体が自主的・自発的に取り組む指標として社会福祉協議会が中心となり策定する「地域福祉活動計画」の双方を含み、一体的に策定したものです。同計画は、千葉県の『第三次千葉県地域福祉支援計画（2015年度～2020年度）』とその後継計画、千葉県社会福祉協議会の『千葉県版「社協・生活支援活動強化方針」』等との整合・連携を図ることを明記しています。

また、『第2次南房総市総合計画』の内容を踏まえた個別計画であり、「総合計画」と福祉等の各個別計画の中間に位置づけ、「総合計画」の方針や施策と、個別計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たすと同計画を位置付け、市が策定している他の各種計画等との整合・連携を図ることとしています。また、計画期間は、2020（令和2）年度から2025（令和7）年度までの6年間です。

（3）鋸南町

鋸南町は、2022（令和4）年3月に、初めて鋸南町地域福祉計画と鋸南町地域福祉活動計画を一体的に策定しました。地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域の生活課題を明らかにするとともに、その解決のために

必要となる施策の内容や体制等について、庁内関係部局はもとより、関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくこととしています。福祉分野の上位計画であり、共通して取り組むべき事項を盛り込むなど分野横断的な計画となっています。また、鋸南町総合計画や千葉県の計画と整合を取りながら、関連計画と連携し、計画を進めていくことを明記しています。

また、地域福祉活動計画は、地域福祉を推進するための民間（地域等）の計画であり、社会福祉協議会を核として、地域と一体となって地域福祉を進めるための取り組み等を記載した計画です。地域福祉計画と地域福祉活動計画を合わせて策定することで、鋸南町として目指す地域福祉の方向性を整理し、地域共生社会の実現に向けて、一体的に地域福祉を推進していくとしています。

計画期間は、他の計画期間を踏まえ、2022（令和4）年度から2029（令和11）年度までの8年間としています。

圏域については、鋸南町は、保田地域、佐久間地域、勝山地域の3地域があり、行政区、班などで地域での活動が行われていますが、それぞれの活動や取り組み等によって活動範囲や連携体制の範囲が異なるため、「身近な圏域」を「鋸南町全域」とし、地域福祉を進める1つの圏域として定めることとしています。

第4節 館山市における地域生活の課題

前節までを踏まえると、館山市における地域生活の課題は次のように整理できます。

地域福祉を進める「人づくり」の課題としては、

- ① 市民福祉意識の醸成
- ② 市民参加・市民協働の必要性についての住民意識の醸成
- ③ 地区活動の活性化や担い手の育成（参加しやすい地区活動の創設）
- ④ 若者の定着、地域産業や地域組織の後継者育成
- ⑤ 地域コミュニティ組織運営の活性化
- ⑥ 地域での人と人との繋がりの一層の強化

暮らしやすい安全・安心の「地域づくり」の課題としては、

- ① 生活保護・生活困窮世帯への支援
- ③ 生活課題を抱える世帯における精神障がい者支援
- ④ 公園など子どもの安全な遊び場の整備
- ⑤ 災害時の防災・減災体制の整備
- ⑥ 買い物・通院などへの移動支援の充実強化
- ⑦ 道路環境・公共交通機関などの交通インフラの整備
- ⑧ 耕作放棄地・空き家の増加・獣害の増加等への対策の強化
- ⑧ 夜間緊急時対応の送迎サービスの必要性
- ⑨ 農福連携、水（産業）福連携などによる働く場の確保

“暮らしにくさ”に向き合う「福祉サービス基盤づくり」の課題としては、

- ① 保健・福祉・介護の専門職人材の養成・確保、人材不足の解消
- ② 質が高く、使いやすい福祉・介護サービス基盤の整備
- ③ 家族介護者、ヤングケアラーへの支援の充実
- ⑤ 子育て環境の整備、児童虐待への対応の強化
- ⑥ 孤立・孤独の解消、引きこもりの方への支援の充実
- ⑦ 自殺予防対策の強化
- ⑧ 高齢者・障がい者の権利擁護、意思決定の支援・保障の充実
- ⑧ 保証人、成年後見人等権利擁護支援の強化
- ⑨ 10 地区それぞれの特性を踏まえた施策の検討

地域包括的支援の「仕組みづくり」の課題としては、

- ① 身近な困り事について相談できる場所の整備
- ② インフォーマルな社会資源の充実
- ③ 市や社会福祉協議会等と市民の連携・協働意識の強化と方法論の検討

- ④ 民生委員・児童委員についての周知、広報の強化
- ④ アウトリーチ型支援の強化
- ⑤ 圏域設定の調整と明確化
- ⑥ 専門職向け研修の充実
- ⑦ 小地域活動を支える人材の配置

重層的支援体制整備事業実施へむけた「準備と組織づくり」の課題としては、

- ① 「重層的支援体制整備事業実施計画」策定の準備
- ② 重層的支援体制整備事業の一部先行実施
- ③ 「館山市福祉基本条例」（仮称）制定の検討

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 地域福祉におけるSDGs（持続可能な開発目標）



SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っており、地域福祉の地域共生社会創出の目標とも一致しています。

そこで、本計画においても「誰一人取り残さない」地域福祉社会の実現を目指して、SDGsの次の17のゴールの中に、次のように地域福祉の充実目標を見出し、確認します。

- 1 貧困をなくそう→特に、障がいを持つ人・高齢者・子ども等の貧困をなくすことを目指し、障がいを持つ人の就労を支援します。
- 2 飢餓をゼロに→希望しても仕事に就けない人、非正規の低賃金で働く人、子どもやホームレス等、貧困のために満足に毎日の食事が保障されていない人は、ヒトとしての基本的人権、尊厳を脅かされています。飢餓からの解放は最低限の生存権の保証です。
- 3 全ての人に健康と福祉を→最低限の衣・職・住を確保し、心身ともに健やかに、そして幸せを目指して暮らすことでヒトとしての尊厳が確立されます。

- 4 質の高い教育をみんなに→教育を受け、学びを知ることは、ヒトがヒトとして確立される基礎を創ります。特に外国人、障がいを持つ人等への教育の機会均等の保障が求められます。
- 5 ジェンダー平等を実現しよう→女性の社会参加、地域での活躍の場を創り出すという面で、とりわけ世界水準からの日本の遅れが指摘されています。性的少数者（LGBTQ）の生きる権利についても同様です。多様な人々の違い・存在を受け入れることのできる地域社会を創ります。
- 6 安全な水とトイレを世界中に→館山市の素晴らしい自然環境を保全して、安心して飲める水を確保し、快適に暮らせるようにします。
- 7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに→自然環境を汚染しないエネルギーを安くみんなに確保し、毎日を快適に暮らせるようにします。
- 8 働き甲斐も経済成長も→若者や障がいを持つ人に、やりがいのある職場を創り出し、働き甲斐を感じながら生きいきと暮らせる地域にします。
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう→昔からの豊かな漁業と農業に支えられてきた館山市の産業に、更に観光を加えて、館山市の産業の基盤を強化し、若者などが働ける豊かなまちづくりを進めます。
- 10 人や国の不平等をなくそう→障害のある人も、ない人も、若者も高齢者も、外国人も誰も排除せず、誰もが平等・対等に暮らせる地域共生社会を協働して創り出します。
- 11 住み続けられるまちづくりを→職場づくりや通院・買い物などの移動手段の確保、子育て環境の整備、近隣住民の交流の充実など、まちづくりのハード面でもソフト面でも一層充実させ、快適に住み続けられるまち・館山を実現します。
- 12 つくる責任、つかう責任→貴重な社会資源を無駄にせず、分別回収などでリサイクルするなど、循環型社会の確立で館山市の自然環境を大切にしたい暮らしを実現します。
- 13 気候変動に具体的な対策を→地球温暖化による気候変動をもたらす二酸化炭素を削減して環境を保全する取り組みを進めるとともに、気候変動による台風や大雨・洪水・旱魃などの災害に対する防災・減災の取り組みを官民協働・市民協働で進めます。
- 14 海の豊かさを守ろう→東京湾入り口の綺麗な海、豊かで美味しい海産物は、館山市の貴重な宝です。この館山の海を汚さず、磯焼けなどを防ぎ、綺麗な浜辺を確保し続けて、館山の景観と海の資源を保つ取り組みを強化します。
- 15 陸の豊かさを守ろう→海の景観・資源の豊かさは、海岸から続いている陸地の丘や山の景観・資源の豊かさと直接につながっています。その陸地で耕作放棄地が増え、有害鳥獣が山の自然を荒らし、水が汚れては、海の豊かさも

守れません。陸の豊かさ・資源を守る対策の強化が海と陸の自然環境を守ります。

- 16 平和と公正をすべての人に→福祉の真髄は、ヒトとして命を授かった全ての人の、人間としての尊厳の保持であり、誰もが幸福を追求していく中で、社会の一員として公正に自分の居場所を見つけることができるところにあります。そしてその大前提は、社会が、世界が平和であり、傷つけあわず、殺しあわずに皆が互いを尊重しあい、共生しているところにあります。
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう→地域福祉は、地域社会の多様な人々・組織・機関が協働して、誰もが暮らしやすい地域社会の仕組みを工夫することで実現します。市民・市役所・市社協・市内の保健・医療・福祉団体の連携・協働・パートナーシップで館山市の地域福祉を前進させましょう。

第2節 基本理念

2016（平成28）年に策定された『第4次館山市総合計画』（計画期間：平成28年度～令和7年度）では、今あるこの素晴らしい財産をもう一度見つめなおし、館山ならではの“キラリ”と輝く魅力を、私たち自身で見つけ出し、磨きあげていくこと、そして、「ふるさと館山」への誇りと愛着を大切に守り、育てていくことが、館山のまちづくりの目指すべき方向と考え、将来都市像として「笑顔あふれる 自然豊かな 「あったかふるさと」館山」としています。

さらに、子育て・福祉・医療の分野の基本目標を「互いに助け合い 誰もが健康でいきいきと暮らせるまち」としています。

また、市民意識調査（市民アンケート）の結果を分析すると、地域活動の活性化と担い手の育成・市民協働の必要性についての意識醸成が今後の課題として見えてきたところです。

これらを踏まえ、「地域共生社会の実現」に向け、“一人ひとり”が地域の課題を我が事としてとらえ、その解決に向けて個が“繋がる”ことで、誰もが支える側であり、支えられる側でもある“支え合い”が生まれ、地域の住民全員が役割をもち“みんなで”思いやりあふれる“まちづくり”を実現するため、本計画の基本理念を次のとおりとします。

『一人ひとりが繋がり はじまる

みんなで支え合う あったかまちづくり』

第3節 基本目標

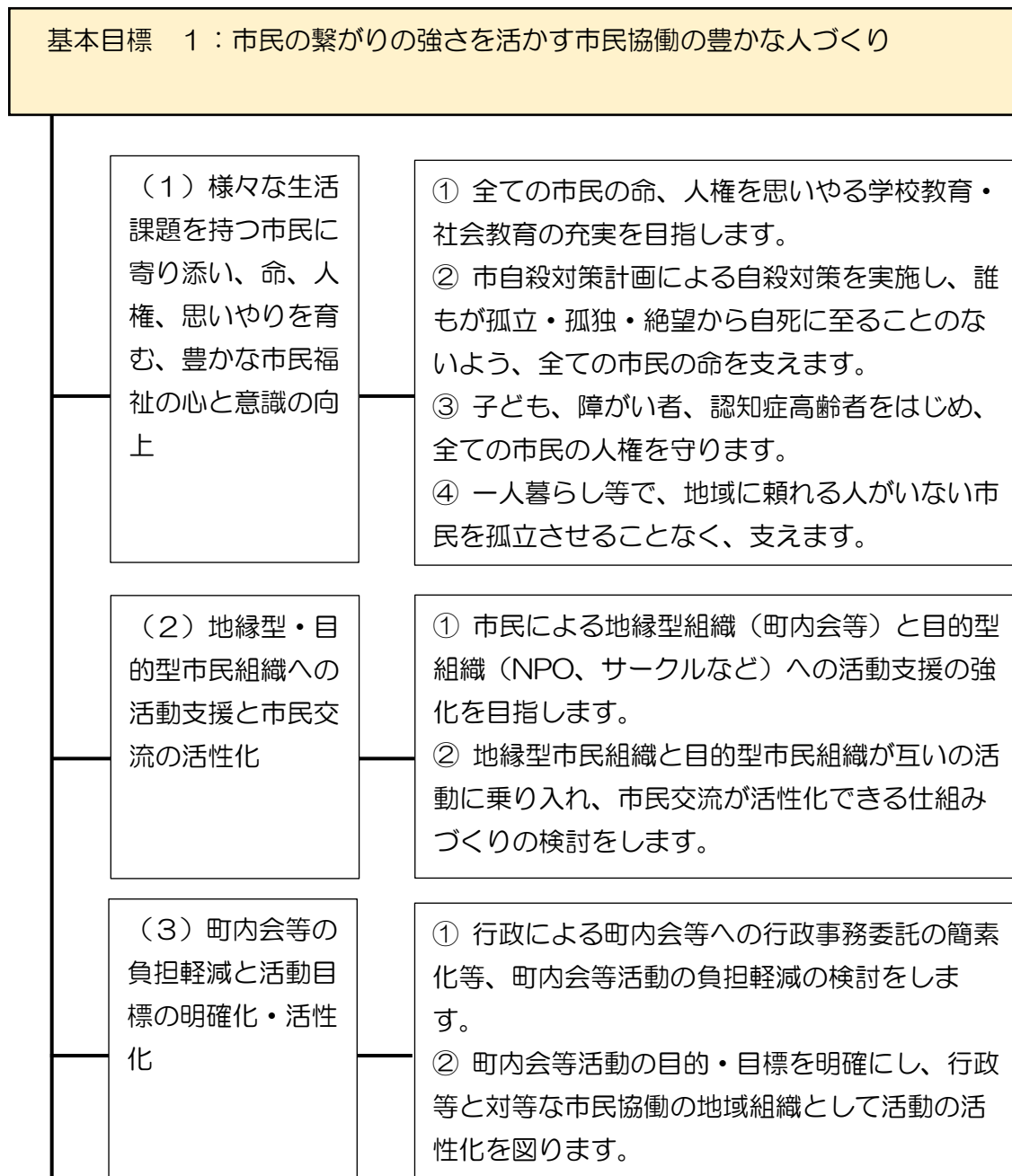
前節の基本理念を実現するために、次の5つの項目を基本目標として定めます。

- 1 市民の繋がりの強さを活かす市民協働・公私協働の豊かなひとづくり
様々な生活課題を持つ市民に寄り添い、人権、思いやりを育む豊かな市民福祉の心と意識の向上を目指し、市民組織への活動支援と市民交流、自治会・町内会活動の活性化などによる豊かなひとづくりを、市民協働で目指します。
- 2 暮らしやすい生活環境の更なる整備で、安心・安全な毎日を創り出す地域づくり
生活困窮や就労、住居確保、居場所の確保、防災・減災、買い物・通院などの移動の確保、空き家や耕作放棄地の増加、それらに伴う獣害の増加などに対応し、地域の生活環境・課題を整えて、誰もが安心して安全に暮らし続けられる地域をつくりだすように努力します。
- 3 いろいろな“暮らしにくさ”に正面から向き合うサービス基盤づくり
家族介護や子育て・児童虐待問題、孤立・孤独などを主な要因とする引きこもりや自殺、高齢者や障がいのある人の権利擁護、一人暮らし市民の終末期の諸問題など、地域生活のさまざまな“暮らしにくさ”に向き合い解決を目指す、きめの細かいサービス基盤を作ることを目指します。またそのために、課題解決能力を身につけた専門職人材の養成・確保に努めます。
- 4 多様な地域生活課題に応える包括的支援の仕組みづくり
“暮らしにくさ”の解決に取り組む仕組みとして、市民が気楽になんでも相談できる、縦割りではない横割りの福祉総合相談窓口を設けるほか、それを支える各種専門職の支援ネットワーク、地域の社会福祉法人との連携の仕組みを作るよう目指します。また、そのための福祉関係職員・機関の研修を充実するよう努めます。
- 5 包括的支援体制の整備・重層的支援体制整備事業実施へ向けた準備と組織づくり
市民の地域生活課題を解決し、誰一人も“置いてきぼり”にしない包括的支援体制を整備するために、重層的支援体制整備事業を実施できる準備と組織づくりを進めます。

第4章 具体的な施策・事業

第1節 施策の体系

5つの基本目標を踏まえ、施策の体系を次のようにします。



(4) 農福連携、水(産業)福連携などによる働く場の確保	① 障がい者の働く場を、企業等と連携し、確保を目指します。 ② 農業・漁業以外にも、観光分野などにおける働く場の確保を目指します。
(5) 人と人、人と資源を繋ぐ地域福祉コーディネーターの配置	① 市民協働の豊かな人づくりを進めるため、地域福祉コーディネーターを日常生活圏域に配置することを目指します。 ② 地域福祉コーディネーターにはコミュニティソーシャルワーク(CSW)の技術を身につける研修を行います。

基本目標 2：暮らしやすい生活環境のさらなる整備で、

安全・安心な毎日を創り出す地域づくり

(1) 生活困窮者への支援を推進	① ひとり親家庭や子どもの貧困対策の充実を図ります。 ② 市役所等に相談に来にくい生活困窮者等に、アウトリーチで積極的に対応・支援します。
(2) いろいろな障がい、困難を持つ市民への就労支援や居住支援などの地域参加の支援	① 空き家を活用した低家賃の住まいの確保や、身寄りのない方の保証人の確保などの居住支援の在り方について検討していきます。 ② 就労支援や居住支援を必要とする市民が地域活動に参加でき、それを暖かく受け止めることのできる地域づくりを目指します。
(3) 市民誰もが気軽に参加できる居場所確保の推進	① 地域住民誰もが気楽に立ち寄れる「居場所」づくりを目指します。 ② 市内5つの日常生活圏域には、福祉総合相談にも対応できる居場所＝「まちの縁側」(仮称)の設置を目指します。

(4) 災害時の防災・減災体制の一層の整備	① 避難行動要支援者支援体制を強化します。 ② 災害時の福祉避難所の円滑な運営体制を整備します。 ③ 災害発生時における市内社会福祉法人と地域との連携について検討します。
(5) 買い物・通院などへの移動支援の推進	① 「市街地循環バス」「買い物シャトルサービス」「予約制乗合送迎サービス」など、一層の利便性の向上を目指します。 ② 「館山市地域公共交通会議」は、地域住民の意見がより反映される体制づくりを目指します。
(6) 若者や移住者が暮らし続けられる子育て環境や働く場の確保の推進	① 農業、漁業、観光分野などで若者や移住者の働く場の確保を目指します。 ② 若者や移住者の住まい、子育て環境の確保を目指します。
(7) 耕作放棄地・空き家の増加・獣害の増加などの対策の強化による、地域環境の改善	① 耕作者本人、関係団体などと連携して耕作放棄地を減らす取り組みを検討します。 ② 空き家を放置せず、地域に活かしていく取り組みについて検討します。 ③ 鳥獣被害への対応の強化を目指します。

基本目標 3：いろいろな“暮らしにくさ”に正面から向き合う

サービス基盤づくり

(1) 保健・福祉・介護の現場でCSW機能を展開できる専門職人材の養成・確保	① 保健・福祉・介護の現場で、積極的に活躍できる専門的な市職員の養成を目指します。 ② 保健・福祉・介護に携わる専門職としての市職員を確保するため、これらの職場環境の改善に努めます。
--	--

(2) 質の高い福祉・介護サービス基盤の整備	① 多職種・多機関が連携する質の高いサービス提供基盤の確立を目指します。 ② 市内福祉事業者に対する第三者評価の導入について検討します。
(3) 家族介護者、ヤングケアラーへの支援	① 障がい者・高齢者の家族介護者の負担軽減を引き続き図ります。 ② 市内の各学校等と連携し、ヤングケアラーの実態把握と負担の軽減に取り組みます。
(4) 子育て環境の整備、児童虐待への対応	① 未就学児の一時預かりや、安心して遊ばせることのできる子育て環境の整備を目指します。 ② 子育ての悩みを気軽に相談できるようにし、切れ目のない子育て支援を目指します。 ③ 子どもへの虐待防止を推進します。
(5) 孤立・孤独の解消、引きこもりの方への支援	① 孤立・孤独・引きこもりの実態を把握し、本人や家族が気楽に相談できる体制を整備します。
(6) 「生きることを大切に」、自殺を予防する取り組みの推進	① 市自殺対策計画（本計画第5章）を着実に推進し、命を大切にする取り組みを強化します。 ② ゲートキーパーを養成し、相談体制を強化します。 ③ 当事者本人や家族が立ち寄りやすい居場所づくりとして、市内5つの日常生活圏域に、福祉総合相談にも対応できる居場所＝「まちの縁側」（仮称）の設置を目指します。
(7) 高齢者・障がい者の権利擁護、意思決定の支援・保障への取り組みの推進	① 市成年後見制度利用促進基本計画（本計画第6章）を着実に推進し、当事者の権利を擁護する取り組みを強化します。 ② 市民後見人の育成体制の整備を目指します。 ③ 法人後見実施機関の設置を目指します。

(8) 一人暮らし
市民の終末期の看
取り、死後対応へ
の支援

- ① 一人暮らし市民の入院・入所の保証人、終末期の看取りなどについて検討します。
- ② 生活保護受給者以外の一人暮らしの市民が亡くなられた場合の葬儀や住まいの整理、残余財産の処分などの死後対応について検討します。

基本目標 4：多様な地域生活課題に応える包括的支援の仕組みづくり

(1) 「断らな
い」福祉総合相談
支援窓口を市民の
身近なところに設
置する取り組みの
推進

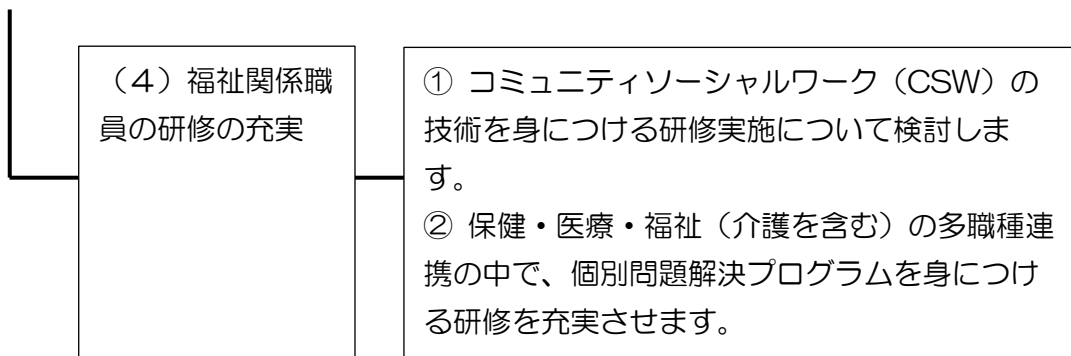
- ① 市民が気楽になんでも相談できる福祉総合相談窓口についての設置・整備に取り組みます。
- ② 福祉総合相談窓口は、市内多職種・機関と連携して、包括的で切れ目のない相談支援を目指します。

(2) 地域の保
健・福祉を包括的
に支える専門職の
配置による支援ネ
ットワークの推進

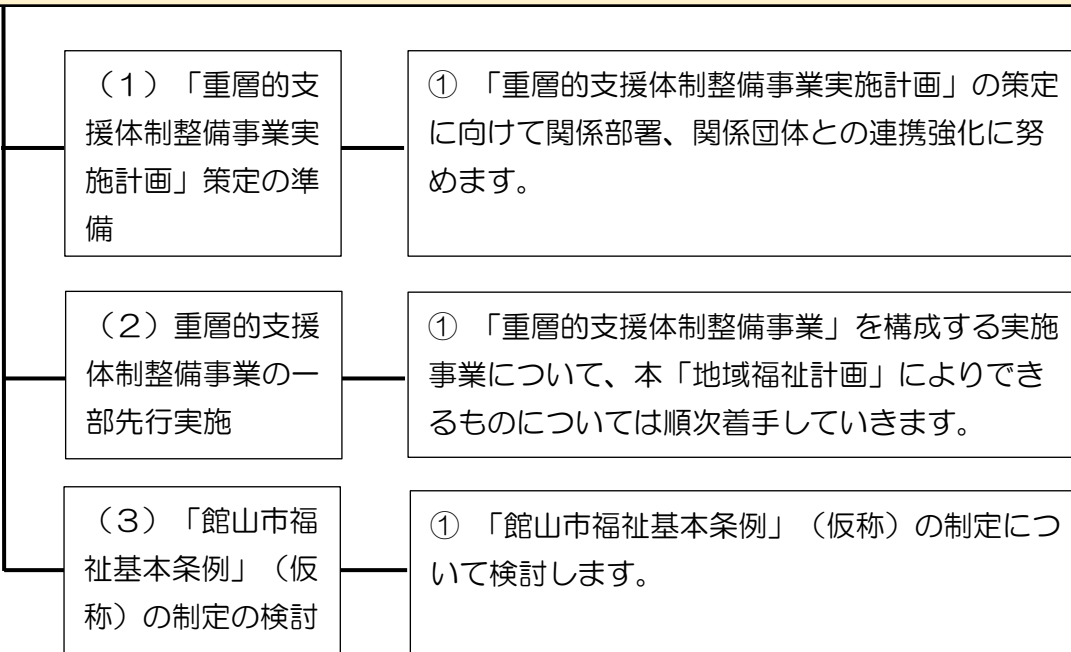
- ① 包括的で切れ目のない相談支援を支えるため、市内の各専門職・機関を広く繋ぐネットワーク構築を目指します。
- ② ネットワークには、地域福祉コーディネーターとして地区を担当する専門職員を配置するよう目指します。

(3) 地域の社会
福祉法人等と連携
した地域福祉推進
の仕組みづくりの
構築

- ① 市内の社会福祉法人の地域貢献機能と連携して相談支援や居場所づくりができるプラットフォーム構築を目指します。



基本目標 5：包括的支援体制の整備・重層的支援体制整備事業実施へ向けた準備と組織づくり



第2節 基本目標実現に向けた取り組み

基本目標 1：市民の繋がりやの強さを活かす市民協働の豊かな人づくり

現 状	- 各地区の市民同士の強い繋がりやの存在は各種調査に現れていますが、その繋がりやを活かして地域の互助を作り出すには至っていません。 - 地域生活課題の解決を市民参加と市民協働で十分に取り組んでいく段階には至っていません。 - 少子高齢化の影響もあり、町内会等の活動の負担が大きく、後任の引き受け手探しも大変という声が各種調査からあがってきています。 - 生活支援体制整備事業におけるすべての圏域への協議体設置が難航しており、第2層コーディネーターも不足しています。 - 登録ボランティアの高齢化や、「ボランティア連絡協議会」への加入団体が少ない状況があります。 - 市社会福祉協議会の15支部（地区社協）の小域福祉圏活動が、台風被害やコロナ禍により低迷気味になっており、市社協本体からの更なる発案・協力がが必要です。
課 題	- 市民のボランティア活動の活性化をはじめ、市民福祉意識の一層の醸成と市民参加・市民協働の必要性について、住民意識を高めることが必要です。 - 地区活動の活性化（参加しやすい地区活動の創設）や担い手の育成が求められています。 - 若者の定着、地域産業や地域組織の後継者育成が欠かせません。 - 障がい者を対象とした農福連携、水（産業）福連携などによる働く場の確保は、海と山のある館山市ならではの取り組み可能な福祉課題です。 - 地域コミュニティ組織運営の活性化は喫緊の課題です。 - 地域生活支援体制の整備を進めるために、第2層コーディネーターの配置が必要です。 - 地域での人と人との繋がりやを地域福祉充実に活かし、一層強化することが大切です。
将 来 像	- 館山市民の強みである市民同士の繋がりやの強さが一層活かされ、互いに思いやり、暮らしを支え合う市民が各種の市民組織で活躍しています。 - 各圏域に配置された地域福祉コーディネーターが、そうした活動を繋ぎ、市民を繋いでいきます。

施 策

(1) 様々な生活課題を持つ市民に寄り添い、命、人権、思いやりを育む、豊かな市民福祉の心と意識の向上

事 業	① 全ての市民の命、人権を思いやる学校教育・社会教育の充実を目指します。
将来像	小・中学生、そして市民全体の中に命・人権を大切に思う考え方が広がり、館山市が人に優しいまちへと育っています。特に、貧困、障がい、認知症高齢者など、暮らしにくさを抱える市民が心理的なハードルを感じることなく命と人権が平等に尊重される館山市になっています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・教育総務課・生涯学習課
■社会福祉の基礎を学ぶ機会の提供を目指します。 ■全市民対象の地域福祉フォーラムの定期的な開催を目指します。	

事 業	② 市自殺対策計画による自殺対策を実施し、誰もが孤立・孤独・絶望から自死に至ることのないよう、全ての市民の命を支えます。
将来像	市民誰もが自ら命を断つことなく、互いの優しさと思い遣りの中で自分の幸せを求めて暮らせています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・教育総務課
■市自殺対策計画の市民への周知を図ります。 ■包括的支援体制の相談支援事業を強化して対応を図ります。 ■5つの日常生活圏域での身近な相談支援体制づくりを目指します。	

事 業	③ 子ども、障がい者、認知症高齢者をはじめ、全ての市民の人権を守ります。
将来像	暮らしの中で弱い立場に追い込まれがちな市民が、虐待等の状況に追い込まれることなく、それぞれがその人らしく生活できています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・教育総務課・こども課
■子ども・障がい者・高齢者への虐待に対し、施設・学校・児童相談所・警察等との連携を強化して対応します。 ■DVの防止、被害者支援に努めます。 ■LGBTに対する理解・受容の意識醸成に努めます。	

事業	④ 一人暮らし等で、地域に頼れる人がいない市民を孤立させることなく、支えます。
将来像	市内・近県に頼ることのできる家族や親戚がおらず、一人で暮らす高齢者や障害のある市民が入所・入院、終活ができ、安心して日常生活を送ることができています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■住まいの賃貸や施設入所、医療機関への入院の際など、保証人がいない一人暮らし等の市民に対する支援について検討します。 ■住まい探しや、葬儀、埋葬、遺産処分等の終活を支援する体制整備に努めます。 ■法人後見実施機関の設置を目指します。	

(2) 地縁型・目的型市民組織への活動支援と市民交流の活性化

事業	① 市民による地縁型組織（町内会等）と目的型組織（NPO、サークルなど）への活動支援の強化を目指します。
将来像	市民提案の事業が予算化され、市民協働で実施されています。 地区公民館やボランティアセンターなど、市民組織の活動拠点が整備されています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・市民協働課・中央公民館
■市民活動組織からの意見が取り入れられる環境づくりに努めます。 ■公民館・学習等共用施設の整備に努めます。 ■ボランティアセンターの設置・運営について検討します。	

事業	② 地縁型市民組織と目的型市民組織が互いの活動に乗り入れ、市民交流が活性化できる仕組みづくりの検討をします。
将来像	住みやすい館山市のまちづくりを共通目標に、地縁型と目的型の市民組織が相互に乗り入れた活動を展開することで、活発な市民交流が展開されています。
関係部署	社会福祉課・市民協働課・中央公民館
■町内会等とボランティア団体やサークル等が、連携し、互いの活動が活性化できる仕組みづくりを目指します。	

(3) 町内会等の負担軽減と活動目標の明確化・活性化

事業	① 行政による町内会等への行政事務委託の簡素化等、町内会等活動の負担軽減の検討をします。
将来像	少子高齢化の中で、各種役員の重複や後継者問題、活動の負担等で活動が減少傾向にある町内会等組織が、地域住民の繋がりを深める本来の地縁組織としての機能を回復しています。
関係部署	市民協働課
■館山市行政事務委託に関する規則により町内会等に協力を求めている事項について検討し、町内会等活動の負担軽減に努めます。 ■地域活動の中心的組織のひとつとして自主的に活動できるよう活性化の方策について検討します。	

事業	② 町内会等活動の目的・目標を明確にし、行政等と対等な市民協働の地域組織として活動の活性化を図ります。
将来像	地域活動の中心的組織のひとつとして、主体的・自主的に活動を展開する町内会等が、地区の市民を生き活きと繋げています。
関係部署	市民協働課
■町内会等活動の現状・課題についての把握をします。 ■町内会等を行政と対等な市民協働の組織とするため、町内会等の自主性を育てるための支援方法について検討します。	

(4) 農福連携、水（産業）福連携などによる、働く場の確保

事業	① 障がい者の働く場を、企業等と連携し、確保を目指します。
将来像	身体・知的・精神に障がいを持つ人が農業や漁業で働き、自立することで、地域での生活を生き活きとして送っています。
関係部署	社会福祉課・農水産課
■就労継続支援 A 型・B 型事業所の情報発信に努めます。 ■特に、自然の中で働く農業・漁業に従事することによるリハビリ的効果も高められるよう、農福連携、水（産業）福連携を目指します。 ■就労移行支援を専門とするコーディネーターの配置を目指します。 ■企業等と障がいを持つ方のマッチング体制について検討します。	

事業	② 農業・漁業以外にも、観光分野などにおける働く場の確保を目指します。
将来像	身体・知的・精神に障がいを持つ人が地元の観光業やその他の業種などで働き、自立することで、地域での生活を生き生きとして送っています。
関係部署	社会福祉課・雇用商工課・観光みなと課・食のまちづくり推進課
■企業等に対して、障がい者の雇用についての意識醸成を図ります。	

(5) 人と人、人と資源を繋ぐ地域福祉コーディネーターの配置

事業	① 市民協働の豊かな人づくりを進めるため、地域福祉コーディネーターを日常生活圏域に配置することを目指します。
将来像	5つの日常生活圏域に配置された地域福祉コーディネーターが、人と人、人と地域資源を繋いで、地域の豊かな人づくりを支援し、支えています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■地域福祉コーディネーターの担い手・役割について整理を図ります。 ■市内5つの日常生活圏域へ地域福祉コーディネーターを配置することを目指します。	

事業	② 地域福祉コーディネーターにはコミュニティソーシャルワーク（CSW）の技術を身につける研修を行います。
将来像	CSWの援助技術を身につけた地域福祉コーディネーターとその所属機関が、市民と地域を支えて、豊かな地域福祉の人づくり・地域づくりを援助しています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■地域福祉コーディネーターがその役割を十分発揮できるよう CSW 研修等の実施について検討します。	

基本目標 2：暮らしやすい生活環境のさらなる整備で、
安全・安心な毎日を創り出す地域づくり

現 状	・ 潜在的な生活困窮者の早期発見に繋がるネットワーク強化が求められます。 ・ 相談支援には生活全般にわたる諸制度に精通した専門職が求められます。 ・ 慢性的な困窮状態や多重債務などの複合的な課題を抱える相談者も少なくありません。 ・ 障がい者グループホームへの入居困難事案は、現在のところは発生していません。 ・ 居住支援については、市内及び県内の居住支援法人とのネットワーク構築を図っています。 ・ 多世代参加型の居場所確保について、各種調査からはその声が上がっているものの、具体的なニーズ把握ができていません。 ・ 社協支部や福祉委員、地域ボランティアなどにより市内全域で 56 団体が「ふれあい・いきいきサロン」を実施しています。 ・ 要望のあった自主防災組織へは備蓄品購入補助や避難訓練等の支援が行われています。 ・ 令和元年度房総半島台風被害から年月が経ち、公的支援制度が終了した中で、応急措置止まりになっている被災者の根本解決が困難な現状です。 ・ 買い物等の移動支援は循環バスやデマンドタクシー、買物シャトルサービスなど各種取り組まれていますが、利用者の増加、区間、路線、運賃など、一層の検討が必要となっています。 ・ 移動販売などの買い物支援は一定程度取り組まれていますが、通院への対応が遅れており、医療機関との連携による相談体制の構築も必要です。 ・ 移動スーパーの導入や住民の助け合いによる移送サービスの実施に取り組んでいますが、「生活支援体制整備事業」の更なる進捗が求められます。 ・ 子育てコンシェルジェを配置し、転入者に館山市の子育て情報を提供しています。 ・ 地域ニーズを把握し、課題を話し合う「第2層協議会」の設置が遅れています。 ・ 現在約 3,100 軒の空き家の利活用を目指し、いわゆる「空き家バンク」制度を開始する予定です。 ・ 館山有害鳥獣対策協議会を中心に令和4年度には 1,138 頭の猪を捕獲していますが、捕獲罠の維持管理や固体処理に多大な労力を要しています。
--------	--

課 題	- 生活困窮世帯の早期発見、特に潜在化している現状把握のためのネットワーク強化が必要です。 - 生活課題を抱える世帯における精神障がい者支援が求められているケースが見受けられます。 - 公園など子どもの安全な遊び場の整備を求める地域の声があります。 - 災害時の防災・減災体制の一層の整備が求められています。 - 市の中心地区以外からは、買い物・通院などへの移動支援の充実強化を求める声が強いです。 - 道路環境・公共交通機関などの交通インフラの整備も、あわせて強く求められています。 - 耕作放棄地・空き家の増加・獣害の増加等への対策の強化は、市内の山間地域では喫緊の課題となっています。 - 夜間緊急時対応送迎サービスの必要性が医療関係の専門職からあがっています。 - 障がい者を対象とした農福連携、水（産業）福連携などによる働く場の確保は、海と山のある館山市ならではの取り組み可能な福祉課題です。
将 来 像	放っておくと悪化する地域の生活環境を、人と人、人と社会資源の組み合わせで少しずつ改善し、安全で安心な暮らしができる地域が作り出されてきています。

施 策

（１）生活困窮者への支援を推進

事 業	① ひとり親家庭や子供の貧困対策の充実を図ります。
将来像	暮らしに困難を抱える家庭や、その子どもたちが食事を保障され、あわせて生活の居場所を得て、安心して暮らしています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・こども課
■市民団体等と一緒に子ども食堂を展開します。 ■学習支援・居場所づくりに繋がる子ども食堂を目指します。 ■地域と連携したフードバンクの設置を目指します。	

事業	② 市役所等に相談に来にくい生活困窮者等に、アウトリーチで積極的に対応・支援します。
将来像	さまざまな理由により市や福祉関係団体に相談しにくい状況で、潜在化している生活困窮者に、相談しやすい環境を提供することで、誰もが生活困窮から抜け出せることのできる地域で安心して暮らしています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・こども課
■庁内各課及び福祉関係団体の情報共有体制の確立を目指します。 ■共有した情報に基づくアウトリーチ支援をします。 ■市の窓口相談へ行きにくい人も気軽に相談できるよう、5つの日常生活圏域での身近な総合相談窓口の設置を目指します。	

(2) いろいろな障がい、困難を持つ市民への就労支援や居住支援などの地域参加の支援

事業	① 空き家を利用した低家賃の住まいの確保や、身寄りのない方の保証人の確保などの居住支援の在り方について検討していきます。
将来像	居住支援に空き家も活用し、住まいの確保がされることにより、地域で安心して暮らし続けられています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・建築施設課
■居住支援法人と連携を図り、住宅セーフティネット制度の推進を目指します。 ■「空き家バンク」制度の積極的な活用方法について検討します。	

事業	② 就労支援や居住支援を必要とする市民が地域活動に参加でき、それを暖かく受け止めることのできる地域づくりを目指します。
将来像	新しい住民も、皆が地区毎の居場所に気楽に集まり、暖かい交流の中で安心して地域に溶け込んで暮らしています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■就労支援や居住支援で新たに地域に加わった人、移住してきた人が地域活動に参加できる居場所づくりを目指します。	

(3) 市民誰もが気楽に参加できる居場所確保の推進

事業	① 地域住民の誰もが気楽に立ち寄れる「居場所」づくりを目指します。
将来像	新旧住民の交流、老若男女の交流が活発に行われ、互いに気心の知れた暮らしやすい地域をつくる居場所となっています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・中央公民館
■地区毎に各地区公民館や空き家などを活用した「居場所」づくりを目指します。 ■「居場所」では市民誰もが気楽に立ち寄り、話し合える居場所にします。 ■よりよい「居場所」づくりのための体制整備に努めます。	

事業	② 市内5つの日常生活圏には、福祉総合相談にも対応できる居場所＝「まちの縁側」（仮称）の設置を目指します。
将来像	日常生活圏域毎に福祉総合相談もできる居場所＝「まちの縁側」（仮称）が設置され、いろいろな市民が身近な場所で気楽に生活課題や健康に関する相談ができるようになっていきます。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
■「まちの縁側」（仮称）で福祉総合相談にも対応できる体制整備を図ります。 ■福祉総合相談に対応する専門職として、地域福祉コーディネーターの育成・配置に努めます。	

(4) 災害時の防災・減災体制の一層の整備

事業	① 避難行動要支援者支援体制を強化します。
将来像	万が一の災害時にも取り残される不安なく、安心して避難できる体制がふだんから作られています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・危機管理課
■災害時における被災者台帳等の整備をします。 ■避難行動要支援者について、真に支援が必要な方の把握に努めます。 ■避難行動要支援者名簿登載者に対する、個別避難計画の策定を福祉関係団体等と連携して進めます。	

事業	② 災害時の福祉避難所の円滑な運営体制を整備します。
将来像	福祉サービスを必要としていて、一般の避難所では避難生活を送りづらい方へは福祉避難所を開設し、対応しています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・危機管理課
■福祉避難所開設・運営のため介護事業所との連携強化を図ります。 ■福祉避難所開設・運営マニュアルの確認に努め、開設・運営訓練を行います。 ■避難の長期化や専門職の派遣等の運営体制について検討します。 ■通常の避難所においても、一定程度対応が可能となるよう備蓄品の整備に努めます。	

事業	③ 災害発生時における市内社会福祉法人と地域との連携について検討します。
将来像	災害時に地域の力と社会福祉法人の力が互いに助け合って困難を乗り越れるよう、地域に連携の基盤が作られています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・こども課
■市内社会福祉法人と災害発生時における地域貢献についての協議を進めます。	

(5) 買い物・通院などへの移動支援の推進

事業	① 「市街地循環バス」「買い物シャトルサービス」「予約制乗合送迎サービス」など、一層の利便性の向上を目指します。
将来像	生活に欠かすことのできない食料品等の買い物、病院への通院の交通機関が整備され、利便性が向上しています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課・企画課
■各種実証運行の分析を進め、移動支援のさらなる展開を図ります。 ■地域の社会資源を活用した移動支援について検討します。	

事業	② 「館山市地域公共交通会議」は、地域住民の意見がより反映される体制づくりを目指します。
将来像	地域住民（利用者）の声が館山市地域公共交通会議に届き、より利用者のニーズに寄り添った協議がされています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課・企画課
■地域住民の意見がより反映されるよう取り組みます。 ■公募委員の募集について検討します。	

(6) 若者や移住者が暮らし続けられる子育て環境や、働く場の確保の推進

事業	① 農業、漁業、観光分野などで、若者や移住者の働く場の確保を目指します。
将来像	福祉を含む市内の様々な職域に若者や移住者が定着し「みんなでまちづくり」が進んでいます。
関係部署	社会福祉課・雇用商工課・観光みなの課・農水産課・食のまちづくり推進課
■障がい者の就労支援に限らず、農業・漁業・観光など多くの分野で若者や移住者の希望やニーズに応える働ける場を、関係団体等と連携し確保に努めます。 ■福祉分野では、障がい者等の就労支援に携わる働く場の確保に努め、地域福祉の中核となる専門職の育成を目指します。	

事業	② 若者や移住者の住まい・子育て環境の確保を目指します。
将来像	若者や移住者の定着が進む中、館山市は「子育てがしやすい街」として認識され、人口が増え、出生率も向上しています。
関係部署	社会福祉課・こども課・建設施設課・都市計画課
■市内に定住する若者や移住者の住まい確保に向けて「空き家バンク」制度の活用について検討します。 ■若者や移住者が定住し続けることができるよう、保育園・幼稚園・こども園の整備、公園の整備などを図ります。	

(7) 耕作放棄地・空き家の増加・獣害の増加などの対策の強化による、地域環境の改善

事業	① 耕作者本人、関係団体などと連携して耕作放棄地を減らす取り組みを検討します。
将来像	耕作が放棄された農地を活かしていくことで、緑の保存や働く場の確保、有害鳥獣の被害の防止などが進み、景観も保存されています。
関係部署	社会福祉課・農水産課・農業委員会事務局
■農地を若者や移住者に賃貸して農業を続けられる仕組みづくりを検討します。 ■福祉施設と連携し、就労訓練として農地を活用できる仕組みづくりを検討します。	

事業	② 空き家を放置せず、地域に生かしていく取り組みについて検討します。
将来像	居住支援に空き家も活用し、住まいの確保がされることにより、地域で安心して暮らし続けられています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・建築施設課
■居住支援法人と連携を図り、住宅セーフティネット制度の推進を目指します。 ■「空き家バンク」制度の積極的な活用方法について検討します。	

事業	③ 鳥獣被害への対応強化を目指します。
将来像	有害鳥獣の被害が減少して農地の緑が保全され、耕作放棄地の減少にも役立っています。
関係部署	農水産課
■館山有害鳥獣対策協議会の活動に積極的に協力していきます。 ■狩猟免許取得者やわな免許取得者の増加支援について検討します。 ■農地等への防護柵の設置に協力していきます。 ■有害鳥獣の個体数削減を目指します。	

基本目標 3：いろいろな“暮らしにくさ”に正面から向き合う

サービス基盤づくり

現 状	・ 各地区の保健推進員（定員 150 人以内）と地区担当保健師が“顔の見える関係”を構築できていますが、保健推進員の任期替えの際に後任探しが困難な状況が生じています。 ・ 市の第一線の専門職の人材育成・確保にかかる予算措置に難しい面があります。 ・ 認知症対応型共同生活介護施設など、介護保険入居施設は公募による事業者決定が進んできていますが、介護人材の不足、職員が集まらないという問題も生じています。 ・ 包括的な相談支援を目指していますが、未だに分野・世代・属性によって判断され、包括的な支援の展開に苦慮する場面もあります。 ・ 「家族介護のつどい」の登録者は 80 名いますが、ヤングケアラーに関する現状把握についての検討は今後の課題となっています。 ・ 保育園の待機児童はなく、公設学童クラブも小学 3 年生以下の待機はありません。 ・ 児童数は減少傾向にあるものの、児童虐待に関する相談対応件数は増加してきています。 ・ 市内における「ひきこもり」実態の把握は喫緊の課題です。 ・ 安房地域を管轄とした NPO 団体として「ひきこもり支援協議会」がありますが、一団体だけの活動では限界がある現状です。 ・ 自殺対策については、それぞれの分野で受け止め、情報共有し対応していますが、包括的に受け止める相談体制の構築が必要とされています。 ・ 成年後見については安房 3 市 1 町で「安房地域権利擁護推進センター」に委託し対応しています。 ・ 市民後見人候補者の養成は行なっていますが、実際に市民後見人はまだ誕生していません。 ・ 成年後見制度利用支援で後見人報酬の助成などがあり、低所得の方も利用しやすくなっています。 ・ 日常生活自立支援事業を市社協が受託し、60 名の契約者（令和 5 年 4 月）がいますが、職員のマンパワーが追いつかず、新規契約が鈍化する傾向にあります。
--------	---

課 題	・ 保健・福祉・介護の専門職人材の養成・確保、人材不足の解消が喫緊の課題となっています。 ・ 質が高く、使いやすい福祉・介護サービス基盤の整備は、市民が安心して地域で暮らすため更なる推進が必要です。 ・ 家族介護者、特に、実態が未だ把握されていないヤングケアラーへの支援の充実が急がなければなりません。 ・ 子育て環境の整備、児童虐待への対応の強化が求められています。 ・ 孤立・孤独の解消、引きこもりの方への支援の充実、地域と結びついて“暮らしにくさ”から解放する地域福祉の大きな課題です。 ・ 自殺防止対策を強化して、命の大切さを周知することが必要です。 ・ 高齢者・障がい者の権利擁護、意思決定の支援・保証を充実して、立場の弱い人の人権を守ること、全ての市民の人権を守ります。 ・ 保証人、成年後見人等権利擁護支援の強化が必要です。 ・ 本計画の諸施策から、10地区それぞれの特性を踏まえた施策を取り上げ、市民参加により取り組み、各地区のサービス基盤を整備する必要があります。
将来像	・ いろいろな課題に向き合う多くのサービスの基盤を複合的に作っていくことで、さまざまな生活課題に対応できるようになっています。 ・ “人づくり”と“地域づくり”、そして“サービス基盤づくり”が一緒に進むことで、安全で安心な「福祉のまち・館山」が見えて来ています。

施 策

(1) 保健・福祉・介護の現場で CSW 機能を展開できる専門職人材の養成・確保

事 業	① 保健・福祉・介護の現場で、積極的に活躍できる専門的な市職員の養成を目指します。
将来像	各研修の実施、特に多職種の連携を高める研修の実施で、課題を包括的に横割りに捉えて取り組む専門職が増え、解決能力が向上しています
関係部署	社会福祉課・高齢福祉課・健康課・総務課
■各課に配属されている専門職の専門性を高める研修等に積極的に参加できる職場づくりを目指します。 ■保健・福祉・介護の専門職間の連携を図る体制づくりを目指します。 ■多職種が連携して総合的な相談支援を行い、個別支援と地域支援を繋げられる専門性を身につけた人材の育成を目指します。	

事業	② 保健・福祉・介護に携わる専門職としての市職員を確保するため、これらの職場環境の改善に努めます。
将来像	人員配置にゆとりを持たせ配属した専門職の職員が、各課と連携し福祉総合相談を行い、市民の生活課題解決に迅速に取り組んでいます。
関係部署	社会福祉課・高齢福祉課・健康課・総務課
■「重層的支援体制整備事業」の実施を視野に入れ、各課・専門職の人員体制の整備を図ります。 ■福祉総合相談の連携を良くするため、関係各課を可能な限り同一のフロアで隣接して配置できるよう検討します。	

(2) 質の高い福祉・介護サービス基盤の整備

事業	① 多職種・多機関が連携する質の高いサービス提供基盤の確立を目指します。
将来像	日常生活圏域と全市レベルに多職種・多機関が参加するケア会議を設置し、多職種連携でカンファレンスを行なって、困難ケースにも対応しています。
関係部署	社会福祉課・高齢福祉課・健康課
■各課の専門職と福祉関係団体の専門職との連携強化を図り、定期的な合同ケア会議の体制づくりを目指します。 ■合同ケア会議を基礎として、全市的な多職種・多機関の協議体を設置し、新たな施策提言や困難ケースへの対応が図れるよう目指します。 ■各課の専門職の日常生活圏域を基本とした地区分担制について検討します。	

事業	③ 市内福祉事業者に対する第三者評価の導入について検討します。
将来像	市内福祉事業者のサービス内容を第三者の評価で改善することができ、質の良いサービスの提供がなされています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・こども課
■市内福祉事業者が、第三者評価を受審しやすい体制整備を目指します。 ■受審結果について、受審事業者の同意のもと公表し、あわせて改善を図れるようにします。	

(3) 家族介護者、ヤングケアラーへの支援

事業	① 障がい者・高齢者の家族介護者の負担軽減を引き続き図ります。
将来像	介護を個々の家庭の問題とせず、地域全体で支えていけるように、少しでも家族介護負担を軽減する努力がされています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■家族介護支援事業等の更なる充実を図ります。 ■レスパイトケアの更なる充実を図ります。	

事業	② 市内の各学校と連携し、ヤングケアラーの実態把握と負担軽減に取り組めます。
将来像	家庭内で親・兄弟姉妹・祖父母などを介護せざるを得ない小・中・高校生に寄り添い、ケアに追われていた子どもたちの負担が軽減され、安心して通学できるようになっています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・教育総務課・こども課
■ヤングケアラーの実態調査の手法を検討し、対象者の把握に努めます。 ■館山市に配置されている、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携強化と情報共有の体制整備に努めます。 ■ヤングケアラーを社会的な問題として捉え、地域ぐるみで支えていけるよう、広報などで市民の意識向上を図ります。	

(4) 子育て環境の整備、児童虐待への対応

事業	① 未就学児の一時保育や、安心して遊ばせることのできる子育て環境の整備を目指します。
将来像	保育園・幼稚園等に通園していない未就学児が同年代の子どもたちとふれあうとともに、保護者同士も知り合いになり、子育て情報の交流もできています。
関係部署	こども課
■「元気な広場」の活用方法、「出張子育てひろば」の会場拡充について検討します。 ■保育園等に通園していない未就学児の臨時一時保育の在り方について検討します。	

事業	② 子育ての悩みを気軽に相談できるようにし、切れ目のない子育て支援を目指します。
将来像	子育て世帯が、子育ての仕方・子育ての悩みなどを気軽に相談でき、保育の専門職からのアドバイスで、両親が子育てで孤立することなく、親子で楽しく暮らせています。
関係部署	こども課・健康課
■子育てコンシェルジュの更なる周知を図ります。 ■子育てコンシェルジュの更なる活動の充実を図ります。	

事業	④ 子どもへの虐待防止を推進します。
将来像	地域に暮らす全ての子どもが家庭や地域で虐待されることなく、明るく健やかに育っています。
関係部署	社会福祉課・こども課・健康課
■館山市要保護児童対策地域協議会を基本として、警察署、児童相談所、民生・児童委員、地域住民、保育園・小中学校関係者などの更なる連携強化を図り、子ども虐待の早期発見・適切な対応・防止の推進を図ります。 ■子どもの心身の発達面の相談支援、療育支援の充実を図り、子どもへの虐待防止の推進に繋がっていきます。	

(5) 孤立・孤独の解消、引きこもりの方への支援

事業	① 孤立・孤独・引きこもりの実態を把握し、本人や家族が気軽に相談できる体制を整備します。
将来像	孤立・孤独・引きこもりを個人・家庭の問題とせず、地域社会との関わり、地域の人との信頼関係の回復の中で役割を見つけて暮らしています。
関係部署	社会福祉課
■引きこもりの実態調査の手法を検討し、対象者の把握に努めます。 ■包括的な支援体制の中で、アウトリーチなどにより寄り添った支援の展開を目指します。 ■千葉県ひきこもり地域支援センターや、ひきこもりサポーター等養成研修等の周知を行い、ひきこもり支援の担い手の増加・支援者のスキルアップを目指します。	

(6) 「生きることを大切に」、自殺を予防する取り組みの推進

事業	① 市自殺対策計画（本計画第5章）を確実に推進し、命を大切にする取り組みを強化します。
将来像	市民誰もが自分自身を含む全ての市民の命を大切にし、自己肯定感を抱いて安定した暮らしを送っています。
関係部署	社会福祉課
■市自殺対策計画の着実な推進に努めます。	

事業	② ゲートキーパーを養成し、相談体制を強化します。
将来像	「命の門番」とも言われるゲートキーパーが地域に増え、命のSOSに対応して地域の人々の命を守っています。
関係部署	社会福祉課
■ゲートキーパーの養成方法について検討します。 ■ゲートキーパーによる情報共有体制を整備します。	

事業	③ 当事者本人や家族が立ち寄りやすい居場所づくりとして、市内5つの日常生活圏域に福祉総合相談にも対応できる居場所＝「まちの縁側」（仮称）の設置を目指します。
将来像	日常生活圏域毎に福祉総合相談窓口として「まちの縁側」（仮称）が設置され、身近な場所で気楽に生活課題や健康に関する相談ができ、いろいろな市民との交流が図られています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
■「まちの縁側」（仮称）で福祉総合相談にも対応できる体制整備を図ります。 ■福祉総合相談に対応する専門職として、地域福祉コーディネーターの育成に努めます。	

(7) 高齢者・障がい者の権利擁護、意思決定の支援・保障への取り組みの推進

事業	① 市成年後見制度利用促進基本計画（本計画第6章）を着実に推進し、当事者の権利を擁護する取り組みを強化します。
将来像	自分の意思決定に支援を必要とする高齢者や障がい者が、この計画の推進によって意思決定の保障を得て、権利を擁護され、安心して暮らし続けられています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■成年後見制度利用促進計画の着実な推進に努めます。	

事業	② 市民後見人の育成体制の整備を目指します。
将来像	後見人としてのスキルを保持する市民が増え、要請があればいつでも後見人を引き受けられる体制ができています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■市民後見人制度の調査・研究に取り組みます。	
■家庭裁判所との連携方法について検討します。	

事業	③ 法人後見実施機関の設置を目指します。
将来像	市民に身近な社会福祉法人が法人後見実施機関となり、市民が安心して成年後見制度を利用しています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■法人後見実施についての調査・研究に取り組みます。	

(8) 一人暮らし市民の終末期の看取り、死後対応への支援

事業	① 一人暮らし市民の入院・入所の保証人、終末期の看取りなどについて検討します。
将来像	身寄りのない一人暮らしの市民が、安心して入院・入所をすることができ、終末期の看取りも含めて孤立することなく生活を送っています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
■保証人、看取りなどの事業展開について調査・研究に取り組みます。	

事業	② 生活保護担当ケースワーカーが関われる生活保護受給者以外の、一般の一人暮らしの市民が亡くなられた場合の葬儀や住まいの整理、残余財産の処分などの死後対応について検討します。
将来像	一人暮らしで抱え込みがちとなる孤独死への恐怖や、自分の死後の対応についての不安がなくなり、心の安定を保った生活を送っています。
関係部署	社会福祉課
■身寄りのない市民の葬儀、住まいの整理、財産処分等についての事業展開について調査・研究に取り組みます。	

基本目標 4：多様な地域生活課題に応える包括的支援の仕組みづくり

現 状	・ 「まるごと支援」事業として、高齢者福祉課と市社協が窓口を担当し、関係各課と連携して推進していますが、相談件数の増加により担当職員が不足しています。 ・ 地域ケア会議などで関係専門職との“顔の見える関係”が築かれてきていますが、支援ネットワークの拡大および深化に向けた取り組みが必要になっています。 ・ 市内5つの日常生活圏域に4か所の地域包括支援センターが設置され、業務が遂行されています。 ・ 令和5年度末に、医療的ケア児コーディネーターが配置されます。 ・ 市内5ブロックの民生委員協議会定例会（月1回）に、市・社協・地域包括支援センター職員が出席し、情報共有をしています。 ・ 地域の社会福祉法人と連携した仕組みづくりが難航しています。 ・ 市には、NPO やボランティア団体を担当する部署がなく、その関わり方や支援方法などのノウハウが蓄積されていません。
課 題	・ 身近な困り事について相談できる場所の整備が求められています。 ・ インフォーマルな社会資源が不足しており、その充実が必要です。 ・ 市や福祉関係団体と市民の連携、協働意識の強化とその方法論を検討する必要があります。 ・ 民生委員・児童委員についての周知、広報の強化が必要です。 ・ 福祉サービスの申請を待っているだけでなく、アウトリーチ型支援を強化していくことが重要です。 ・ 様々な担当分野ごとに異なっている圏域設定を調整し、共通化することで市民の身近な小圏域で多職種・多機関連携を向上させる必要があります。 ・ 専門職向け研修を充実させ、専門職の力量を向上させることが求められています。 ・ 小圏域活動を支える地域福祉コーディネーター人材の配置が必要です。
将 来 像	・ 多様な生活課題に応えるために、介護・障がい・子育て等の縦割りの相談支援体制ではなく、横割りで継続的な支援の仕組みが作られることで、地域共生社会の実現に一步ずつ近づいています。

施 策

(1) 「断らない」福祉総合相談窓口を市民の身近なところに設置する取り組みの推進

事 業	① 地域住民が気楽になんでも相談できる福祉総合相談窓口の設置・整備にとりくみます。
将来像	日常生活圏域毎に福祉総合相談窓口となる「まちの縁側」（仮称）が設置され、いろいろな市民が身近な場所で気楽に生活課題や健康に関する相談ができるようになっていきます。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
■「まちの縁側」（仮称）で福祉総合相談に対応できる体制整備を図ります。 ■福祉総合相談に対応する専門職として、地域福祉コーディネーターの育成に努めます。	

事 業	② 福祉総合相談窓口は、市内多職種・機関と連携して、包括的で切れ目のない相談支援を目指します。
将来像	日常生活圏域と全市レベルに多職種・多機関が参加するケア会議を設置し、多職種連携でカンファレンスを行なって、困難ケースにも対応しています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
■各課の専門職の日常生活圏域を基本とした、共通の地区分担制について検討します。 ■各課の専門職と福祉関係団体の専門職との連携強化を図り、定期的な合同ケア会議の体制づくりを目指します。 ■合同ケア会議を基礎として、全市的な多職種・多機関の協議体を設置し、新たな施策提言や困難ケースへの対応が図れるよう目指します。	

(2) 地域の保健・福祉を包括的に支える専門職の配置による支援ネットワークの推進

事業	① 包括的で切れ目のない相談支援を支えるため、市内の各専門職・機関を広く繋ぐネットワーク構築を目指します。
将来像	多職種・機関のネットワークが圏域から全市へと順次拡大され、包括的な相談支援が切れ目なく展開されています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
■日常生活圏域毎に設置を目指す福祉総合相談窓口「まちの縁側」（仮称）を基本とした、圏域毎の各専門職・機関の地域ネットワーク構築を目指します。 ■各地域ネットワーク同士が繋がる仕組みの構築を目指します。	

事業	② ネットワークには、地域福祉コーディネーターとして地区を担当する専門職員を配置するよう目指します。
将来像	5つの日常生活圏域に配置された地域福祉コーディネーターが、人と人、人と地域資源を繋いで、地域の豊かな人づくりを支援し、支えています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
■福祉総合相談に対応する専門職として、地域福祉コーディネーターの育成に努めます。 ■地域福祉コーディネーターは、社協支部支援、社会資源の把握等を通じて包括的な支援の提供を目指します。	

(3) 地域の社会福祉法人等と連携した地域福祉推進の仕組みづくりの構築

事業	① 市内の社会福祉法人の地域貢献機能と連携して相談体制や居場所づくりができるプラットフォーム構築を目指します。
将来像	市内の社会福祉法人の持つ専門的機能が地域にも開放され、地域福祉の機能として地域市民に活用されています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・こども課
■市内の社会福祉法人の地域貢献機能と連携し、相談体制や居場所づくりに繋がるプラットフォームの構築を検討していきます。 ■このプラットフォームは、NPO 法人やボランティアの地域福祉活動を繋ぐ役割を目指します。	

(4) 福祉関係職員の研修充実

事業	① コミュニティソーシャルワーク（CSW）の技術を身につける研修実施について検討します。
将来像	CSW の援助技術を身につけた地域福祉コーディネーターとその所属機関が、市民と地域を支えて、豊かな地域福祉の人づくり・地域づくりを援助しています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
■地域生活課題を抱えている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートしたりする CSW 技術研修の調査・研究に取り組みます。	

事業	② 保健・医療・福祉（介護を含む）の多職種連携の中で、個別問題解決プログラムを身につける研修を充実させます。
将来像	多様な職種・機関が個別問題解決プログラムを作る能力を身につけ、ケースカンファレンス能力が向上し、連携による課題解決の力量が向上しています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
■各課に配属されている専門職の専門性を高める研修等に積極的に参加できる職場づくりを目指します。 ■保健・福祉・介護の専門職間の連携を図る体制づくりを目指します。 ■多職種が連携して総合的な相談支援を行い、個別支援と地域支援を繋げられる専門性を身につけた人材の育成を目指します。	

基本目標 5：包括的支援体制の整備・重層的支援体制整備事業実施へ向けた
準備と組織づくり

「重層的支援体制整備事業」とは

- 「重層的支援体制整備事業」は、2020（令和2）年6月に国会で成立し、翌年4月に施行された改正社会福祉法により法定化された事業です。
 - その背景は、新しい福祉のビジョンとして2017（平成29）年から打ち出されていた「地域共生社会」の実現を進める「包括的な支援」をさらに具体化するというところにあります。
 - 重層的支援体制整備事業には次の事業があります。
 - ① 包括的相談事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）
 - ・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
 - ・ 支援機関のネットワークで対応する
 - ・ 複雑化・複合化した課題は多機関協働に繋ぐ
 - ② 参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号）
 - ・ 社会との繋がりを作るための支援を行う
 - ・ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
 - ・ 本人の定着支援と受け入れ先の支援を行う
 - ③ 地域づくり事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号）
 - ・ 世代や属性を超えて交流できる場所を整備する
 - ・ 交流・参加、学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
 - ・ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
 - ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
(社会福祉法第106条の4第2項第4号)
 - ・ 支援が届いていない人に支援を届ける
 - ・ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける
 - ・ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
 - ⑤ 多機関協働事業（社会福祉法第106条の4第2項第5号）
 - ・ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する
 - ・ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
 - ・ 支援関係機関の役割分担を図る
- （支援プランの作成（社会福祉法第106条の4第2項第6号）は、他機関協働事業と一体的に実施）

- これらの事業のうち、①～③の事業は一体的に実施することで相互作用が生じ支援の効果が高まります。また、一体的実施でセーフティネットの強化を図ることは、平時だけでなく、災害時の支援体制の充実にも繋がります。
- 「重層的支援体制整備事業」は、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援の取り組みを生かしつつ、市民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①～⑤の事業を一体的に実施するもので、財政的には既存制度からの財源を一括化し、関係機関の連携の下で実施するものであることから、社会福祉法第106条の5に基づいた「事業実施計画」を関係機関の共通認識を基として策定し、計画に基づいた事業実施、評価・検証、それによる計画見直しが行われています。
- 本市においても「地域共生社会」が実現した館山市を創出することを目指し、重層的支援体制整備事業に取り組んでいくとともに、本計画を含む館山市の各種福祉計画及びその基本理念等に、館山市独自の法的根拠を与えてしっかりと確立することが大切であり、そのための検討が求められています。
- また本市においては、国が示す「重層的支援体制整備事業」のうちその「実施計画」の策定は以下の「施策」(1)にあるように喫緊の課題ですが、個別の事業については以下のように地域福祉推進の観点からすでに取り組んでいるものもあり、これらの事業も含めて「実施計画」の中に体系化することが求められます。

分 野	国 の 示 す 事 業 項 目	市の取組状況
介 護	一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）	○
	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	○
	生活支援体制整備事業	○
障 害	相談支援事業（基幹相談支援センター棟機能強化事業＋住宅入居等支援事業）	○
	地域活動支援センター機能強化事業	×
子 ども 子 育 て	利用者支援事業（基本型）	○
	利用者支援事業（特定型）	○
	利用者支援事業（こども家庭センター型（仮称））	×
	地域子育て支援拠点事業	○
生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業	○
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	△
そ の 他	多機関協働事業	△
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	△
	参加支援事業	△

○：実施済 △：一部実施 ×未実施

施 策

（１）「重層的支援体制整備事業実施計画」策定の準備

事 業	① 「重層的支援体制整備事業実施計画」の策定にむけて関係部署、関係団体との連携強化に努めます。
将来像	関係機関・組織・市民等と十分な議論を通して「整備事業実施計画」が策定・実施され、人材養成研修を受けた職員も数が増えてきて、「地域共生社会」の実現に一步一步近づいています。
関係部署	社会福祉課・高齢福祉課・こども課
■関係部署、関係団体との情報共有体制をつくります。 ■重層的支援体制整備事業に向けての課題整理を行います。	

（２）重層的支援体制整備事業の一部先行実施

事 業	① 「重層的支援体制整備事業」を構成する実施事業について、本「地域福祉計画」によりできるものについては順次着手していきます。
将来像	「重層的支援体制整備事業」を構成する実施事業について、「実施計画」が稼働する前から「地域福祉計画」の推進によって一部先行的に着手され、「重層的支援体制整備事業」に先立って成果が現れてきています。
関係部署	社会福祉課
■地域福祉計画推進にあたり、重層的支援体制整備事業を視野に入れた展開に努めます。	

（３）「館山市福祉基本条例」（仮称）の制定の検討

事 業	① 「館山市福祉基本条例」（仮称）の制定について検討します。
将来像	地域共生社会の実現を目指す市民・福祉団体・行政が、一層協働して地域福祉の推進に取り組めるよう「館山市福祉基本条例」（仮称）が制定されています。
関係部署	社会福祉課
■市民福祉充実の館山市を条例により法的に位置付け、福祉自治体としての館山市の方向性を確立するための検討を行います。	

第5章 自殺対策計画

第1節 計画策定の背景・趣旨と法的根拠等

(1) 計画策定の背景・趣旨

日本の自殺対策は、2006（平成18）年に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響や、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、2020（令和2）年には特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、自殺者の総数が11年ぶりに前年を上回りました。また、2022（令和4）年には男性の自殺者数も13年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となっています。

自殺については、個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回った時にリスクが高まると言われています。そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進していく必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取り組みを総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

このような意味で自殺対策は、地域で幸せに暮らし続けるという地域福祉そのものの課題でもあると認識し、館山市において関連する事業を総動員するとともに、市民による自殺予防のための行動も含めた全市的な取り組みとして「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

(2) 計画の法的根拠

自殺対策基本法では、第13条において都道府県及び市町村が自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を定めるよう明記されています。

これを踏まえて、本市では地域福祉計画と一体のものとしてこれを取り込み、館山市自殺対策計画を市地域福祉計画の「第5章」として、ここに策定します

(3) 計画の期間

本計画については、地域福祉計画との整合性を図るため、2024（令和 6）年度から 2029（令和 11）年度の 6 年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化や館山市における自殺状況の変化を踏まえて、評価・検証を行いながら必要に応じて見直しを行います。

(4) 計画の目標

国の自殺総合対策大綱では、自殺対策の数値目標を「2026（令和 8）年までに、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）を 2015（平成 27）年と比べて 30%以上減少させること」としており、2026（令和 8）年時点では自殺死亡率を「13.0」以下にすることを数値目標としています。こうした国の方針を踏まえて、本市では下記を数値目標とします。

- 自殺者数 6 人以下（計画期間中の各年）
- 自殺死亡率 13.0 以下（計画期間中の平均）

なお、「第 2 節 館山市及び千葉県における自殺の現状・特徴」で示すとおり、館山市における自殺者数の中長期的な傾向が明確ではないことから、目標値は計画期間の最終年度ではなく、計画期間中の各年または平均で捉えることとします。

第2節 館山市及び千葉県における自殺の現状・特徴

(1) 館山市の自殺者数及び自殺死亡率の推移

館山市の自殺者数及び自殺死亡率は、2015（平成27）年から2018（平成30）年まで年々減っており、2018（平成30）年には4名となりました。その後、2019（令和元）年、2020（令和2）年は増加がみられ、2021（令和3）年に再び減ったものの、2022（令和4）年は8名となっています。

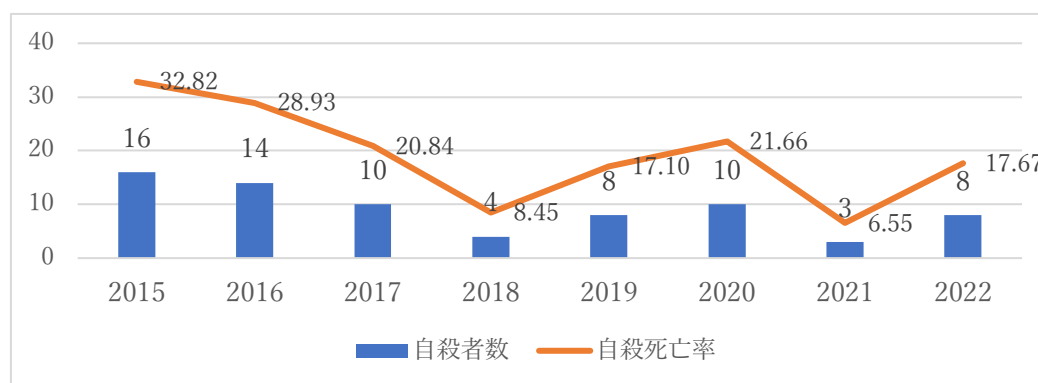


図1 館山市における自殺者及び自殺死亡率の推移

出典：厚生労働省 自殺対策推進室 自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）より作成

(2) 自殺者数及び自殺死亡率の全国・千葉県・館山市の比較

自殺死亡率について全国・千葉県・館山市で比較をすると、全国と千葉県についてはほとんど重なりあっています。また、新型コロナウイルスの流行が始まった2020（令和2）年に増加がみられます。他方、館山市については母数が少ないため自殺死亡率も大幅に上下しており、明確な傾向は見いだせません。

表1 自殺者数及び自殺死亡率の全国・千葉県・館山市との比較

		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全国	自殺者数	23,806	21,703	21,127	20,668	19,974	20,907	20,820	21,723
	自殺死亡率	18.57	16.95	16.52	16.18	15.67	16.44	16.44	17.25
千葉県	自殺者数	1,165	1,020	982	1,045	958	1,045	963	1,004
	自殺死亡率	18.63	16.28	15.63	16.59	15.18	16.54	15.23	15.91
館山市	自殺者数	16	14	10	4	8	10	3	8
	自殺死亡率	32.82	28.93	20.84	8.45	17.10	21.66	6.55	17.67

出典：厚生労働省 自殺対策推進室 自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）より作成

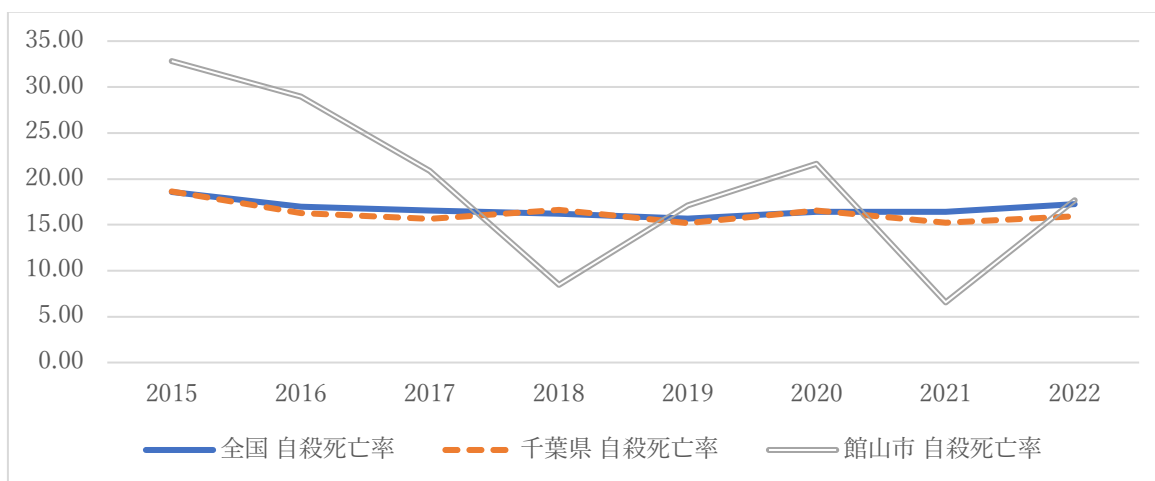


図2 自殺死亡率の全国・千葉県・館山市の比較

出典：厚生労働省 自殺対策推進室 自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）より作成

(3) 館山市及び千葉県における年代別自殺者数の推移

館山市における年代別自殺者の推移について、合計では60歳代が最も多く、次いで50歳代、70歳代と高年齢での自殺者が比較的多くなっています。

また、国では小中高生の自殺者増加が問題となっていますが、本市においては20歳未満の自殺者は1人もいません。

千葉県における年代別自殺者数の推移について、合計では40歳代が最も多く、次いで50歳代となっています。また、20歳未満は自殺者数が2015（平成27）年から少しずつ増加しています。

表2 館山市における年代別自殺者の推移

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合計
20歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20-29	0	3	1	1	2	0	0	1	8
30-39	2	0	2	2	0	2	0	0	8
40-49	2	1	0	0	1	2	1	0	7
50-59	1	4	1	0	2	0	0	4	12
60-69	6	3	3	1	1	3	0	0	17
70-79	3	2	2	0	2	1	1	1	12
80歳以上	2	1	1	0	0	2	1	2	9
合計	16	14	10	4	8	10	3	8	73

出典：厚生労働省 自殺対策推進室 自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）より作成

表 3 千葉県における年代別自殺者の推移

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合計
20 歳未満	31	28	26	45	33	40	40	45	288
20-29	106	111	111	118	113	115	117	133	924
30-39	167	118	136	134	119	129	120	108	1,031
40-49	202	182	187	196	185	179	163	166	1,460
50-59	181	166	134	176	154	183	178	180	1,352
60-69	193	187	164	139	122	158	111	134	1,208
70-79	185	141	130	154	137	133	153	126	1,159
80 歳以上	100	87	93	81	95	108	81	112	757
不詳	0	0	1	2	0	0	0	0	3
合計	1,165	1,020	982	1,045	958	1,045	963	1,004	8,182

出典：厚生労働省 自殺対策推進室 自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）より作成

（4）館山市及び千葉県における男女別自殺者数の推移

館山市における男女別自殺者数の推移については、毎年男性が多いですが、増減の推移については性別での違いはありません。他方、千葉県においては 2020（令和 2）年に女性の自殺者が増加し、新型コロナウイルス感染症の影響が示唆されます。

表 4 館山市における男女別自殺者数の推移

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合計
男性	11	11	9	4	6	9	2	6	58
女性	5	3	1	0	2	1	1	2	15
合計	16	14	10	4	8	10	3	8	73

出典：厚生労働省 自殺対策推進室 自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）より作成

表 5 千葉県における男女別自殺者数の推移

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合計
男性	816	717	667	726	663	664	608	662	5,523
女性	349	303	315	319	295	381	355	342	2,659
合計	1,165	1,020	982	1,045	958	1,045	963	1,004	8,182

出典：厚生労働省 自殺対策推進室 自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）より作成

(5) 市民が必要だと考える自殺防止対策について

本地域福祉計画の策定に当たって実施した市民意識調査にて、市民が必要だと考える自殺防止対策については、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が54.1%（477人）と最も多く、次いで「子どもや若者の悩みを受け止める体制の充実」が48.7%（429人）、「地域を通じた見守り、支えあい」が27.8%（245人）となっています。また、精神科医療体制の整備、メンタルヘルス対策、ゲートキーパーの養成等も求められています。

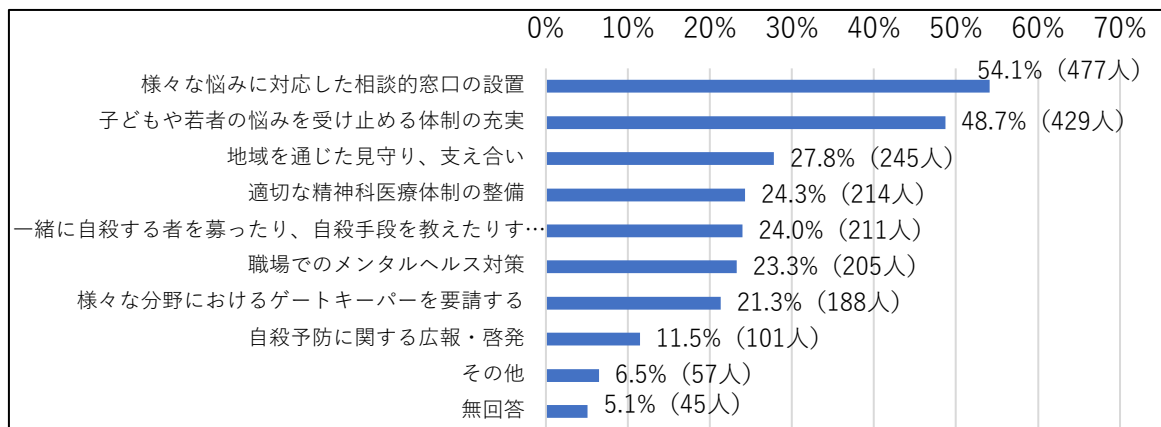


図3 市民が必要だと考える自殺防止対策について

出典：令和5年3月「館山市地域福祉計画・地域福祉活動計画 市民意識調査報告書」より作成

(6) 本市及び千葉県における自殺の特徴について

①館山市

- ・自殺者数は減少と増加の繰り返えしで母数も少なく明確な傾向は見いだせません。
- ・性別・年齢別にみると、男性・高齢での自殺者が比較的多くなっています。
- ・市民意識調査では、自殺防止対策として「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」、「子どもや若者の悩みを受け止める体制の充実」、「地域を通じた見守り、支えあい」、「精神科医療体制の整備」、「メンタルヘルス対策」、「ゲートキーパーの養成」等が求められています。

②千葉県

- ・年代別では2015（平成27）年から20歳未満が少しずつ増加しています。また40歳代・50歳代の自殺者が多く、中高年層で自殺のリスクが高いといえます。
- ・人数は男性が多いですが、2020（令和2）年に女性の自殺者が増加し、新型コロナウイルス感染症の影響が示唆されます。

第3節 命を支えるこれからの取り組み

(1) 基本方針

本市においては国の自殺総合対策大綱を踏まえ、以下の5点を自殺対策の基本方針とします。

- ① 生きることの包括的な支援として推進
- ② 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- ③ 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- ④ 実践と啓発を両輪として推進
- ⑤ 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

(2) 施策の体系

上記の基本方針も踏まえたうえで、命を支える取り組みとして以下の施策を実施していきます。

- ① 地域におけるネットワークの強化
- ② 自殺対策を支える人材の育成
- ③ 住民への啓発と周知
- ④ 生きることの促進要因への支援
- ⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

第4節 命を支え、自殺を防止する施策の展開

(1) 地域におけるネットワークの強化

事業	① 地域住民の誰もが気楽に立ち寄れる「居場所」づくりを目指します。
将来像	新旧住民の交流、老若男女の交流が活発に行われ、互いに気心の知れた暮らしやすい地域をつくる居場所となっています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・中央公民館
	■各地区公民館や空き家などを活用した「居場所」づくりを目指します。 ■「居場所」では市民誰でもが気楽に立ち寄り、話し合える居場所にします。 ■よりよい「居場所」づくりのための体制整備に努めます。

事業	② 市民が気楽になんでも相談できる福祉総合相談窓口の設置・整備にとりくみます。
将来像	日常生活圏域毎に福祉総合相談窓口となる「まちの縁側」（仮称）が設置され、いろいろな市民が身近な場所で気楽に生活課題を相談できるようになっています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
	■「まちの縁側」（仮称）で福祉総合相談に対応できる体制整備を図ります。 ■福祉総合相談に対応する専門職として、地域福祉コーディネーターの育成に努めます。

事業	③ 地縁型市民組織と目的型組織が互いの活動に乗り入れ、市民交流が活性化できる仕組みづくりの検討をします。
将来像	住みやすい館山市のまちづくりを共通目標に、地縁型と目的型の市民組織が相互に乗り入れた活動を展開することで、活発な市民交流が展開されています。
関係部署	社会福祉課・市民協働課・中央公民館
	■町内会等とボランティア団体やサークル等が、連携し、互いの活動が活性化できる仕組みづくりによって、地域におけるネットワークの強化を目指します。

(2) 自殺対策を支える人材の育成

事業	① ゲートキーパーを養成し、相談体制を強化します。
将来像	「命の門番」とも言われるゲートキーパーが地域に増え、命の SOS に対応して地域の人々の命を守っています。
関係部署	社会福祉課
■ゲートキーパーの養成方法について検討します。 ■ゲートキーパーによる情報共有体制を整備します。	

事業	② 保健・福祉・介護の現場で、積極的に活躍できる専門的な市職員の養成を目指します。
将来像	各種研修の実施、特に他職種との連携を高める研修の実施で、包括的に横割りに捉えて取り組む専門職が増え、解決能力が向上しています
関係部署	社会福祉課・高齢福祉課・健康課・総務課
■各課に配属されている専門職の専門性を高める研修等に積極的に参加できる職場づくりを目指します。 ■保健・福祉・介護の専門職間の連携を図る体制づくりを目指します。 ■多職種が連携して総合的な相談支援を行い、個別支援と地域支援をつなげられる専門性を身につけた人材の育成を目指します。	

(3) 住民への啓発と周知

事業	① 各種相談電話や窓口のチラシを配布し、市民への啓発と周知を行います。
将来像	各種相談電話や窓口について市民に十分に周知されていることで、困りごとがあった際の相談先が明確になっており、市民が迷うことなく相談することができています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課・こども課
■各種相談電話や窓口のチラシを庁内や関係機関等に配布し、市民への啓発と周知の徹底を図ります。 ■庁内の福祉に関連する各部署の窓口にて福祉や健康に関する相談に対応します。	

(4) 生きることの促進要因への支援

事業	① 一人暮らし等で、地域に頼れる人がいない市民を孤立させることなく、支えます。
将来像	市内・近県に頼ることのできる家族や親戚がおらず、一人で暮らす高齢者や障害のある市民が入所・入院、終活ができ、安心して日常生活を送ることができています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■住まいの賃貸や施設入所、医療機関への入院の際など、保証人がいない一人暮らし等の市民に対する支援について検討します。 ■住まい探しや、葬儀、埋葬、遺産処分等の終活を支援する体制整備に努めます。 ■法人後見実施機関の設置を目指します。 ■これらを通じて、自殺への危機に追い込まれることのない、安心できる日常生活を保障することを目指します。	

事業	② ひとり親家庭や子供の貧困対策の充実を図ります。
将来像	暮らしに困難を抱える家庭や、その子どもたちが食事を保障され、安心できる居場所を得て、健やかに暮らしています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・こども課
■市民団体等と一緒に子ども食堂を展開します。 ■学習支援・居場所づくりにつながる子ども食堂を目指します。 ■地域と連携したフードバンクの設置を目指します。	

事業	③ 市役所等に相談に行きにくい生活困窮者等に、アウトリーチで積極的に対応・支援します。
将来像	さまざまな理由により市や福祉関係団体に相談しにくい状況で潜在化している生活困窮者に、相談しやすい環境を提供することで、誰もが生活困窮から抜け出せることのできる地域で安心して暮らしています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■庁内各課及び福祉関係団体の情報共有体制の確立を目指します。 ■共有した情報に基づくアウトリーチ支援をします。 ■市の窓口相談へ行きにくい人が気楽に相談できるよう、5つの日常生活圏域での身近な総合相談窓口である「まちの縁側」（仮称）の設置を目指します。	

事業	④ 孤立・孤独・引きこもりに陥ったとしても、本人が気楽に相談できる体制を整備します。
将来像	孤立・孤独・引きこもりを個人の問題とせず、地域社会との関わり、地域の人との信頼関係の回復の中で役割を見つけて暮らしています。
関係部署	社会福祉課
■包括的な支援体制の中で、アウトリーチなどにより寄り添った支援の展開を目指します。 ■千葉県ひきこもり地域支援センターや、ひきこもりサポーター等養成研修等の周知を行い、ひきこもり支援の担い手の増加・支援者のスキルアップを目指します。	

(5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

事業	① 市民の命、人権を思いやる学校教育・生涯教育の充実を目指します。
将来像	小・中学生、そして市民全体の中に命・人権を大切に思う考え方が広がり、館山市が人に優しいまちへと育っています。特に、貧困、障がい、認知症高齢者など、暮らしにくさを抱える市民が心理的なハードルを感じることなく命と人権が平等に尊重される館山市になっています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・教育総務課・生涯学習課
■人権を思いやる学校教育・生涯教育さらには家庭教育の充実によって、他者だけでなく自身の命を尊重することや、危機に陥った際には誰かに援助を求めることの重要性について理解を広めることを目指します。 ■社会福祉の基礎を学ぶ機会の提供を目指します。 ■全市民対象の地域福祉フォーラムの定期的な開催を目指します。	

事業	② 市内の小・中学校、高校と連携し、ヤングケアラーの実態把握と負担軽減に取り組みます。
将来像	家庭内で親・兄弟姉妹・祖父母などを介護せざるを得ない小・中学生に寄り添い、ケアに追われていた子どもたちの負担が軽減され、日常生活を過ごせるようになっています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・教育総務課・こども課
■ヤングケアラーの実態調査の手法を検討し、対象者の把握に努めます。 ■館山市に配置されている、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携強化と情報共有の体制整備に努めます。 ■ヤングケアラーを社会的な問題として捉え、地域ぐるみで支えていけるよう、広報などで市民の意識向上を図ります。	

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第1節 計画策定の法的根拠及び基本的な考え方

(1) 計画策定の法的根拠

2016（平成28）年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、第14条において、市町村が国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める」と明記されています。

これを踏まえて、本市では地域福祉計画と一体のものとしてこれを取り込み、館山市成年後見制度利用促進基本計画を市地域福祉計画の「第6章」として、ここに策定します。

(2) 計画の期間

本計画については、地域福祉計画との整合性を図るため、2024（令和6）年度から2029（令和11）年度の6年間を計画期間とします。

(3) 成年後見制度利用促進についての基本的な考え方

成年後見制度の利用促進は、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものです。そこで、以下の点を本計画の基本的な考え方とします。

- ・本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護を重視します。
- ・成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備します。
- ・成年後見制度以外の権利擁護支援策も総合的に充実します。
- ・任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取り組みを進めるとともに、本人の意思、能力や生活状況に応じたきめ細かな対応を可能とする補助・保佐類型が利用されるための取組を進めます。
- ・安心かつ安全に成年後見制度を利用できるようにするため、不正防止等の方策を推進します。
- ・福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにします。

(4) 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や知的障がい・精神障がい等により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度です。成年後見制度には大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

① 法定後見制度

制 度 の 概 要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人を法律的に支援する制度。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。
申し立て手続き	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要がある。
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など
成年後見人等の権限	制度に応じて、一定の範囲内で本人を代理したり、本人が締結した契約を取り消したりすることができる。

② 任意後見制度

制 度 の 概 要	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度。
申し立て手続き	① 本人と任意後見人との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約（任意後見契約）を締結→ この契約は、公証人が作成する公正証書により締結する必要がある。 ③ 本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う。
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者
任意後見人の権限	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。

出典：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況（令和5年5月）」より作成

第2節 館山市における成年後見制度利用の現状

(1) 館山市内における高齢者数等

2023（令和5）年4月1日時点での本市における総人口は44,414人で、高齢者が17,919人、高齢化率は40.3%となっています。また、高齢者の独居は2,729人、認知症自立度がⅡ以上の方は1,765人います。

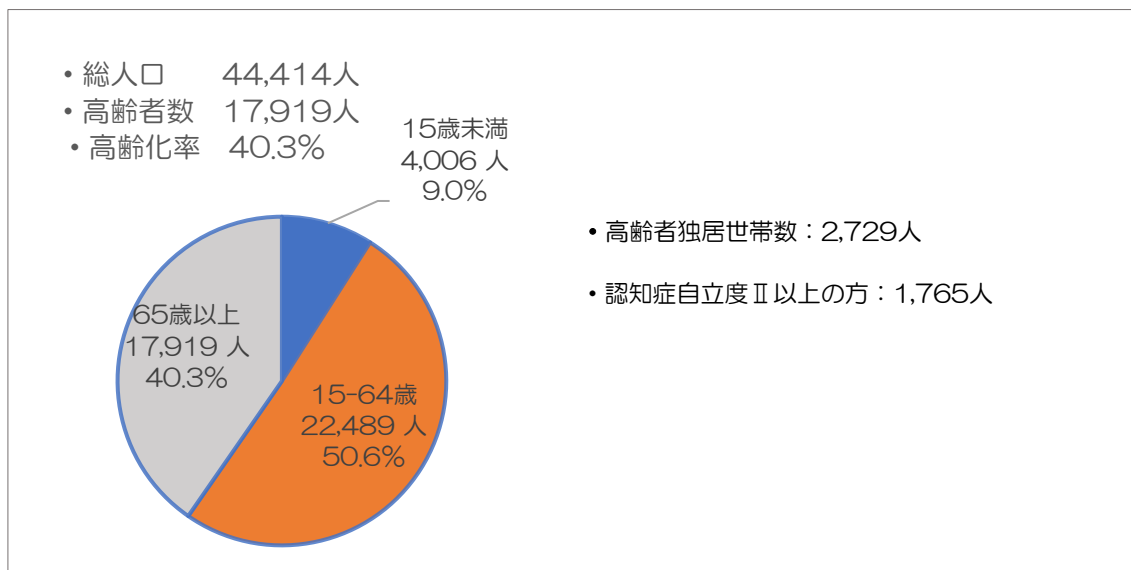


図1 館山市内における高齢者数等（令和5年4月1日）

(2) 館山市内における障害者手帳（※身体障害を除く）保持者数

2023（令和5）年6月30日時点での本市における療育手帳所持者数は437人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は534人となっています。

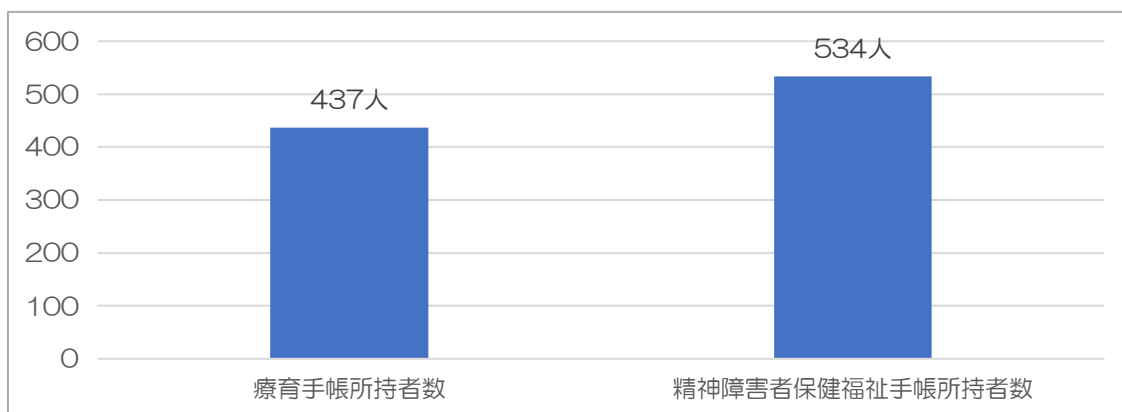


図2 館山市内における障害者手帳（※身体障害を除く）保持者数（令和5年6月30日）

(3) 館山市内における成年後見制度利用者数

2022（令和4）年10月1日時点での本市における成年後見制度の利用者数は、後見が93人、補佐が13人、補助が3人となっています。

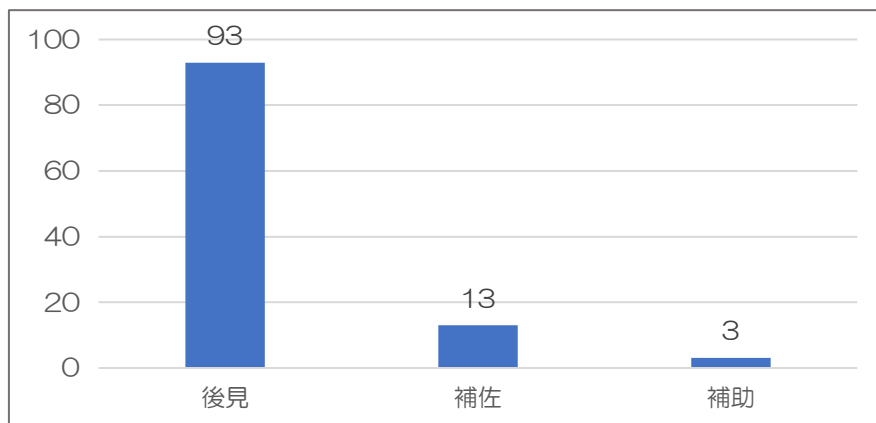


図3 館山市内における成年後見制度利用者数（令和4年10月1日）

(4) 館山市内における市長申立件数

本市における市長申立件数の推移を見ると、2022（令和4）年度が高齢者5件、障害者0件、2021（令和3）年度と2020（令和2）年度はそれぞれ高齢者が7件、障害者が1件となっています。

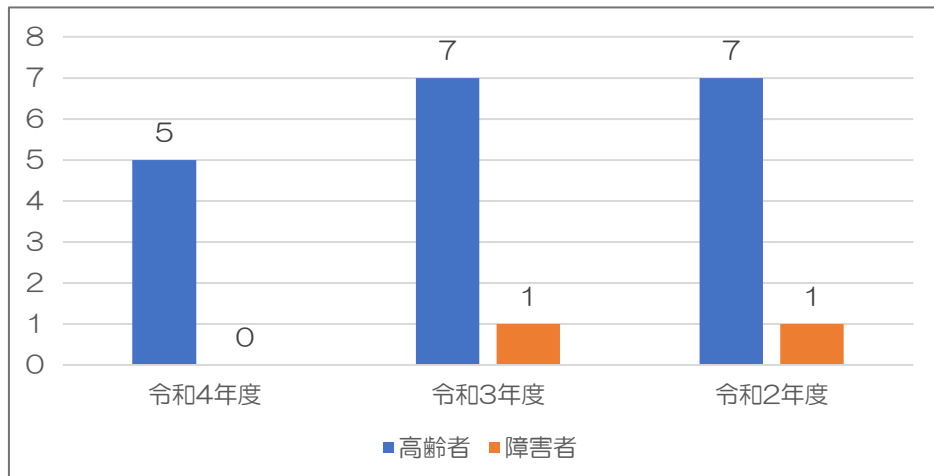


図4 館山市内における市長申立件数

(5) 市民アンケート及び関係団体・機関ヒアリング調査報告

① 市民アンケートから見る権利擁護に関わる課題

- ・「入院、入所時に頼れる人がいるかどうか」について、25%弱の人が「いない」、「わからない」と回答しています。

- ・「地域福祉を充実させて、必要なサービスを安心して利用できるようにするために館山市がまず優先して取り組むべきこと」として、「市民生活の課題に沿った、適切で十分な情報提供」、「市と市社会福祉協議会、在宅介護センターや保健・医療・福祉との十分な連携体制」、「市民の立場に立った横断的で総合的な相談窓口を、身近な場所で提供」が求められています。

② 関係団体・機関ヒアリング調査報告からみる権利擁護に関わる課題

- ・身寄りのない単身高齢者が増加傾向にあること、家族がいても障害や要介護状態等で後見人や保証人になれないケースがあり、保証人、成年後見人等権利擁護支援が求められています。
- ・分野横断的な相談に応じられるようワンストップ窓口や包括的支援体制を求める声が多く、包括的な支援体制の構築が求められています。
- ・後見人が高齢となっていることで、受任を断られてしまうケースがあります。
- ・入院・入所時に保証人・緊急連絡先がないケースがあります。

第3節 成年後見制度に関わる課題・対応策及び施策の体系

(1) 課題及びその対応策

① 権利擁護支援についての周知・啓発の徹底

館山市では今後も高齢化率が上昇する見込みであり、それに伴って独居高齢者や認知症高齢者も増えていくことが予想されます。従って、権利擁護支援を必要とする人への支援が漏れてしまうことのないよう、周知・啓発を徹底することが必要です。

② 各専門職の連携による切れ目のない相談支援の実現

市民アンケートでは、「保健・医療・福祉との十分な連携体制」を求める声が多く、関係団体・機関ヒアリングにおいても分野横断的な相談に応じられるような包括的な支援体制の構築が求められていました。保健・医療・福祉はもちろんのこと、司法分野とも密な連携ができるよう、ネットワークを構築し、切れ目のない相談支援を実現することが必要です。

③ 市民後見人の養成や法人後見受任先の開拓

関係団体・機関ヒアリングにおいて、後見人が高齢となり断られてしまうケースが課題として挙がっていたように、後見を引き受ける専門職が不足しています。そのため、市民後見人の養成や法人後見受任先の開拓が必要です。

④ 入院、入所時等の保証人に関わる支援や任意後見制度相談支援の充実

入院、入所時に保証人や緊急連絡先がないケースがあり、今後独居の高齢者が増えた際にはますますそのようなケースが増加していくと考えられます。特に、認知症や障がい等によって判断能力が不十分な方の場合には対応が難しく、本人に不利益が生じてしまう可能性が高くなります。従って、入院・入所時等の保証人に関わる支援の充実や、判断能力があるうちに必要な事項を定めることができる任意後見制度の周知・相談支援の充実が必要です。

(2) 施策の体系

館山市における課題及び対応策を踏まえて、以下の6点について重点的に施策を実施することとします。

- ① 目的・対象に応じた広報の充実
- ② 本人を尊重した切れ目のない支援の充実
- ③ 成年後見制度利用促進のための環境整備
- ④ 市民後見人の育成、活動支援の実施
- ⑤ 任意後見制度利用等の相談・支援の充実
- ⑥ 親族後見人への支援の充実

第4節 地域連携ネットワークづくりの推進

(1) 安房地域権利擁護推進センター

安房地域権利擁護推進センターは、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により意思決定が困難であっても、成年後見制度や権利擁護に関する事業を活用することで住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように支援をする機関です。

3市1町（館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町）が共同して鴨川市社会福祉協議会に運営を委託しています。

(2) 安房地域権利擁護推進センターによる地域連携ネットワークづくり

安房地域権利擁護センターは、成年後見制度利用促進法における「地域連携ネットワーク」のコーディネートを担う広域的な「中核機関」です。

権利擁護支援が必要な人に対して、地域・保健・福祉・医療等の各種関係者などが連携して支援を行う「権利擁護支援チーム」や、各地域における専門職・当事者団体などの連携体制強化や権利擁護支援チームへ必要な支援を行う「協議会」の設置についての検討等、地域連携ネットワークの仕組みづくりを推進します。

第5節 制度が必要な人の立場に立った具体的施策の展開

(1) 目的・対象に応じた広報の充実

事業	① 権利擁護支援について市民への普及・啓発を行います。
将来像	権利擁護の概要や制度、相談窓口について市民全体に広く知れ渡っており、必要な人が支援を受けられるようになっています。
関係部署	安房地域権利擁護推進センター・社会福祉課・高齢者福祉課
■ 権利擁護支援の周知・活用を促進するパンフレットの作成・配布を行います。 ■ 権利擁護をテーマにした講演会や研修会を開催します。 ■ 市内で催される高齢者・障がい者のイベント等の機会に、権利擁護の重要性について広報を行います。	

(2) 本人を尊重した切れ目のない支援の充実

事業	① 権利擁護に関する相談支援を行います。
将来像	権利擁護の相談支援を通じて、必要な人に対して権利擁護の支援が行われています。
関係部署	安房地域権利擁護推進センター・社会福祉課
■ 権利擁護に関する心配事について、電話や面談による相談支援を行います。 ■ 安房地域権利擁護推進センターにて、毎月1回、4市町（館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町）を巡回して相談支援を行います。 ■ 権利擁護支援が必要な人へのアウトリーチができるよう、体制整備を図ります。	

事業	② 市内5つの日常生活圏には、福祉総合相談にも対応できる居場所＝「まちの縁側」（仮称）の設置を目指します。
将来像	日常生活圏域毎に福祉総合相談窓口となる「まちの縁側」（仮称）が設置され、いろいろな市民が身近な場所で気楽に生活課題を相談できるようになっています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
■ 「まちの縁側」（仮称）で福祉総合相談に対応できる体制整備を図ります。 ■ 福祉総合相談に対応する専門職として、地域福祉コーディネーターの育成に努めます。 ■ 権利擁護に関する相談を受け付けて、必要な支援が受けられるよう適切な機関へとつなぎます。	

事業	③ 地域連携ネットワークづくりを推進します。
将来像	中核機関である安房地域権利擁護推進センターがコーディネートを行い、必要に応じて「権利擁護支援チーム」や「協議会」が設置され、権利擁護支援が必要な人に対して、地域・保健・福祉・医療等の各種関係者等が連携して充実した支援が行われています。
関係部署	安房地域権利擁護推進センター
■権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受けながら、必要に応じて「権利擁護支援チーム」や「協議会」の設置について調整を行います。 ■福祉だけでなく法律や医療の専門職も含めた専門職団体・関係機関と協力し、地域連携ネットワークの中核機関としてネットワークづくりを推進します。	

事業	④ 一人暮らし市民の入院・入所の保証人、終末期の看取りなどについて検討します。
将来像	身寄りのない一人暮らしの市民が、安心して入院・入所をすることができ、終末期の看取りも含めて孤立することなく生活を送っています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
■保証人、看取りなどの事業展開について調査・研究に取り組みます。	

(3) 成年後見制度利用促進のための環境整備

事業	① 成年後見制度の利用に関する費用の助成を行います。
将来像	成年後見の申し立て費用や報酬について、費用の問題で諦めることがないように、必要な人は助成を受けながら制度を利用しています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■親族等申立審判請求に係る申立手数料、登記手数料、鑑定費用その他審判に必要な費用及び成年後見人等の報酬について、全部又は一部を助成します。	

事業	② 市内社会福祉法人による法人後見実施機関の設置を目指します。
将来像	市民に身近な社会福祉法人が法人後見実施機関となり、市民が安心して成年後見制度を利用しています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■法人後見実施についての調査・研究に取り組みます。 ■法人後見受任先について、調査・検討を行います。	

(4) 市民後見人の育成、活動支援の実施

事業	① 市民後見人の育成体制の整備を目指します。
将来像	後見人としてのスキルを保持する市民が増え、要請があればいつでも後見人を引き受けられる体制ができています。
関係部署	安房地域権利擁護推進センター・社会福祉課
■市民後見人養成講座を実施し、修了者である市民後見人候補者にフォローアップ研修を行います。 ■市民後見人候補者について名簿による管理・更新を行います。 ■「市民後見人の受任が想定される本人の状態像」を基に、被後見人の課題解決状況を適合率として数値化し、適合性が高い被後見人に対する市民後見人の受任について検討会を実施します。	

事業	② 市民後見人の受任を目指し、業務の支援をします。
将来像	後見人としてのスキルを保持する市民が増え、必要な人に対して市民後見人が支援を行っています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■市民後見人の受任について具体的な調整を進めて、実現を目指します。 ■受任後は適正に後見業務が行われるよう、市民後見人の支援を行います。	

(5) 任意後見制度利用等の相談・支援の充実

事業	① 任意後見制度利用の相談・支援の充実を図ります。
将来像	任意後見制度の利用を望む人が気軽に相談を行い、本人の希望に沿った適切な支援を受けられるようになっています。
関係部署	安房地域権利擁護推進センター・社会福祉課
■任意後見制度に関する相談への対応力を高め制度利用について支援を行います。 ■任意後見制度について、広く市民への周知を図ります。	

(6) 親族後見人への支援の充実

事業	① 親族後見人への支援の充実を図ります。
将来像	親族後見人に困り事や心配事がある際には気軽に相談できる機関があり、適切に後見業務を行うことができます。
関係部署	安房地域権利擁護推進センター・社会福祉課
■ 成年後見制度の利用にあたって必要な家庭裁判所への申立てについて、申立書類の書き方などを助言します。 ■ 適正に後見業務が行われるよう親族後見人の相談に対応し、支援を行います	

第7章 再犯防止推進計画

第1節 再犯防止推進計画の背景・趣旨と法的根拠

「再犯防止推進法」は、2016（平成28）年12月に成立、施行され、その第4条において、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が、国のみではなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、第8条第1項では、都道府県と市町村には再犯防止推進計画を国の計画の地方計画として策定する努力義務が課されました。本市ではこれらを踏まえて、地域福祉計画と一体のものとしてこれを取り込み、館山市再犯防止推進計画を市地域福祉計画の「第7章」として、ここに策定します。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、さまざまな障がい、厳しい生育環境など、様々な生きづらさを抱え、矯正施設から出所後も立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。こうした人々の再犯を防止するためには刑事司法関係機関による取り組みだけでは限界があることは明らかであり、地域社会で孤立せずに生活課題に対応でき、安定して地域に根付くことのできる、保健・医療・福祉サービスや住まい・就労・修学など、県や市からの暮らしを支える地域サービスの提供が重要です。

本市においては「第4章」の地域福祉の全般的な「具体的な施策・事業」を中心としつつ、さらに本章において「再犯防止」施策としての視点から計画化する施策・事業をもって、再犯の防止に努めていきます。

第2節 千葉県における再犯防止を取り巻く状況

（犯罪発生数や再犯数・率などの統計数字は館山市単位では取得が困難であるため、この節では千葉県の再犯防止推進計画から概要を引用します。）

千葉県では、2022（令和4）年1月に「千葉県再犯防止推進計画～誰もが暮らしやすい千葉県づくり～」を策定しています。これによりますと、千葉県における再犯防止を取り巻く状況は、概ね次のとおりです。

千葉県の刑法犯罪認知件数は年々減少し、2020（令和2）年には34,685件と直近10年で最も多かった2011（平成23）年の約60%に減少しています。千葉県警における検挙件数は12,660件で、検挙人数は7,868人でした。

このように件数は減少傾向にあるものの、再犯者数は検挙人員ほどには減少していません。2020（令和2）年の再犯者は検挙人数7,868人のうちの3,876人、再犯者率は49.3%で、前年・前々年とほぼ同じ割合です。

また、県内の刑務所等の新受刑者中の再入所者数・率では、2020（令和2）年の数字で新受刑者676人のうち387人が再入者で、再入者率は57.1%でした。刑務所入所者はここ数年減少傾向にあるものの、再入所にかかる犯行時の居住地が千葉県であった人の割合は50%以上で推移しており、初めて刑務所に入った人よりも再入所の方が多い状況が続いています。

出所受刑者の2年以内の再入所者であって、再入所に係る犯行時の居住地が千葉県であった人の人数は、出所年ごとにばらつきがありますが、直近5年間の平均では約106人となっています。

第3節 計画の目標等

一度犯罪をしてしまった人が再び犯罪を行わないようにするには、犯罪をした人が抱える様々な生きづらさを解消することが最も有効であると考えられます。そのためには市と県・国、そして民間団体・市民が連携し、犯罪をした人が地域で孤立することなく生活を再建できるように支援することが必要です。

特に、矯正施設に収容されている人の中では高齢者や障がいを持つ人の割合が高いことが法務省の「犯罪白書」等において明らかにされており、1996（平成8）年～2017（平成29）年の受刑者が2年以内に再び刑務所に入った割合では、高齢者が22.3%と最も高くなっています。これは、再犯防止が単に司法行政上の問題ではなく、まさに福祉の問題でもあることを示しています。

また、犯罪をした人のみでなく、犯罪被害者等を含む市民全員が安心して暮らすことのできる地域社会を目指して、安全で安心できる、暮らしやすい館山市の地域社会を創り上げることが大切です。

そこで、具体的数値を挙げることは極めて困難なのですが、千葉県と連携して次の事項を本計画の目標とします。

- ① 保護観察下の人々の就労を支援し、保護観察終了時に無職である人を減らす努力をします。
- ② 協力雇用主を増やします。
- ③ 刑務所を満期出所時に帰住先がない人で、館山市に住むことを希望する人に、住まいと仕事を紹介できる仕組みを検討します。
- ④ 刑法犯検挙人数に占める高齢者の割合を減らすため、高齢者の様々な地域生活課題の解決に取り組みます。
- ⑤ 刑法犯少年を減らすため、市内の小・中・高校と連携して、少年期・思春期の各種の相談支援に取り組みます。
- ⑥ 安房地区保護司会の活動に協力し、連携します。
- ⑦ 「社会を明るくする運動」を広げ、犯罪のない地域社会をつくるとともに、犯罪から立ち直ろうとする人を包摂する館山市を目指します。

第4節 矯正施設を出所した人を支え、再犯を防止する施策の展開

(1) 国・県・近隣自治体等との連携の強化

事業	① 国、千葉県、千葉県地域生活定着支援センター及び安房地域近隣自治体・保護司会等との連携を強化します。
将来像	国・県等との連携を通じて支援対象者の状況をスムーズに把握できおり、その人にあった支援策を提供することができています。
関係部署	社会福祉課
■国（法務局・県内矯正施設など）、千葉県（担当部局）、千葉県地域生活定着支援センターとの連携を強化し、矯正施設を出所する人で、館山市で暮らすことを希望する人の情報・連絡を受け、支援体制を事前に作ることができるなどの対応ができるよう取り組みます。 ■住まいや就労の支援などを安房地区全体で広域的に取り組めるよう、近隣自治体及び安房地域保護司会等との連携を強化します。	

(2) 住まい・就労の確保等による自立支援の推進

事業	① 空き家を利用した低家賃の住まいの確保や身寄りのない方の保証人の確保などの居住支援の在り方について検討していきます。
将来像	居住支援に空き家も活用し、住まいの確保がされることにより、地域で安心して暮らし続けられています。
関係部署	社会福祉課・建築施設課
■矯正施設を出所した方を、住まい探して困難にぶつかっている他の一般の方と同様に居住支援をしていきます。 ■居住支援法人と連携を図り、住宅セーフティネット制度の推進を目指します。 ■「空き家バンク」制度の活用方法について検討します。	

事業	② 矯正施設出所者を雇用してくれる協力雇用主を増やしていき、出所者の働く場の確保を目指します。
将来像	協力雇用主の支援のもとで、出所者が安定した仕事と収入を得ることができ、落ち着いた生活を送ることができています。
関係部署	社会福祉課
■協力雇用主の拡大に努めます。 ■一般の企業・工場のみでなく、自然の中で働く農業・漁業に従事することによる社会復帰へのリハビリ的効果も高められるよう、農福連携、水（産業）福連携も目指します。 ■協力雇用主や働く本人との相談に応じられるジョブ・コーディネーターを、障がい者の就労移行支援を専門とするコーディネーターと兼ねるなどして配置を目指します。	

（３） 保健・医療・福祉サービスの利用の促進

事業	① 出所者もまた市民の一人として立ち寄りやすい居場所づくりとして、市内５つの日常生活圏域に福祉総合相談にも対応できる居場所＝「まちの縁側」（仮称）の設置を目指します。
将来像	日常生活圏域毎に福祉総合相談窓口として「まちの縁側」（仮称）が設置され、身近な場所で気楽に生活課題を相談でき、いろいろな市民との交流が図られています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
■「まちの縁側」（仮称）で福祉総合相談に対応できる体制整備を図ります。 ■「まちの縁側」（仮称）を、地域の人々との交流を通じて、お互いに居心地の良い居場所となるように工夫します。 ■福祉総合相談に対応する専門職として、地域福祉コーディネーターの育成に努めます。	

事業	② 多職種・多機関が連携する質の高いサービス提供基盤の確立を目指します。
将来像	日常生活圏域と全市レベルに多職種・多機関が参加するケア会議を設置し、多職種連携でカンファレンスを行なって、困難ケースにも対応しています。
関係部署	社会福祉課・高齢福祉課・健康課
■受刑者・矯正施設出所者には地域の平均以上の割合で知的及び精神障がいのある人が存在することが知られており、各手帳未取得者の手帳申請を援助し、早急に各種福祉サービスに繋ぎ、専門職が連携して対応していくことを目指します。 ■各課の専門職と福祉関係団体の専門職との連携強化を図り、定期的な合同ケア会議の体制づくりを目指します。 ■合同ケア会議を基礎として、全市的な多職種・多機関の協議体を設置し、新たな施策提言や困難ケースへの対応が図れるよう目指します。 ■各課の専門職の日常生活圏域を基本とした地区分担制について検討します。	

事業	③ 孤立・孤独・引きこもりに陥ることなく、本人が気楽に相談できる体制を整備します。
将来像	孤立・孤独・引きこもりを個人の問題とせず、地域社会との関わり、地域の人との信頼関係の回復の中で役割を見つけて暮らしています。
関係部署	社会福祉課
■包括的な支援体制の中で、アウトリーチなどにより寄り添った支援の展開を目指します。 ■千葉県ひきこもり地域支援センターや、ひきこもりサポーター等養成研修等の周知を行い、ひきこもり支援の担い手の増加・支援者のスキルアップを目指します。	

(4) 非行の防止・学校等と連携した就学支援の実施

事業	① 市内の各学校と連携し、児童生徒が非行に陥らないように取り組みます。
将来像	児童生徒がいじめや不登校、非行のない、明るく楽しい学校生活を送っています。
関係部署	社会福祉課・教育総務課
■館山市に配置されている、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携強化と情報共有の体制整備に努めます。	

事業	② 市青少年相談員、市青少問題協議会との協力を努めます。
将来像	児童生徒がいじめや不登校、非行のない、明るく楽しい学校生活を送っています。
関係部署	社会福祉課・教育総務課・生涯学習課
■市青少年相談員や市青少年問題協議会と協力し、長期休暇時にはパトロールを実施するなど児童生徒が非行に陥らないように協力します。 ■青少年の健全育成を目指す剣道大会等のスポーツ大会・活動の展開に協力します。 ■児童生徒のボランティア活動への積極的な参加を促し、様々な体験活動を通じて、他人に共感すること、自分が大切な存在であること、社会の一員であることを実感し、思いやりの心や規範意識をはぐくむことができるよう取り組みます。	

(5) 出所した人の特性に応じた支援の実施

事業	① 少年・若年者には、地域の関係機関やボランティア団体が連携して、再び犯罪に巻き込まれない働きかけを行えるよう努めます。
将来像	特殊詐欺や薬物犯罪等に巻き込まれることなく、地域を担う若者として明るく元気に生活しています。
関係部署	社会福祉課
■児童相談所との連携が十分に取れるように努めます。 ■過去に非行少年として保護等をされた少年には市民ボランティア等と連携して、農業・漁業体験活動や学習支援活動等で立ち直り支援活動を展開できるよう検討します。	

事業	② 男女に関わらず、虐待やDV、性被害などジェンダー的問題を背景に持つ人には、そうした背景に留意しつつ社会復帰に取り組みます。
将来像	心身への不当な暴力的差別を受けることもなくなり、地域住民の一人として安心して暮らし、地域と交流ができています。
関係部署	社会福祉課
■県の男女共同参画センターや女性サポートセンターとの連携を強めます。 ■県弁護士会や県更生保護助成連盟などと連携し、専門的な相談・支援につなぎます。	

事業	③ 知的障がい・発達障がい疑われるにも関わらず手帳を持たない人を支援し、遅滞なく福祉施策を提供します。
将来像	各自の障がいの特性に合わせた福祉サービスを受け、自立した日常生かを目指して、明るく努力しています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
■障がい手帳を所持していない人には、申請を援助して手帳取得を目指します。 ■手帳取得後は勿論のこと、取得前においても必要な福祉サービスを提供します。	

(6) 民間協力者の活動の促進

事業	① 保護司をはじめ民間協力者の活動促進を図ります。
将来像	犯罪を起こして矯正施設等から地域に帰ってきた人を支える民間協力者の連絡組織が地域で活動し、きめ細かな対応ができています。
関係部署	社会福祉課
■欠員が出やすい保護司の補充をはじめ、保護司会の活動に協力します。 ■更生保護に関わる民間協力者の横の連絡網を作れるよう、連絡組織の立ち上げを検討します。	

(7) 地域社会による包摂の推進、広報啓発活動の推進

事業	① 立ち直りを決意した人を受け入れ、包摂できる地域社会づくりを目指します。
将来像	福祉と司法関係者の緊密なネットワークにより、適切な相談支援を受け、地域社会の一員として、安定して暮らすことができています。
関係部署	社会福祉課
■市内の福祉関係機関、専門職と司法機関が密接な連携協力関係を築き、効果的に取り組みを進められるよう、当事者の更生を支援できるネットワークづくりを検討します。 ■アルコール中毒や薬物中毒からの立ち直りを図る自助組織活動を支援します。 ■こうしたネットワークを通して、更生保護に関する研修や情報共有を図り、支援対象者や地域住民への相談支援が適切にできるように努めます。 ■罪に問われた人の更生を支援し、地域社会で包摂して受け入れていくことが再犯を防止し、全ての市民が安全で安心して暮らせる社会を実現することを広報し、地域に向けて啓発していきます。	

(8) 再犯防止に向けた基盤の整備

事業	① 再犯防止施策の効果を上げていくために、必要な基盤の整備に努力します。
将来像	再犯防止に係る人的・物的体制の整備、施策の実施状況の検証、不断の広報・啓発活動などにより、再犯防止に向けた地域全体の基盤がよりしっかりしたものとなり、安全・安心の地域社会ができています。
関係部署	社会福祉課
■再犯防止施策の効果を検証できるよう、国・県と連携して情報提供（可能な限り市町村単位で）を受けられるよう、関係機関に要望していきます。 ■保護観察所や保護司会、地域住民との「社会を明るくする運動」を積極的に進め、犯罪・非行の防止と、刑期を終えた人たちの更生に対する市民の理解促進に取り組みます。 ■教育・保健医療・福祉関係者を対象として矯正施設職員等による研修講座を定期的に企画し、刑を終えて出所してきた人の人権の尊重、地域で暮らしていくために欠かせない各種サービスの提供、立ち直りへの支援への理解を深めます。	

第8章 地域福祉活動計画

第1節 地域福祉活動計画の趣旨及び地域福祉計画との関係

「市町村地域福祉計画」は第1章第2節で述べているように、社会福祉法第107条に法的な根拠を持って、市民協働で地域福祉の発展をめざす計画であり、その「枠組み」、「進むべき方向性」を示して、行政が責任を持って進行管理をして充実した地域福祉の実現を図る計画です。

これに対して「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」において計画化される「地域福祉」の方向性や施策を、市民サイドからの行政との協働で実現をめざす「活動計画」（アクションプラン）です。そのため、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は一体的に策定されることが望ましいとされ、館山市においては本「地域福祉計画」の第8章として「地域福祉活動計画」を取り込み、一体のものとして位置付けます。

市民サイドからの「地域福祉活動」ということでは、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として社会福祉法第109条に明記されている市町村社会福祉協議会がその中心となりますが、本「地域福祉活動計画」はけっして館山市社会福祉協議会単独の計画ではありません。この計画は、これまで館山市社会福祉協議会とつながりが深かった市民や当事者団体、区長会や民生・児童委員の皆さんとともに、同時にまた、これまで関係の少なかった団体や機関、サークル・個人などの、地域福祉・地域活動に関わる幅広い関係者が集って連携し、館山市のすべての市民と諸団体が一丸となって「事業の企画及び実施」、「社会福祉活動への住民参加」（社会福祉法第109条第1項）を実現する事をめざしています。

第2節 地域福祉活動の現状と課題

本市における地域福祉の現状と課題については、「第4章 具体的な施策・事業」の第2節において基本目標ごとに詳細に取り上げています。地域福祉の市民活動に関わる主な事項を再掲すると次のようになります。

（1）現状

- ・ 各地区の市民同士の強い繋がり存在は各種調査に現れていますが、その繋がりを活かして地域の互助が盛んになっているという程度には至っていません。
- ・ 少子高齢化の影響もあり、町内会活動の負担が大きく、後任の引き受け手探しも大変という声が各種調査からあがってきています。
- ・ 市社会福祉協議会の15支部（地区社協）の小域福祉圏活動が、台風被害やコロナ禍により低迷気味になっており、市社協本体からの更なる発案・協力が必要です。
- ・ 潜在的な生活困窮者の早期発見につながるネットワーク強化が求められます。
- ・ 相談支援には生活全般にわたる諸制度に精通した専門職が求められます。
- ・ 買い物等の移動支援は循環バスやデマンドタクシー、買物シャトルサービスなど各種取り組まれています。利用者の増加、区間、路線、運賃など、一層の検討が必要となっています。
- ・ 包括的な相談支援を目指していますが、未だに分野・世代・属性によって判断されることも多くそれぞれの役割理解とチームアプローチに課題があり、包括的な支援の展開に苦慮する場面もあります。
- ・ 市内における「ひきこもり」実態の把握が十分にはなされていません。
- ・ 地域の社会福祉法人と連携した仕組みづくりが難航しています。
- ・ 市には、NPOやボランティア団体を担当する部署がなく、その関わり方や支援方法などのノウハウが蓄積されていません。

（2）課題

- ・ 市民のボランティア活動の活性化をはじめ、市民福祉意識の一層の醸成が必要です。
- ・ 地区活動の活性化や担い手の育成（参加しやすい地区活動の創設）が求められています。
- ・ 若者の定着、地域産業や地域組織の後継者育成が欠かせません。
- ・ 生活困窮世帯の早期発見、特に潜在化している現状把握のためのネットワーク強化が必要です。
- ・ 耕作放棄地・空き家の増加・獣害の増加等への対策の強化は、市内の山間地域では喫緊の課題となっています。

- ・ 日常生活自立支援事業を市社協が受託し、60名の契約者（令和5年4月）がいますが、職員体制や事業内容等の課題により、新規契約が鈍化する傾向にあります。
- ・ 本計画の諸施策から、10地区それぞれの特性を踏まえた施策を取り上げ、市民参加により取り組み、各地区のサービス基盤を整備する必要があります。
- ・ 身近な困り事について相談できる場所の整備が求められています。
- ・ フォーマル、インフォーマルな社会資源が不足しており、その充実が必要です。
- ・ 民生委員・児童委員について、地域で果たしている役割、現状、課題などについて市民に理解を求める周知、広報の強化が必要です。

第3節 地域福祉活動計画の基本理念と基本目標

「地域福祉活動計画」の基本理念は、「地域福祉計画」と同様で、第3章第2節に掲げられている次の理念です。

『一人ひとりが繋がり はじまる

みんなで支え合う あったかまちづくり』

これは第4章にもあるように、「地域共生社会の実現」に向け、“一人ひとり”が地域の課題を我が事としてとらえ、その解決に向けて個が“繋がる”ことで、誰もが支える側であり、支えられる側でもある“支え合い”が生まれ、地域の住民全員が役割をもち“みんなで”思いやりあふれる“まちづくり”を実現することを表現したものです。

基本目標も、やはり「地域福祉計画」を踏まえて基本目標1～基本目標3を同様とするとともに、「地域福祉活動計画」の前述の特徴に関わって、独自に基本目標4を掲げ、次のとおりとします。

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 基本目標1 | 市民の繋がり強さを活かす市民協働の豊かな人づくり |
| 基本目標2 | 暮らしやすい生活環境のさらなる整備で、安全・安心な毎日を創り出す地域づくり |
| 基本目標3 | いろいろな“暮らしにくさ”に正面から向き合うサービス基盤づくり |
| 基本目標4 | 市民の地域福祉活動の中核となる市社会福祉協議会の活動基盤づくり |

第4節 市民協働でめざす具体的施策の展開

基本目標 1：市民の繋がりやの強さを活かす市民協働の豊かな人づくり

(1) 私たちは、様々な生活課題を持つ市民に互いに寄り添い、命、人権、思いやりを育む、豊かな市民福祉の心と意識の向上に努めます。

事業	① 全ての市民の命、人権を思いやる学校教育・社会教育の充実をめざす市の取り組みに連携し、協力します。
将来像	小・中学生、そして市民全体の中に命・人権を大切に思う考え方が広がり、館山市が人に優しいまちへと育っています。 特に、貧困、障がい、認知症高齢者など、暮らしにくさを抱える市民が心理的なハードルを感じることなく命と人権が平等に尊重される館山市になっています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・教育総務課・生涯学習課
■市が提供する社会福祉の基礎を学ぶ集い等に積極的に参加します。 ■全市民対象の定期的な地域福祉フォーラムに積極的に参加・協力します。	

事業	② 市自殺対策計画による自殺対策に連携・協働し、誰もが孤立・孤独・絶望から自死に至ることのないよう、各地域で全ての地域住民の命を支えます。
将来像	市民誰もが自ら命を断つ事なく、互いの優しさと思い遣りの中で自分の幸せを求めて暮らせています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・教育総務課
■市が実施する自殺対策計画の市民への周知に積極的に協力します。 ■誰もが孤立・孤独に安易に陥らないよう、近隣住民同士が穏やかにつながることのできる地域を目指します。 ■自死に至る可能性がありそうな市民の方の存在に気がついたとき、民生委員や包括的支援体制の相談支援事業に繋ぎ、命を守ります。	

事業	③ 子ども、障がいを持つ市民、認知症高齢者をはじめ、全ての市民の人権を守ります。
将来像	暮らしの中で弱い立場に追い込まれがちな市民が、虐待等の状況に追い込まれる事なく、それぞれがその人らしく生活できています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・教育総務課・こども課
■虐待をせざるを得ない状況に追い込まれることのないよう、地域・近隣で温かく包摂し、孤立させることのない地域の人間関係を目指します。 ■困っている方を見聞きした時には、関係行政機関等に連絡し、支援を求めます。 ■こども・障がい者・高齢者への虐待などを見聞きした時には、施設・学校・児童相談所・警察等に連絡し、人権を守ります。	

事業	④ 一人暮らし等で、地域に頼れる人がいない市民を孤立させることなく、近隣住民として支えます。
将来像	市内・近県に頼ることのできる家族や親戚がおらず、一人で暮らす高齢者や障害のある市民が入所・入院、終活ができ、安心して日常生活を送ることができています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■住まいの賃貸や施設入所、医療機関への入院の際など保証人がいないために困っている一人暮らし等の市民を発見したときは、民生委員や市役所・市社協など関係機関に連絡し、支援を求めます。 ■住まい探しや、葬儀、埋葬、遺産処分等の終活で困っている一人暮らし等の市民を発見したときにも、すぐに民生委員や市役所・市社協に連絡し支援を求めます。	

(2) 地縁型・目的型市民組織への活動支援と市民交流の活性化

事業	① 地縁型市民組織と目的型市民組織が互いの活動を理解し、市民交流が活性化できる仕組みづくりができるよう、連携・協力します。
将来像	住みやすい館山市のまちづくりを共通目標に、地縁型と目的型の市民組織が相互に乗り入れた活動を展開することで、活発な市民交流が展開されています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・市民協働課・中央公民館
■まちづくり・地域づくり、その活性化を同様に目指している町内会等とボランティア団体やサークル等が、連携し、互いの活動が活性化できるように、互いに誘いあって協力していきます。	

事業	② 町内会活動を一部の役員の人だけにのみ任せることなく地区住民みんなで支え、特定の人だけの負担にならないように、地域みんなで協力します。
将来像	地域コミュニティの市民組織として、主体的・自主的に活動を展開する町内会が、地区の市民を生きいきと繋げています。
協働する行政の 関係部署	市民協働課
■町内会活動が特定の人だけの負担にならないよう、現役世代の男性・女性もみんなで支えるものしていきます。 ■地域コミュニティの重要な組織としての町内会の役割をみんなで再認識するとともに、一部役員の過重な負担にならないように、地区で相談できるようにします。	

事業	③ 町内会活動の目的・目標を明確にし、行政等と対等な市民協働の地域組織として活動の活性化を図ります。
将来像	地域コミュニティの市民組織として、主体的・自主的に活動を展開する町内会が、地区の市民を生きいきと繋げています。
協働する行政の 関係部署	市民協働課
■市役所・市社協とともに、町内会活動の現状・課題についての把握をします。 ■町内会を行政と対等な市民協働の組織とするため、活動の簡素化を図り、町内会活動が過重な負担なく自主的・主体的に展開できることを目指します。	

基本目標 2：暮らしやすい生活環境のさらなる整備で、
安全・安心な毎日を創り出す地域づくり

(1) いろいろな障がい、困難を持つ市民への就労支援や居住支援などの地域参加の支援

事業	① 就労支援や居住支援を必要とする市民が地域活動に参加でき、それを暖かく受け止めることのできる地域づくりを目指します。
将来像	新しい住民も含め、皆が地区毎の居場所に気楽に集まり、暖かい交流の中で安心して地域に溶け込んで暮らしています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■就労支援や居住支援で新たに地域に加わった人、移住してきた人が地域に馴染み、地域活動に参加できる居場所づくりを目指し、地域住民が気軽に交流できることを目指します。	

事業	② 地域住民の誰もが気楽に立ち寄れる「居場所」づくりを目指します。
将来像	新旧住民の交流、老若男女の交流が活発に行われ、互いに気心の知れた暮らしやすい地域をつくる居場所となっています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・中央公民館
■上記①の地域づくりのために、地区毎に各地区公民館や空き家などを活用した「居場所」づくりを、市役所や市社会福祉協議会などと協働して目指します。 ■「居場所」では市民誰でもが気楽に立ち寄り、話し合える場所にします。 ■よりよい「居場所」づくりのための体制整備に努めます。	

(2) 災害時における防災・減災体制の一層の整備

事業	① 避難行動要支援者支援体制の強化に協力します。
将来像	万が一の災害時にも取り残される不安なく、安心して避難できる体制がふだんから作られています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・危機管理課
■災害時における被災者台帳等の整備に協力します。 ■避難行動要支援者について、真に支援が必要な方の把握を心掛け、支援を必要とする方がいた場合には、民生委員や行政などに伝えるようにします。 ■避難行動要支援者名簿登載者に対する、個別避難計画の策定を市役所や市社会福祉協議会、福祉関係団体等と連携して進めます。 ■同時に、避難行動要支援者名簿登載者に対する、個別避難計画の策定の意義を住民間で周知し合い、支援を必要とする人、支援をする人の互いの理解を深めていきます。	

事業	② 災害時の福祉避難所の円滑な運営体制整備に協力します。
将来像	福祉サービスを必要としていて、一般の避難所では避難生活を送りづらい方へは福祉避難所を開設し、対応しています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・危機管理課
■福祉避難所開設・運営に地域住民として積極的に協力・連携します。 ■通常の避難所においても、福祉的な配慮・支援が必要な市民を、専門職に協力して支えます。	

(3) 買い物・通院などへの移動支援の推進

事業	① 「市街地循環バス」「買い物シャトルサービス」「予約制乗合送迎サービス」など、一層の利便性の向上を目指し、お互いに助け合って買い物を代行したり、通院の送り迎えをしたりする努力をします。
将来像	生活に欠かすことのできない食料品等の買い物、病院への通院の交通機関の確保を改善する努力が続いています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課・企画課
■地域の社会資源を活用した、移動支援について市役所や市社会福祉協議会と協力し、ともに検討します。	

(4) 若者や移住者が暮らし続けられる子育て環境や、職場確保の推進

事業	① 農業、漁業、観光分野などで、若者や移住者の働く場の開拓に協力します。
将来像	福祉を含む市内の様々な職域に若者や移住者が定着し「みんなでまちづくり」が進んでいます。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・雇用商工課・観光みなの課・農水産課
■障がい者の就労支援に限らず、農業・漁業・観光など多くの分野で若者や移住者が定住するため働ける場を、関係団体等と連携して開拓に協力し、受け入れ可能性のある情報があれば積極的に市役所や市社会福祉協議会に提供します。	

事業	② 若者や移住者の職場・住まい・子育て環境の確保を目指します。
将来像	若者や移住者の定着が進む中、館山市は「子育てがしやすい街」として認識され、人口が増え、出生率も向上しています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・こども課・建設施設課・都市計画課
■市内に定住する若者や移住者の住まい確保に向けて、空き家の情報を市役所や市社会福祉協議会に提供します。 ■若者や移住者が定住し続けることができるよう、保育園・幼稚園・こども園の整備、公園の整備などに積極的に協力します。	

(5) 日常生活支援事業の充実

事業	① 市社協が実施する金銭管理等（日常生活自立支援事業）の体制整備に協力し、支援を必要とする方が取り残されることのないように事業の周知や支援員の充実に協力します。
将来像	日常生活に必要な支払いや金銭管理などの支援を、必要な時に受けることができ、より長くすみ慣れた場所で生活を続けられています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・高齢福祉課
■市社協の実施する日常生活自立支援事業の支援員研修に協力・参加し、支援員の体制の充実を目指します。	

(6) 耕作放棄地・獣害の増加などの対策の強化による、地域環境の改善

事業	① 耕作者本人、農業委員会などと連携して耕作放棄地を減らす取り組みの検討に協力します。
将来像	耕作が放棄された農地を活かしていくことで、緑の保存や働く場の確保、有害鳥獣の被害の防止などが進み、景観も保存されています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・農水産課・農業委員会
■農地を若者や移住者に賃貸して農業を続けられる仕組みづくりを市役所や市社会福祉協議会と一緒に検討し、耕作放棄地を減らし、いろいろな生活課題を抱えている人が就労訓練としても農地を活用できる方策にも協力します。	

基本目標 3：いろいろな“暮らしにくさ”に正面から向き合う

サービス基盤づくり

(1) ヤングケアラーへの支援

事業	① ヤングケアラーの実態把握と負担軽減の取り組みに協力します。
将来像	家庭内で親・兄弟姉妹・祖父母などを介護せざるを得ない小・中・高校生に寄り添い、ケアに追われていた子どもたちの負担が軽減され、通学できるようになっています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・教育総務課・こども課
■ヤングケアラーの実態調査の手法への検討や、対象者の把握に連携・協力します。 ■自宅の近所等でヤングケアラーと思われる人の存在に気がついた時には、市役所や市社会福祉協議会などに連絡し、連携して対応します。 ■ヤングケアラーを社会的な問題として捉え、地域ぐるみで支えていけるよう、市役所や市社会福祉協議会の市民意識向上に協力します。	

(2) 子育て環境の整備、児童虐待への対応

事業	① 子育ての悩みを気楽に相談できるような近隣環境づくりに協力し、市役所や市社会福祉協議会などの切れ目のない子育て支援に連携・協力します。
将来像	子育て世帯が、子育ての仕方・子育ての悩みなどを近隣の保育園やこども園、そして近所にも気軽に相談でき、保育の専門職や子育て経験者からのアドバイスで、両親が子育てで孤立することなく、親子で楽しく暮らせています。
協働する行政の 関係部署	健康課・こども課
■子育て世代が地域で孤立することのないよう、保育園等の専門職とも連携しながら、子育て経験者が子育て世代を受け止め、見守れる地域環境を作れるように協力します。	

事業	② 子どもへの虐待防止の推進に協力します。
将来像	地域に暮らす全ての子どもが家庭や地域で虐待されることなく、明るく健やかに育っています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・こども課・教育総務課
■自宅の近所等で子どもへの虐待と思われる状況に気がついた時には、市役所などに連絡し、連携して対応します。 ■市役所や専門機関が推進する子どもの心身の発達面の相談支援、療育支援の充実などに協力し、地域ぐるみで子どもへの虐待防止の推進につなげていきます。	

(3) 孤立・孤独の解消、引きこもりの方への支援

事業	① 孤立・孤独・引きこもりの実態把握に協力し、本人や家族が気楽に相談できる体制の整備に連携します。
将来像	孤立・孤独・引きこもりを個人・家庭の問題とせず、地域社会との関わり、地域の人との信頼関係の回復の中で役割を見つけて暮らしています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課
■引きこもりの実態調査の手法の検討、対象者の把握に連携・協力します。 ■千葉県ひきこもり地域支援センターや、ひきこもりサポーター等養成研修等に積極的に参加し、ひきこもり支援の担い手の増加・支援者のスキルアップを目指します。	

(4) 「生きることを大切に」、自殺を予防する取り組みの推進

事業	① 市自殺対策計画の確実な推進に協力し、命を大切にする取り組みを地域に広げます。
将来像	市民誰もが自身を含む全ての市民の命を大切にし、自己肯定感を抱いて安定した暮らしを送っています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課
■市自殺対策計画の推進に連携・協力します。	

事業	② ゲートキーパーの養成、相談体制の強化に協力します。
将来像	「命の門番」とも言われるゲートキーパーが地域に増え、命の SOS に対応して地域の人々の命を守っています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課
■市内各地区からゲートキーパーの養成に参加し、身近に話を聞くことができ、専門相談機関へ誰もがつながることができることを目指します。	

事業	③ 当事者本人や家族が立ち寄りやすい居場所づくりとして、市内5つの日常生活圏域に福祉総合相談にも対応できる居場所＝「まちの縁側」（仮称）の設置を目指します。
将来像	日常生活圏域毎に福祉総合相談窓口として「まちの縁側」（仮称）が設置され、身近な場所で気楽に生活課題を相談でき、いろいろな市民との交流が図られています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
■身近な「まちの縁側」（仮称）で福祉総合相談に対応できる体制が整備され、孤立や孤独から自死に至ることのない総合相談の場所づくりに、市役所や市社会福祉協議会などと連携・協働して取り組みます。	

(5) 高齢者・障がい者の権利擁護、意思決定の支援・保障への取り組みの推進

事業	① 市成年後見制度利用促進計画の着実な推進に協力し、当事者の権利を擁護する取り組みを地域に広げます。
将来像	自分の意思決定に支援を必要とする高齢者や障がい者が、この計画の推進によって意思決定の保障を得て、権利を擁護され、安心して暮らし続けられています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■成年後見制度利用促進計画の推進に連携・協力します。	

事業	② 市民後見人の育成体制の整備に協力します。
将来像	後見人としてのスキルを保持する市民が増え、要請があればいつでも後見人を引き受けられる体制ができています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■市民後見人の研修に積極的に参加し、支援を必要とする方が必要な時に支援を受けることができることを目指します。	

基本目標 4：市民の地域福祉活動の中核となる

市社会福祉協議会の活動基盤づくり

事業	① 自主財源（会費・寄付金・共同募金配分金など）の拡大により財政基盤を強化し、独自事業の確立を目指します。
将来像	市福祉行政の委託事業などを確実に実施するとともに、市社会福祉協議会独自の財源を拡大して、市民に身近な社会福祉法人として、制度の隙間に落ち込んでいるような課題にも独自に積極的に取り組むことができ、市民に信頼される存在となっています。
■個人会費・団体会費の拡大に取り組みます。 ■合わせて寄付金・共同募金配分金の増大を目指します。 ■市社会福祉協議会の財政基盤の強化の為、自主財源の確保に向けた事業展開を目指します。 ■拡大強化された財政基盤をベースに、地域生活課題解決に向けた独自の施策・事業が展開できることを目指します。	

事業	② 地区社会福祉協議会活動基盤強化による、地域福祉活動の強化を目指します。
将来像	市内 15 の地区に活動を展開している地区社会福祉協議会の活動基盤が強固になり、豊かな地域福祉活動が地区ごとに展開されています。
■市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会の連携・結びつきを強め、各地区の自主的な独自活動がさらに強化されることを目指します。 ■将来的には各地区に地域福祉コーディネータを配置し、地区社協活動を支援できることを目指します。	

事業	③ 福祉専門職員の増員による活動の質と量の拡大を目指します。
将来像	市社会福祉協議会が市民の総合的な相談の窓口の一端を担い、地域の生活課題を受け止め、解決していけるよう福祉専門職員が増員され、活動の質と量が拡大して、市民に信頼される存在となっています。
■社会福祉士をはじめ、精神保健福祉士、介護福祉士、ケアマネージャ、保健師、保育士などの専門職を順次増員・配置していき、市民の複雑で複合的な生活課題相談に対しても総合的に支援できることを目指します。 ■各専門職はもちろんのこと、市社会福祉協議会の組織としてもコミュニティソーシャルワーク機能を持ち、個別支援と地域支援を展開します。	

事業	④ 重層的支援体制整備事業実施に、市地域福祉行政のパートナーとなる活動基盤の整備を目指します。
将来像	「地域共生社会」の実現のために館山市が進める「重層的支援体制整備事業」の一端を、市社会福祉協議会も連携・協働して担い、地域福祉を推進する組織として力強く事業を展開し、市社会福祉協議会が一層市民に信頼されています。
■「重層的支援体制整備事業」の次の事業のうち、すぐにでも始められる諸施策について、本「地域福祉計画」に基づいて市役所や地区住民と協働して取り組みを始めます。 ・包括的相談事業 ・参加支援事業 ・地域づくり事業	

第9章 計画の推進に向けて

第1節 計画の進行管理・推進体制

(1) 進捗状況の管理・推進

計画を着実に実現していくためには、計画に記載した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握、実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。その結果については、市ホームページ等を通じて公表していきます。

(2) 庁内及び関係機関との事業や施策の調整

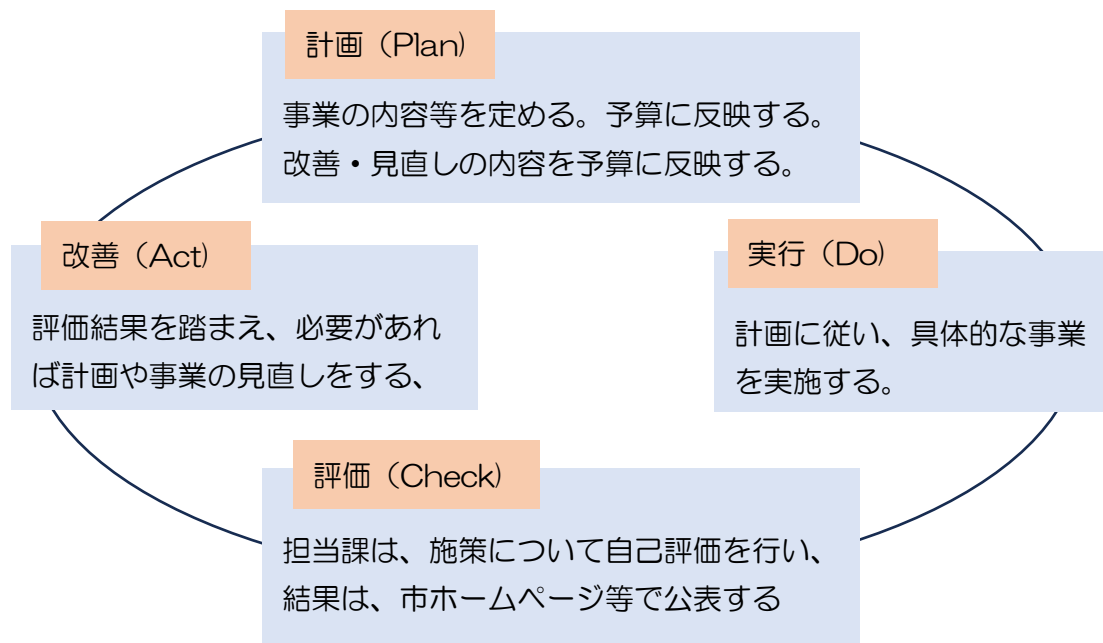
地域福祉は、市民の地域生活課題に直結しているものであるため、庁内の福祉関係部署だけでなく、幅広い部署が関係するものとなります。また、似たような事業をそれぞれの所管課が実施するよりも、地域福祉の視点で調整を行い、より効率的な事業展開を行なっていくことが重要です。

そのため、地域福祉の推進を全庁的な取り組みとするとともに、関係機関との連携による充実したものとするため、進捗管理時に必要なヒアリングを行うとともに、課題を共有して問題解決を図ります。

第2節 計画の評価方法

(1) 評価の手順

本計画を具体的な事業として実現するとともに、目標を達成するために、計画期間中、PDCA サイクルにより進行管理を行い、その結果を公開することにより、より高い推進力を確保していきます。



(2) 評価の方法

全庁的に施策を展開していくため、毎年、庁内の連携を図り、関係各課による計画の進捗状況の点検・自己評価を行います。

評価結果は、市ホームページ等で公表していきます。

資 料 編

1 用語解説

*用語の後の（ ）はこの用語が最初に出てくる頁です。

あ 行

アウトリーチ（21 頁）

以前は「アウトリーチ」は、訪問支援全般の意味で使われることが多かったのですが、現在では自ら SOS の声を挙げられない方など、支援が必要にもかかわらず潜在化している人を支援者が発見し、積極的に情報や支援を届ける活動と理解されています。

空き家バンク（43 頁）

空き家の流通促進を目的として、自治体が把握・提供している空き家等の情報について自治体を横断して簡単に検索ができるよう情報を掲載している仕組みのことです。館山市では一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部と協定を結び、2024 年 8 月から「館山市空き家バンク」制度を開始しています。

安房地域権利擁護推進センター（50 頁）

様々な事情により意思決定が困難な方に対して、権利擁護に関する事業を活用して支援を行う機関です。3 市 1 町（館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町）が共同して、鴨川市社会福祉協議会に運営を委託しています。

医療的ケア児等コーディネーター（58 頁）

医療的ケア児とは、新生児特定集中治療室（NICU）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろうを使用し、痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことをいいます。全国に約 2 万人いると推計されています。医療的ケア児コーディネーターは、そうした医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等多分野にまたがる支援を総合的に調整し、支援の提供につなげます。また、医療的ケア児等への支援のための地域づくりも推進する役割も担っています。

インフォーマルな社会資源（19 頁）

家族や親族、友人・知人・近所の人によるサポートや、ボランティア、当事者団体による支援等、制度化されていない社会資源のことを指します。制度化されていない分、柔軟性がありますが、継続性や安定性に課題があるとされています。

か 行

介護タクシー（18 頁）

例えば車椅子の方がそのまま乗車できる等、介護・介助が必要な人が乗車しやすい設備が整っており、比較的負担をかけずに目的地まで送り届けることができるタクシーのことを指します。介護保険が適用されるものと、適用されないものがあります。

ゲートキーパー（36 頁）

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のことで、「命の門番」とも位置付けられています。「ゲートキーパー」になるために特別な資格は必要

ではなく、あらゆる分野の人材が悩んでいる人に寄り添って、「気づき」・「傾聴」・「つなぎ」・「見守り」などの活動で行動を起こしていくことが期待されています。

コミュニティソーシャルワーカー（21 頁）

地域で暮らす人々の生活課題に対する個別支援と、地域における生活環境の整備、住民の組織化等のネットワークづくりなどを通じた地域支援を総合的に行う地域福祉の専門職です。

子育てコンシェルジュ（43 頁）

安心して子育てができるよう育児の悩みや相談に応じ、希望に合ったサービスの情報を紹介して適切な支援につなげるための案内人です。館山市では、保育士・幼稚園教諭の資格を持つ子育てコンシェルジェを 2 名配置しています。

更生保護（93 頁）

犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会を作ることを目指す活動のことです。保護司による生活環境の整備、保護観察、犯罪予防活動などは、その代表的な活動です。

さ 行

市民後見人（35 頁）

弁護士や司法書士等の資格を持たない一般市民の方で、市区町村等によって実施される養成研修を受講するなどして、成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した方のことです。

重層的支援体制整備事業（19 頁）

市町村において既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。

就労継続支援 A 型・B 型（41 頁）

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス 4 種類のうちの 2 種類であり、A 型は一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である人に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行います。他方、B 型は雇用契約に基づく就労が困難である人に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行います。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー（53 頁）

スクールカウンセラーは児童へのカウンセリングや教師・保護者への助言等を通じて、児童の心理に関する支援を行います。他方、スクールソーシャルワーカーは児童生徒や児童生徒が置かれた環境への働きかけを通じて、児童の福祉に関する支援を行います。

両者とも学校に配置され、教職員等と連携しながら活動し、児童生徒の課題解決に当たります。

生活困窮者自立支援サービス（11 頁）

経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方へ包括的な支援を行う制度で、全国の自治体で取り組まれている必須事業として自立相談支援事業、住居確保給付金があり、その他に就労準備支援事業等の任意事業があります。

生活支援体制整備事業（19 頁）

市町村が中心となって、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加推進を図り、地域の支え合いの体制づくりを推進していく事業です。市町村区域（第1 層）や日常生活圏域（第2 層）ごとに「生活支援コーディネーター」や「協議体」を配置して、地域住民の互助による助け合い活動を推進します。

生活支援コーディネーター（19 頁）

地域の特性や課題についての把握や、地域で活動をしている人々や団体等、多様な主体による取り組みと地域のニーズとのコーディネートを行い、地域における生活支援・介護予防サービス提供体制の構築を推進します。地域支え合い推進員とも言います。

ソーシャルインクルージョン（20 頁）

ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）とは、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、誰一人として見捨てることなく社会の構成員として包み支え合うという理念です。

た 行

多問題家族（18 頁）

多問題家族とは、本人だけでなく家族間で様々な生活課題を複合的に抱えている家族を指します。高齢や障害、児童関係等多分野にまたがる問題を抱えている場合が多く、問題解決には多職種の連携が必要となります。

男女共同参画（3 頁）

男女共同参画とは、男女が社会の対等な構成員として、自分の意思によってあらゆる分野における社会活動に参画する機会が確保され、それによって男女が平等に政治的、経済的、社会のおよび文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことです。

地域福祉コーディネーター（33 頁）

一定の地域（小学校区など）を受け持ち、きめ細かく住民の相談に応じる支援を担いながら、地域課題の解決基盤を高めるための地域づくりも担う福祉の専門職です。主に、社会福祉協議会で働いています。

地縁型組織（3 頁）

町会や自治会など同じ地域に居住することでつながる住民の自主的な地域共同組織のこと。地域の見守り・支え合いの活動主体（担い手）となるとともに、地域福祉への関心を高め、取り組みを充実させていくことが期待されています。

地区社会福祉協議会（地区社協）（19 頁）

市町村毎に組織・設置され、社会福祉法人格を持つ市町村社会福祉協議会と並行して、住民にとって最も身近な小地域の社会福祉協議会として、地域住民が主体となり組織されている任意の団体です。館山市では 15 の小地域に組織されており、地区の福祉課題を捉え、より具体的な地域福祉活動を展開しています。

デマンドタクシー（43 頁）

タクシーを利用したい人が、予め希望の時間、乗車場所を伝えて利用するシステム。乗車場所が決められていることが通常のタクシーとの違いです。市町村が補助をしていることが多くあります。

都道府県地域福祉支援計画（21 頁）

都道府県が市町村地域福祉計画の達成を支援するために、各市町村を通ずる広域的な視点から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定めた計画です。高齢者、障害者、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項や人材確保・資質向上等に関する事項を定めることとされています。

な 行

日常生活圏域（19 頁）

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域のことを言います。地域包括ケアシステム構築のため中学校区単位や地域の実情に応じて人口 2～3 万人程度で想定されることが多く、介護保険法により市町村介護保険事業計画に規定されます。また、地域包括支援センター設置の目安とされています。

ノーマライゼーション（3 頁）

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、障がいのある・なしに関わらず、誰でもが皆な共に生きることのできる社会こそがノーマルであるという考え方です。

は 行

バリアフリー（3 頁）

公共空間や建築物において、段差の解消や手すりの設置などを通して、生活上の障壁（バリア）を取り除くことです。転じて、ハード面だけでなく、様々な境遇の人がお互いに理解し、交流しあうため意識上のバリアを取り除くことも含まれます。

避難行動要支援者（46 頁）

高齢者、障害者など災害時に自ら避難することが困難な人々のことです。災害対策基本法に基づき、市町村は避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者（消防機関、

警察、民生委員、市町村社協、自主防災組織等）と適切に共有することとされています。

福祉避難所（34 頁）

災害対策基本法において、高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する人が滞在できるように、内閣府令の基準に基づき相談や助言、その他支援を受けられるような体制が整備された避難所です。市町村長は、福祉避難所を公示することとされています。

福祉事業者の第三者評価（52 頁）

質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、保育所、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、障害者支援施設、社会的養護施設などにおいて実施される事業について、公正・中立な第三者機関による専門的・客観的な立場からの評価を受ける仕組みです。

福祉総合相談窓口（31 頁）

市町村において相談者からの多問題・複合的な課題や相談機関等からの様々な相談にワンストップで対応します。または関係課、相談機関等との連携強化により、各福祉分野の縦割りの支援ではなく総合的に支援を行う相談窓口のことを指します。

保健推進員（50 頁）

すべての市民が健康で明るく生活することを目的に、地域ぐるみでの健康づくりを推進している人たちです。市が実施している保健事業を皆さんにお知らせし、地域の皆さんがより健康で元気に暮らせるように活動しています。館山市では、143 人が市内各地位で活動しており、任期は 3 年です。

保護司（89 頁）

犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯さないよう、その立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。法務大臣からの委嘱を受け、全国で約 47,000 人が保護司として活動しています。館山市には千葉県安房地区保護司会館山支部があり、犯罪のない明るいまちづくりに向けて活動しています。

ボランティアセンター（40 頁）

社会福祉協議会は全国すべての市区町村にあり、その多くにボランティアセンターが設置され、ボランティアに関するご相談に応じています。ボランティアセンターは、「ボランティアをしてほしい人」と「ボランティアをしたい人」を結びつけるコーディネートを行うために、「ボランティアコーディネーター」を配置しています。

ボランティア連絡協議会（38 頁）

館山市内でボランティア活動を行っている団体の集まりです。社会福祉協議会には、現在、登録ボランティアとして約 130 名の方が活動しています。登録ボランティアには、グループでの活動と個人の活動があります。

ま 行

目的型組織（3 頁）

ボランティアグループや NPO（特定非営利活動法人）など、一定のテーマや目的に基づいて、日常生活のふれあいや共同の生活、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちの住んでいる地域をみんなの力で住みよくしていこうと活動している組織です。

や 行

ヤングケアラー（18 頁）

ケアラーとは、高齢、障害又は疾病等により援助を必要とする家族・親族等に、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する人であり、そのうち 18 歳未満の人が「ヤングケアラー」と言われています。ヤングケアラーは、介護や家事等で忙しく、本来受けるべき教育を受けられなかったり、経済的に困窮したり、同世代との人間関係を満足に構築出来なかったり等、成長していく上での困難な課題を抱えていることも多く、適切な支援が求められています。

要支援・要介護度（8 頁）

どの程度の介護（介助）を必要とするのか介護の度合いを表す指標で、介護保険の要介護認定で 7 段階に区分されます（自立を除く）。要支援は、基本的に一人で生活できるが、部分的に介助を必要とする状態で、介護予防サービス利用のために要支援 1・2 の認定がなされます。要介護は、日常生活全般で介護が必要であったり、認知機能の低下があったりする状態で、介護サービス利用のために、本人の状態に応じて要介護 1～5 の区分で認定がなされます。これらの認定は、市町村に設置されている介護認定審査会の審査を経て、市町村長が行います。

ら 行

レスパイトケア（53 頁）

「レスパイト」とは「休息」や「息抜き」ということで、レスパイトケアは、在宅で介護や子育てをしている家族が休息を取れるようサポートを行うサービスです。在宅で介護を受けている要介護高齢者が老人ホームのショートステイを利用して短期間入所したり、在宅の乳幼児や障害者が「一時預かり」や「一時保育」に行くことなどで、介護や育児をしている家族が休息を取ったり、急な病気やけがに対応したり、冠婚葬祭に出席できる等のサービスを提供します。

2 館山市地域福祉計画等策定委員会

設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、館山市附属機関設置条例（昭和42年館山市条例第13号）に基づき設置された館山市地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長等の諮問に応じ、館山市地域福祉計画・館山市地域福祉活動計画等に関する事項について調査及び審査し、その結果を答申するものとする。

（委員）

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）館山市議会議員
- （2）保健福祉関係者
- （3）地域福祉関係者
- （4）住民代表者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱された日から令和6年3月29日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

（アドバイザーの設置）

第6条 委員会に、専門的及び総合的な立場から助言を行うアドバイザーを置くことができる。

（会議）

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、書面によることも可能とする。

（意見の聴取等）

第8条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に主席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

（検討部会）

第9条 必要な資料の収集、調査及びその他各種の検討を行うため、委員会に検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会は、検討した事項を委員会に報告するものとする。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月27日から施行する。

委員構成

NO	区分	所属	人数
1	館山市議会	議員	1名
2		議員	1名
3	保健福祉関係者	館山市保健推進員協議会	1名
4	地域福祉関係者	館山市社会福祉協議会	1名
5		館山市民生委員児童委員協議会	1名
6		館山市ボランティア連絡協議会	1名
7		館山市地域自立支援協議会	1名
8		館山市地域包括支援センター	1名
9		館山市子ども・子育て会議	1名
10		館山市要保護児童対策協議会	1名
11		安房地区保護司会館山支部	1名
12		館山市PTA連絡協議会	1名
13		中核地域生活支援センターひだまり	1名
14	住民代表者	館山市町内会連合協議会	1名
15		公募委員	1名
16		公募委員	1名

委員名簿

令和5年6月1日現在

	区分	所属	委員名	備考
1	館山市議会	議員	鈴木 ひとみ	
2		議員	鈴木 明子	
3	保健福祉関係者	館山市保健推進協議会	石井 まゆみ	
4	地域福祉関係者	館山市社会福祉協議会	秋山 一夫	
5		館山市民生委員児童委員協議会	中間 正一郎	
6		館山市ボランティア連絡協議会	鈴木 宏子	
7		館山市地域自立支援協議会	畠山 正昭	
8		館山市地域包括支援センター	初山 浩二	
9		館山市子ども・子育て会議	石渡 秀嗣	
10		館山市要保護児童対策協議会	大塚 歩	
11		安房地区保護司会館山支部	佐々木 小次郎	
12		館山市PTA連絡協議会	加藤 優	
13		中核地域生活支援センター ひだまり	香田 道丸	
14	住民代表者	館山市町内会連合協議会	小原 貞雄	
15		公募委員	渡邊 均	
16		公募委員	江澤 佳子	

	地域福祉アドバイザー	大橋 謙策	
--	------------	-------	--

(敬称略)

3 計 画 策 定 審 議 経 過

年 月 日	検 討 内 容
2022（令和4年）	
7月18日	第1回館山市地域福祉計画等策定委員会 （1）市民意識調査アンケート（案）について
8月24日～9月20日	市民意識調査の実施
10月	関係団体・機関ヒアリング調査の実施
11月19日～12月10日	地区市民懇談会の実施
2023（令和5年）	
2月22日	第2回館山市地域福祉計画等策定委員会 （1）館山市地域福祉計画・地域福祉活動計画骨子案について
6月1日	第3回館山市地域福祉計画等策定委員会 （1）計画素案作成進捗状況について （2）基本理念について
9月12日	第4回館山市地域福祉計画等策定委員会 （1）計画の体裁について （2）第1～第4章の説明
12月27日	第5回館山市地域福祉計画等策定委員会 （1）館山市地域福祉計画（案） （2）パブリックコメント実施内容について
2024（令和6年）	
1月15日～1月29日	計画原案についてパブリックコメントを実施 結果：質問・意見は寄せられず
2月29日	第6回館山市地域福祉計画等策定委員会 （1）市長への答申案の決定

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

館山市地域福祉計画

2024(令和 6)年度～2029(令和 11)年度

2024(令和 6)年 4 月 1 日 発 行

発 行 千葉県館山市

(健康福祉部社会福祉課)

社会福祉法人館山市社会福祉協議会

〒294-8601 千葉県館山市北条 1145-1

電話 0470-22-3111(市役所代表)

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆



（「元気な広場」のある日）



（館山夕日栈橋）